

平成31年 2 月宮崎県定例県議会  
商工建設常任委員会会議録  
平成31年 3 月 6 日～ 8 日・12日

場 所 第5委員会室

平成31年3月6日(水曜日)

---

午前9時58分開会

---

会議に付託された議案等

- 議案第1号 平成31年度宮崎県一般会計予算
- 議案第9号 平成31年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
- 議案第10号 平成31年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算
- 議案第11号 平成31年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算
- 議案第13号 平成31年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算
- 議案第14号 平成31年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算
- 議案第21号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第23号 国土交通省所管公共用財産管理条例の一部を改正する条例
- 議案第24号 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第25号 河川法に基づく流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第26号 海岸法に基づく占用料等徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第27号 宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例
- 議案第28号 都市公園条例の一部を改正する条例
- 議案第31号 公の施設に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第45号 土木事業の執行に伴う市町村負担金徴収について
- 議案第49号 平成30年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)
- 議案第57号 平成30年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第1号)
- 議案第58号 平成30年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算(第1号)
- 議案第59号 平成30年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算(第1号)
- 議案第61号 平成30年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第62号 平成30年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第70号 建築基準法施行条例の一部を改正する条例
- 議案第74号 工事請負契約の変更について
- 議案第75号 財産の処分について
- 報告事項
  - ・損害賠償額を定めたことについて(別紙1)
  - ・県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について(別紙2)
- 商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査
- その他報告事項
  - ・県内経済の概況等について
  - ・本県における事業承継支援の取組について
  - ・宮崎日日新聞社との「若者の県内就職促進に関する協定」及び日本大学との「UIJターン就職支援に関する協定」の締結について
  - ・県立産業技術専門校修了生の就職状況等について
  - ・建設業者の刑事告発について
  - ・一ツ葉有料道路に関する有識者会議(第1回)について

- |                       |             |         |
|-----------------------|-------------|---------|
| ・宮崎県住宅供給公社の解散時期について   | スポーツランド推進室長 | 丸 山 裕太郎 |
| ・みやざき産業振興戦略の改定について    | オールみやざき営業課長 | 高 山 智 弘 |
| ・宮崎県観光振興計画の改定について     | 工業技術センター所長  | 野 間 純 利 |
| ・みやざきグローバルプランの策定について  | 食品開発センター所長  | 柚木崎 千鶴子 |
| ・平成31年度県土整備部組織改正案について | 県立産業技術専門校長  | 小 田 博 之 |

出席委員（7人）

委 員 長	後 藤 哲 朗
副 委 員 長	新 見 昌 安
委 員	坂 口 博 美
委 員	星 原 透
委 員	中 野 一 則
委 員	黒 木 正 一
委 員	有 岡 浩 一

欠席委員（1人）

委 員	満 行 潤 一
-----	---------

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

労働委員会事務局

事 務 局 長	藪 田 亨
調整審査課課長補佐	岡 田 保 彦

商工観光労働部

商工観光労働部長	井 手 義 哉
商工観光労働部次長	中 原 光 晴
企業立地推進局長	亀 澤 保 彦
観光経済交流局長	酒 匂 重 久
部参事兼商工政策課長	小 堀 和 幸
経営金融支援室長	石 田 涉
企業振興課長	藤 山 雅 彦
食品・メディカル産業推進室長	山 下 栄 次
雇用労働政策課長	木 原 章 浩
企業立地課長	温 水 豊 生
観光推進課長	岩 本 真 一

県土整備部

県土整備部長	瀬戸長 秀美
県土整備部次長 （ 総 括 ）	阪 本 典 弘
県土整備部次長 （道路・河川・港湾担当）	蓑 方 公
県土整備部次長 （都市計画・建築担当）	松 元 義 春
高速道対策局長	中 尾 吉 宏
管 理 課 長	弓 削 博 嗣
用地対策課長	河 野 和 正
技術企画課長	大 坪 正 和
工事検査課長	川 野 福 一
道路建設課長	中 村 安 男
道路保全課長	廣 前 秀 一 郎
河 川 課 長	石 井 剛
ダム対策監	杉 本 一 隆
砂 防 課 長	矢 野 康 二
港 湾 課 長	江 藤 彰 泰
空港・ポート セールス対策監	横 山 義 仁
都市計画課長	米 倉 昭 充
美しい宮崎づくり推進室長	森 英 彦
建築住宅課長	志 賀 孝 守
営 繕 課 長	宮 里 雄 一
設 備 室 長	横 山 浩 二
高速道対策局次長	林 謙 二

事務局職員出席者

議 事 課 主 査	本 田 雄 毅
-----------	---------

議事課主任主事 井 尻 隆 太

午前10時0分再開

○後藤委員長 ただいまから、商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案をごらんください。本日は、補正予算関係議案、報告事項及びその他報告事項について行い、明日以降に当初予算関係議案等について行うことにしておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、審査方法についてであります。

お手元に配付しております委員会審査の進め方案をごらんください。

まず1、審査方針についてであります。

当初予算の審査に当たっては、重点・新規事業を中心に説明を求めることとし、あわせて決算における指摘・要望事項に係る対応状況についても、説明を求めることとしております。

次に、2、当初予算関連議案の審査についてであります。

今回の委員会は、審査が長くなることが予想されることから、商工観光労働部につきましては2班に、県土整備部につきましては4班に分けて審査を行い、最後にそれぞれ総括質疑の場を設けたいと存じます。審査方法について御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時59分休憩

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○藪田労働委員会事務局長 おはようございます。労働委員会事務局でございます。どうぞよろしくお願いたします。それでは、労働委員会事務局の平成30年度2月補正予算について御説明させていただきます。

お手元の歳出予算説明資料の485ページをお願いいたします。

今回、労働委員会事務局では688万9,000円の減額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額につきましては、右から3つ目の欄になりますけれども、1億13万円となります。

次に、補正予算の主な内容について御説明いたします。489ページをお開きください。

まず、上から5段目の(事項)職員費でございますけれども、308万4,000円の減額でございます。これは、事務局職員の人件費の執行残によるものでございます。

次に、その下の(事項)委員会運営費でございますけれども、380万5,000円の減額でございます。これは、労働委員会委員の報酬や旅費、会議費などの労働委員会の運営に要する経費の執行残によるものでございます。

説明は、以上でございます。

なお、調整審査課長の奥野が病氣療養中であるため、今回の常任委員会につきましては、課長補佐の岡田が代理で出席させていただいておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○後藤委員長 執行部の説明が終了いたしました。質疑はありませんか。

○星原委員 今、説明があった委員会運営費の中の委員報酬費が254万円というのは、委員会が開かれなかったせいですか。それとも誰か委員が1人欠でなったんですか。

○岡田労働委員会調整審査課長補佐 労働委員会につきましては、定例総会というものが月に2回予定されております。これにつきましては、出席率が90数%になっておりますので、ほとんどの委員が出席なさっております。

それ以外に、事件等におきまして、あっせん等が行われますと、その期日につきましても出席いただくことになるんですけども、これが当初の見込みよりも事件数が少なかったり、それから、あっせんの打ち合わせ等につきまして総会と日程を合わせて行うなど、経費節減に努めた結果でもございますけれども、そういうことで委員の報酬等につきまして、執行残が生じた状況でございます。

○星原委員 ありがとうございます。

○後藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、以上をもちまして労働委員会事務局を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時3分休憩

---

午前10時6分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等について、商工観光労働部長の概要説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○井手商工観光労働部長 おはようございます。商工観光労働部でございます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

まず初めに、1点御報告がございます。消費者庁からエー・ピーカンパニー社に対し、課徴金納付命令が行われたことについてであります。

これを受けまして、同社から県に対して、謝罪とともに、再発防止の徹底を行うこと、新宿KONNEレストランの運営に誠実に取り組んでいくこと、本県の食及び食材の魅力発信と販路拡大の一翼を担っていきたいことを確約する旨の文書が提出されたところであります。

県といたしましては、法令遵守の一層の徹底を要請するとともに、レストラン運営について、改めて同社を指導・監督しながら、連携して本県の食の魅力の発信に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、御礼を申し上げたいと存じます。蓬原議長並びに後藤委員長におかれましては、大変御多忙の中、2月1日に行われました「サンマリンスタージウム宮崎屋内型ブルペン完成セレモニー」に御臨席いただきました。まことにありがとうございました。

おかげさまで、先日まで行われました読売巨人軍の春季キャンプは、大いに盛り上がったところでありまして、引き続き、「スポーツランドみやざき」のさらなる推進に努めてまいりたいと考えております。

それでは、座って説明させていただきます。

本日、お配りしております商工建設常任委員会（補正）という資料をごらんいただきたいと思いますけれども、下のほうに目次がございます。この目次でございますとおり、本日は平成31年2月定例県議会提出議案（平成30年度補正分）及びその他報告事項について、御説明させてい

たきます。

1 ページをお開きください。

今回提出しております商工観光労働部関係の議案の概要でございます。

まず、議案第49号「平成30年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)」は、事業費の確定等に伴う減額補正をお願いするものであります。

この結果、商工観光労働部の一般会計歳出は、補正前の額が486億844万8,000円、補正額がマイナスの86億9,982万8,000円、補正後の額が399億862万円となります。

今回、86億円余と大きな減額になっておりますが、その主な理由は、中小企業融資制度貸付金の約82億円の減額が最も大きなものとなっております。これにつきましては、十分な融資枠を確保して、中小企業の金融円滑化に努めておりますけれども、経済情勢が落ち着いている中、融資実績が見込みを下回ったことによるものであります。

次に、繰越明許費の追加であります。

東京オリパラ等合宿・大会誘致受入推進事業につきまして、平成31年度への繰り越しをお願いするものでございます。

次に、ページ一番下の議案第57号「平成30年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第1号)」は、事業費の確定等に伴い、歳入歳出予算につきまして3,423万6,000円の増額補正をお願いするものであります。

右側に移りまして2ページ目でございます。

議案第58号「平成30年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算(第1号)」は、歳入歳出予算につきまして、執行残に伴う減額補正を行うものであります。

その下の議案第59号「平成30年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算(第1号)」は、歳入歳

出予算につきまして、同じく執行残に伴う減額補正を行うものでございます。

最後の議案第75号「財産の処分について」でございますが、これは、宮崎フリーウェイ工業団地の土地を処分するため、財産に関する条例第2条の規定により、議会の議決に付すものであります。

議案につきましては、以上でございます。

表紙にお戻りいただきまして、もう一度目次をごらんください。

その他報告事項でございます。その他報告事項といたしましては、県内経済の概況等についてなど、4件について御説明させていただきます。

詳細につきましては、担当課長・室長から説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

私からは以上でございます。

○後藤委員長 商工観光労働部長の概要説明は、終了いたしました。

次に、議案に関する説明を求めます。

○小堀商工政策課長 商工政策課でございます。議案第49号「平成30年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)」につきまして御説明いたします。

商工政策課の予算につきましては、お手元の厚い冊子、平成30年度2月補正歳出予算説明資料の青いインデックスの商工政策課のところ、227ページをお開きいただけますでしょうか。

今回の補正額は、左から2列目の商工政策課の補正額の欄にございまして、一般会計、特別会計を合わせまして84億565万3,000円の減額をお願いいたしております。補正後の額は、右から3列目の補正後の欄にありますとおり、287億6,025万2,000円となります。

まず、一般会計でございますが、補正額84

億3,988万9,000円の減額で、補正後の額は282億8,105万9,000円となります。

主な事項について御説明いたします。

230ページをお開きください。

上のほうの(事項)中小企業金融対策費83億9,435万2,000円の減額であります。

まず、説明欄の1、中小企業融資制度貸付金の82億2,232万5,000円の減額でございますが、これは中小企業への金融円滑化を図るために、経済危機や自然災害等にも備え、十分な融資枠を確保しておりましたが、融資実績が見込みを下回ったことにより減額するものでございます。

次に、2の中小企業金融円滑化補助金は、県融資制度の保証料軽減のための補助金でございますが、額の確定に伴い、2,257万1,000円を減額するものであります。

3の信用保証協会損失補償金は、代位弁済の金額が見込みより少なかったことから、1億4,925万5,000円を減額するものであります。

231ページをごらんください。

一番上の(事項)小規模事業対策費2,665万1,000円の減額であります。

説明欄の1、商工会、商工会議所等に対する小規模事業経営支援事業費補助金において、職員の死亡や病気等による中途退職に伴い、人件費補助を減額するものであります。

続きまして、232ページをお開きください。

議案第57号「平成30年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第1号)」についてであります。

特別会計の補正額は、3,423万6,000円の増額で、補正後の額は4億7,919万3,000円となります。

まず4つ下の(事項)小規模企業者等設備導入事業助成費7,359万8,000円の増額であります。

主な理由は、説明欄の1、貸付事業のみやざき小規模企業者等設備導入資金貸付金の8,214万5,000円の増額でございますが、貸付先からの繰上償還や過年度貸付分の執行残の確定に伴い、貸付原資が増額となりましたことから、その見合い分を貸付金として増額補正するものであります。

次に、その下、公債費の(事項)元金3,936万2,000円の減額であります。

主な理由は、説明欄の1、高度化貸金借入金元金償還の3,965万3,000円の減額であります。これは高度化資金のうち、中小企業基盤整備機構から借り入れました貸付原資に償還する経費でございますが、高度化貸金借受者に対し、貸付条件の変更等を行い、償還額が減少したことに伴いまして減額するものであります。

説明は、以上でございます。

○藤山企業振興課長 続きまして、企業振興課の2月補正予算につきまして御説明いたします。同じく平成30年度2月補正歳出予算説明資料の企業振興課のインデックスのところ、235ページをお開きください。

今回の補正額は、左から2列目の欄にありますように5,427万5,000円の減額補正となっております。補正後の額は、右から3番目の欄にありますように32億1,427万9,000円となります。

それでは、主な事項について御説明いたします。

238ページをお開きください。

一番上の(事項)地域産業・企業成長促進事業費1,952万4,000円の減額であります。これは、説明欄の1、産学金労官プラットフォームによる地域産業・企業成長促進事業におきまして、成長期待企業による販路開拓や技術開発等に係る補助金の利用が、当初の見込みより少なかった

たことなどによるものでございます。

次に、239ページをごらんください。

上から2番目の(事項)工業技術センター総務管理費1,409万5,000円の減額であります。これは、説明欄の1、工業技術センター運営管理費における同センターの消防設備改修工事等の入札残などによるものでございます。

企業振興課の説明は、以上でございます。

**○木原雇用労働政策課長** 雇用労働政策課の2月補正予算について御説明いたします。お手元の平成30年度2月補正歳出予算説明資料の雇用労働政策課のインデックスのところ、241ページをお開きください。

今回の補正は1億2,840万円の減額補正であります。補正後の予算額は、右から3番目の欄にありますように11億370万3,000円となります。

それでは、主な事項について御説明いたします。

243ページをお開きください。

左側の欄、中ほどにあります(事項)地域雇用対策強化費133万2,000円の減額であります。これは、説明欄の1、宮崎で暮らす働く、県内就職促進事業について、就職支援員等の任用に係る経費など、事業費が確定したことに伴うものであります。

続きまして、244ページをお開きください。

左側の欄、中ほどやや下にあります(事項)認定職業訓練費872万4,000円の減額であります。これは、説明欄の1、認定職業訓練助成事業費補助金について、認定職業訓練団体が実施いたします職業訓練の訓練生数が当初の見込みを下回ったことなどによるものであります。

次に、その下の(事項)職業能力開発対策費183万9,000円の減額であります。これは、説明欄の1、宮崎県職業能力開発協会費補助金について、

同協会が実施いたします若年技能者の技能検定受検料の減免について、対象となる受検者が当初の見込みを下回ったことによるものであります。

245ページをごらんください。

(事項)県立産業技術専門校費1億693万5,000円の減額であります。

下の説明欄をごらんください。

まず、1の管理運営費は、光熱水費の節減や施設の保安委託料等の入札残などによるものであります。

次に、2の訓練実習費は、外部講師の報酬や訓練実習に係る材料購入経費の執行残などによるものであります。

3の委託訓練に関する経費は、離職者の再就職に向けて各種の職業訓練を実施いたしておりますが、対象者が見込みを下回ったことなどによるものであります。

4の施設管理費は、産業技術専門校西都校のシャッター及びボイラーの設備修繕による増額でございます。

5の機器等整備費は、備品や消耗品等の購入に係る執行残などによるものであります。

11の障がい者職業能力開発事業は、対象者が見込みを下回ったことなどによるものであります。

説明は、以上でございます。

**○温水企業立地課長** 続きまして、企業立地課の補正予算について御説明いたします。平成30年度2月補正歳出予算説明資料の企業立地課のインデックスのところ、247ページをお開きください。

今回の補正額は1億2,893万6,000円の減額補正であります。補正後の額は、右から3番目の欄にありますように36億2,310万1,000円となり



ます。

主な事項につきまして、御説明いたします。ページをめくっていただきまして、249ページをお開きください。

ページの中ほどの(事項)企業誘致活動等対策費371万円の減額であります。これは、企業立地活動に用いるパンフレットの作成事業や、民間企業にコーディネーターを委託し実施しました誘致活動に係る事業等の執行残によるものであります。

次に、(事項)立地企業フォローアップ等対策費1億1,900万円の減額であります。これは、本県への企業立地を促進するために交付します企業立地促進補助金の執行残によるものであります。

本補助金は、立地企業の新規雇用や設備投資などの実績に応じて支払うものでありますが、毎年度、次年度に申請資格のある立地企業に対し、あらかじめ申請の有無と見込み額を確認の上、予算を計上いたしております。

今年度、交付申請を予定していた企業のうち、一部の企業において補助金申請の見送りがあったことや申請額が当初の見込み額を下回ったことなどによりまして、減額補正をお願いするものであります。

補正予算につきましては、以上であります。

次に、委員会資料の6ページをお開きください。

議案第75号「財産の処分について」であります。これは、財産に関する条例第2条の規定に基づき、予定価格7,000万円以上で、かつ2万平方メートル以上の土地の処分について、議会の議決をお願いするものであります。

1の処分の目的は、宮崎フリーウェイ工業団地の用地の一部を製材工場用地に供するものと

して処分するものであります。

以下、所在地は、西諸県郡高原町大字広原字荒迫宮崎フリーウェイ工業団地3区画、面積は8万2,745.23平方メートル、うち、のり面を除いた有効面積は7万1,586.43平方メートル、処分価格は2億5,055万2,505円、売渡先は、株式会社高嶺木材、代表取締役高嶺清二氏であります。

処分予定地の場所は、位置図の中央にあります青色の区画となります。

企業立地課の説明は、以上であります。

○岩本観光推進課長 それでは、観光推進課の補正予算について、御説明いたします。お手元の平成30年度2月補正歳出予算説明資料の251ページ、青いインデックスで観光推進課のところをお開きください。

今回の補正額は、一般会計、特別会計を合わせまして7,122万6,000円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄になりますが、32億4,080万8,000円となります。

まず、一般会計についてであります。

補正額は7,181万5,000円の増額で、補正後の額は30億7,166万9,000円となっております。

主な補正内容を御説明いたします。

253ページをごらんください。

ページの中ほど、(事項)県営宿泊休養施設改善対策費1,489万6,000円の増額であります。これは、県営国民宿舎特別会計への繰出金であります。特別会計の歳入である国民宿舎負担金の減等に伴う増額補正であります。

内容につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

次の(事項)観光審議会運営費101万1,000円の減額は、審議会の開催に係る委員謝金や旅費

の執行残であります。

次に、一番下、(事項) 観光振興費363万円の減額であります。

ページをめくっていただきまして、254ページをごらんください。

これは、説明欄の3、「宮崎版DMO」確立事業261万1,000円の減額が主なものになりますが、補助事業費の執行残等によるものであります。

次に、ページ下から2番目の(事項) 観光交流基盤整備費119万8,000円の減額でございますが、魅力ある観光地づくり推進支援事業の補助金の残でございます。

255ページをごらんください。

上から2番目、(事項) スポーツランドみやぎ推進事業費5,400万9,000円の増額であります。

主なものとしまして、説明欄の3、スポーツランドみやぎ誘客推進事業120万円の減額は、補助事業費の執行残によるものであります。

説明欄の4、東京オリパラ等合宿・大会誘致受入推進事業5,632万9,000円の増額につきましては、後ほど委員会資料で説明いたします。

次に、256ページをお開きください。

特別会計についてでございます。観光推進課では、えびの高原スポーツレクリエーション施設と県営国民宿舎「えびの高原荘」「高千穂荘」の3つの公の施設を所管しておりますが、これらの施設につきましては、平成18年度から指定管理者制度を導入しているところであります。

まず、えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計であります。

(事項) 県営えびの高原スポーツレクリエーション施設運営費14万5,000円の減額でございます。補正後の額は154万4,000円となります。これは施設運営に係る事務費等の執行残によるものであります。

次に257ページをお開きください。

県営国民宿舎特別会計であります。補正額は、44万4,000円の減額で、補正後の額は1億6,759万5,000円となりますが、(事項) 国民宿舎「えびの高原荘」運営費22万2,000円の減、及びその下の(事項) 国民宿舎「高千穂荘」運営費22万2,000円の減額のいずれも、事務費等の執行残によるものであります。

次に、先ほど御説明しました県営国民宿舎特別会計繰出金について詳しく御説明いたします。常任委員会資料の3ページをお開きください。

まず1の補正の内容についてでございますが、県営国民宿舎特別会計におきまして、歳入で見込んでおりましたえびの高原荘の納付金を減額すること等に伴い、その分を補填するために一般会計からの繰出金の増額をお願いするものです。

補正額としましては1,489万6,000円の増額をお願いしております。その内訳は、納付金の減額に伴う繰出金の増のほか、その下に記載してあるとおりでございます。

次に、2の補正の理由であります。平成30年2月に硫黄山の噴火警戒レベルが引き上げられたのを機に、小林方面からえびの高原につながる県道1号線が通行どめとなっており、また硫黄山の250年ぶりの噴火によりまして、えびの高原荘が一時、立入規制区域内に入り、営業休止を余儀なくされるなど、火山活動により宿泊客数が大幅に減少しております。

このため、今回、えびの高原荘の平成30年度の納付金について、指定管理者との基本協定に定めます「特別な事情が生じた場合」に該当するものとして減額を行い、これに伴う一般会計からの繰出金の増額補正を行うものであります。

4ページをお開きください。

具体的な宿泊者数の状況につきましては、ページ中ほどの2の表にありますように、噴火の影響等がなかった通常年と比較しまして、2月末現在でマイナス5,463人、約44%の減少という状況でございます。

なお、今回減額する納付金につきましては、一番下の3にありますとおり、噴火の影響による逸失利益相当額の2分の1としております。

納付金から減額する最終的な額は、3月までの宿泊者数が判明後に確定いたしますけれども、一番下にありますように、2月までの実績による試算で、既に納付金額を超えておりますので、今後、宿泊者の大幅な増がなければ、納付金1,544万4,000円全額を減額する見込みであります。

続きまして、東京オリパラ等合宿・大会誘致受入推進事業の補正内容について御説明いたします。

常任委員会資料の5ページをお開きください。

これは、2の事業の概要の(2)の④にありますとおり、合宿受け入れ施設のグレードアップとしまして、ウェイトトレーニング場の建設を行うものであります。

当施設につきましては、さきの9月議会において設計に係る補正予算を措置していただいたところですが、今回は建設費について増額補正をお願いするものであります。

施設の概要ですが、建設地は、県総合運動公園の第一陸上競技場の北側に隣接した敷地で、建物は木造平屋建ての168平米としております。また基本仕様は、Jリーグや陸上等の関係者の意見を参考にしたものであり、必要な機能を満たす面積、設備を備えることとしております。

今後のスケジュールとしましては、3月中に入札手続を実施後、本体工事に着手することとしており、ことし10月に予定されております

イツ陸連の合宿を考慮し、9月の完成を予定しているところです。

(1)の補正額であります。ウェイトトレーニング施設の建設費5,822万3,000円と、事前合宿受入等に係る委託料の執行残による減額分を合わせまして、5,632万9,000円となっております。

なお、財源は、観光みやぎき未来創造基金を活用いたします。

最後に、繰り越しが1件ございます。

委員会資料の1ページにお戻りください。

ページ中ほど、繰越明許費の追加であります。

東京オリパラ等合宿・大会誘致受入推進事業、繰越額5,822万3,000円は、ただいま御説明したウェイトトレーニング施設の建設費であります。完成が9月末となるため、繰り越しをお願いするものであります。

観光推進課からの説明は、以上でございます。

**○高山オールみやぎき営業課長** オールみやぎき営業課の2月補正予算について御説明いたします。資料が変わりまして、お手元の平成30年度2月補正歳出予算説明資料、オールみやぎき営業課のインデックスのところ、259ページをお開きください。

今回の補正額は2,014万3,000円の減額補正であります。

補正後の額は、右から3番目の欄になりますが、6億1,480万9,000円となります。

それでは、主な事項について御説明いたします。

261ページをお開きください。

まず、ページ中ほど、(事項)国際交流推進事業費554万7,000円の減額であります。

主なものとしましては、まず説明欄1の外国青年招致事業であります。これは、当課に配

置しております3名の国際交流員に要する経費等であり、人件費の執行残等を減額するものがあります。

また、4の多文化共生地域づくり推進事業は、公益財団法人宮崎県国際交流協会へ委託している事業であります。委託料の所要額が当初の見込みより下回ったことによる減額であります。

次に、下から2行目、(事項)海外技術協力費229万7,000円の減額であります。これは、世界との絆、国際協力推進事業において、当初ブラジルから県費留学生を受け入れる予定としておりましたが、今年度は留学生の推薦がなく、技術研修員のみを受け入れとなったことから、補助金等の所要額が見込みを下回ったことによる減額であります。

次に、262ページをお開きください。

ページ下から3行目、(事項)県産品販路拡大推進事業費585万5,000円の減額であります。主なものとしましては、説明欄1の県産品振興事業につきまして562万3,000円の減額であります。これは、新宿みやざき館KONNEに係る光熱水費等の所要額が見込みを下回ったことによる減額であります。

オールみやざき営業課の説明は、以上でございます。

**○後藤委員長** 執行部の議案に関する説明が終了しました。質疑はありませんか。

**○黒木委員** 249ページの企業立地課の企業立地促進補助金についてですけれども、企業立地が決まったという文書はもうしよっちゅう届いておりますから、企業立地はかなり多くなっているんだなということで、この促進補助金は足りないんじゃないかなとも思ったんですが、さっき説明がありましたけれども、なぜこの見込み額を下回ったのか、もう一度説明をお願いしま

す。

**○温水企業立地課長** 企業立地促進補助金は、精算払いになるものですから、企業さんが実際に操業を開始されまして、設備投資を行い、雇用が一定数に達した段階で申請をなされることとなります。したがって、毎年度、前年度に次年度の予算を確定するために、企業さんに次年度の補助金の予定があるかどうかを確認しております。

そして、今年度の当初でいきますと、48社が補助金の申請を行いたいといった意思確認ができていたんですけれども、そのうち6社が来年度に申請を見送ることになりまして、42社が補助金申請を行う見通しとなっております。

最近の企業立地の好調さによりまして、企業立地促進補助金——特に大型案件の日機装さん、キヤノンさんが決まっておりますので、個々の補助金申請がなされる段階になりますと、当然現在の6億円という予算では足りないんですが、小型の立地認定も多いものですから、現在までのところは6億の予算の枠でおさまっている状況にあります。

したがって、今後、大型案件の補助金申請が確定していきますと、その年度の予算については、6億よりも増額をしてお願いすることになるかと考えております。

**○黒木委員** はい、わかりました。

**○坂口委員** 説明資料の230ページ、信用保証協会の補償金が1億5,000万ぐらい減額されているんですけれど、これは通常の平均的なものに対して事故率は、どんなぐあいだったのか。

**○石田経営金融支援室長** 今、御指摘をいただきました信用保証協会の損失補償金を1億4,925万5,000円減額補正している点でございます。

まず、この減額理由でございますけれども、

景気が回復傾向にある中で、平成29年度の代位  
弁済の数が非常に少なかったことが1点、それ  
から1億円を超えるような大口の案件がなかつ  
たということが1点でございまして、代位弁済  
額は当初の見込みを下回って、これだけの補正  
減となっております。

○坂口委員　すると、その計算の仕方とか対比  
の仕方はいろいろあると思うのですが、事故件  
数から言ってもいいし、補償額から言ってもい  
いですが、事故率は通常の年に比べてどんな  
ぐあいだったのか。特別に低かったのか高かつ  
たのか、それとも時代の流れなのか。景気の流  
れですね。そこらはどんなぐあいに。

○石田経営金融支援室長　平年ベースで申しま  
すと、平成29年度は補償申し込みが1,081件に対  
して否決が10件、それから平成30年度で申しま  
すと、1月末時点で858件に対して11件でござい  
ますので、平年ベースでございます。

なので、今申されました景気回復の傾向と  
かあるいはしっかり金融が回っているというこ  
ろで、弁済をしていただいているところかな  
と分析しております。

○坂口委員　なかなか判断が難しいものでは  
ありますが、ある程度の事故は折り込みでの保証に  
ならざるを得ないものですね、性格的にも。そ  
れからまた、この保証機関の性格と、そこに申  
し込まれる状況というか経営状況ですね。そこ  
で事故につながってしまうのが、言われたよう  
に景気回復の波に乗って事故率が低いというの  
は、これは当然あると思うんです。

そこら辺を判断しながら、やっぱり積極的な  
保証をやっていないと、1,081件のノーが10  
件、858件の中のノーが11件と、数字としてはど  
う見るかですけど、厳しくなっているのかな  
というのが一つ——それは審査が厳しいのと、

申し込まれる方々の見通しに対する考え方が甘  
いという双方あるんですが、そこら辺をどこま  
で本来の目的で経営を支援をしていくというこ  
と。

そこに保険制度。保険制度というのは、全国  
をまとめた保証機関での補償だったですかね。  
何かで補償される仕組みがあることなんかを考  
えたとき、ある程度積極的な姿勢が必要かなと  
いう気がするんですよね。単純に数字だけの分  
析で行ったり、その時点での分析で行くと、先  
ほど説明があったように時代の流れとか、環境  
によって大きく影響されて、やむなく返済でき  
なくなったところにつながるものとか、運がよく  
て思った以上に利益が上がったとかいうこと  
で、さまざまな状況があるものです、事故に行  
くまで。

そこらをどういう姿勢で行かれるかだけれど  
も、やっぱり積極的に行くべきでないかなとい  
う気がするんです。積極的というのは無責任と  
いう意味じゃなくて。そこら辺の県の方針とか  
保証協会の方針としてはどんなスタンスで臨ん  
でおられるんですか。

○石田経営金融支援室長　今御指摘いただきま  
した保証の審査の面につきましては、国あるい  
は県の基準にのっとって、保証協会として客観  
的なある程度公平な形で審査を行うというのが  
一点でございます。

ただ、さはさりながら、今おっしゃったよう  
に、ここ数年、中小企業の経営支援の部分で、  
保証協会としても自分たちの本務として、中小  
企業の経営支援を行っていくことについては県  
としても、それから保証協会としてもそういった  
面で支援を今やっておりますので、保証協会  
の中でも、必ずしも一面的に公平性の観点から  
ぎりぎり審査をするだけではないに、経営支援

の部分で保証協会としてあるいは県と連携をして、支援できる部分についてはしっかりしていくということだと思います。

御指摘いただいた、ある程度審査の面で状況を分析しながら、どこまで積極的にできるかについては、引き続きよく意見交換をして、方針を固めていきたいと考えております。

**○坂口委員** なかなか難しいことですが、無責任、これは絶対やってはならないことだから。

ただ、以前は事業計画書をよく見ながら金を貸すんじゃなくて、相手を見て金を貸せというのが一般的に言われていた、金融世界であったですね。その中で、ゼロからのスタートで大きく地域の経済をリードするようなどころまで成長された企業はたくさんあって。そこらのところも勘案しながら、しかし公的な保証機関で最終的には税につながるというところも考えながら、積極支援で地域を育てていく、そのために必要なサポートとセットになっていくという、そこをぜひお願いしておきます。

**○井手商工観光労働部長** 今、坂口委員からお話があった件でございます。私もここ最近保証協会の幹部の方々と直接意見交換をさせていただいております。

景気動向の判断が一点ございますし、本県といたしましては、やはり地方創生の観点から地域ごとに産業を担う企業さんたちをどう育てていくかという部分がございます。

保証協会の方々もおっしゃっておりますけれども、それぞれの案件に対して真摯に向き合っていていただいておりますし、経営者の人柄もしくは体調の部分まで踏み込んで、いろんなことを意見交換をされた上で、客観的、公平的に貸し付けの案件を決めていらっしゃるというふうに聞いており

ます。

今後とも保証協会とは密接にそういう意見交換をしながら、本県の経済を支えていく中小企業者さんたちが無理のない形で金融の支援が受けられるような政策判断をしてまいりたいと考えております。

**○中野委員** 議案第49号でお尋ねしますが、公平、整合性があるかという観点からの質問です。

まず、このえびの高原荘の宿泊者数が噴火の影響で非常に激減して、収入がかなり少なくなることから、こういうことになったんだと思うんですが。宿泊者数だけが減ったということで、甲乙が協議して、納付金額の相当額を減額するということですね。

宿泊者数が1年間で44%も減るといふ、実績見通しだと思うのですが、これで乙の経営状態がどのくらい悪くなったかという資料はないわけですか。

**○岩本観光推進課長** 指定管理者から、定期的に管理業務実施に関する報告を受けておりました。平成30年度の12月までの状況でございますけれども、4月からずっと収支のマイナスが発生しております。4月から12月までの累計でございますが、3,650万円ほどの欠損が出ている状況でございます。

**○中野委員** 我々がこれを判断するときには、そういう資料がなくて、ただ宿泊者数が44%減少したから減免してくれれば、ちょっと我々を説得する材料にはならないと思うんです。

**○岩本観光推進課長** 御指摘のところは、経営が厳しい状況について、こちらには数字として出ていないということでございますが、今申し上げたとおりの状況がございまして、欠損額としては12月までの累計で3,600万ほどの収支欠損でございます。これは、えびの高原荘とアイス

スケート場合わせての収支の欠損の状況になります。

今回繰出金の増で、補正をお願いしております、この減額に関する考え方でございますけれども、納付金の減額については、本来得られるはずであった宿泊に伴う収益がどれぐらい減ったのかをもとに算定することにしておりまして、全体の収支の状況は資料には書いておりませんが、宿泊の減がすなわち収益の減につながっているということで説明させていただいたところでございます。

○中野委員 それを判断するものがないと、指定管理者である乙の経営状況はこうだったという資料も見ずに我々が判断するという事にはならないと思うんです。だから、委員長、資料は後日、要求してくださいよ。

○坂口委員 その資料はまた当然出してもらわんといかんけれど、我々はそれじゃないとならないっていうのは、僕はちょっと違っています。まず、納入金の算定、それを宿泊者数見込みから算定されているんだったら、納入金の算定根拠が出ている、宿泊者数の減で比較すべきだと思います。あるいは決算後の純益なり粗利益なりから算定されている納入金なら、やっぱりそれにつながる資料はここで必要だろうと思うんです。

それから、宿泊者の宿泊料金とお土産とかそういうものの一切の売り上げ、いわゆる総売り上げを根拠に納入金を決めているんなら、それにつながる資料。だから納入金の算定根拠につながる資料は、やっぱり必要かなと思います。だから、その算定方法とそれにつながる資料は求めたいけれど、算定手法がわからずに、僕らが審査できないというのは、ちょっと僕は違うと思います。

○岩本観光推進課長 納付金につきましては、通常の状態であれば、これまでの経緯から言いますと、大体1万3,000人程度の宿泊客があれば経営が成り立つであろうというところをベースに、基本的に過去の災害等がなかった場合の平年時の大体の人数を割り出してございまして。その平均的な人数と今回不可抗力によってですけども、減少となった宿泊者数の差に対しまして宿泊単価の中の利潤相当分を掛けて、その分が、要するに得られるはずであった利益が減少した前提での納付金の減額の算定になっておるところでございまして。

○坂口委員 だから、その算定につながるものがやっぱり必要かな。だから宿泊者数はもちろん必要だし、そこから5,000何がしかの利益が平均的に出るだろうという見込み、そのこのところの根拠での売り上げ減と。

もう一つは、法に言う自然災害の免責です。自然災害の場合は、責任は県側に100%あるのではないよとかです。そこらが合議してとなるんでしょうけれど、そういった協定、7条4項に基づいた相手方との協議内容とどう合意したというの、どうせ資料出されるんなら、出していた方がいいかなという気がします。

○岩本観光推進課長 申し訳ございませんでした。協定書についてはあれなんですけれど、相手からの協議書みたいなものはございますので、そういったものとあわせて提出させていただきたいと思っております。

○後藤委員長 ただいま中野委員、そして坂口委員から資料の請求がございましたが、全員ということでよろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

執行部にお聞きしますけれど、大体どのぐらいで用意できますか。

○岩本観光推進課長 それでは、午後一で用意させていただきたいと思います。

○後藤委員長 委員の皆さん、それでよろしいですか。「はい」と呼ぶ者あり)わかりました、お願いいたします。

○中野委員 継続で質問しますが、宿泊者数が44%大幅に減少したことは見てとれるんです。そのことと、相手が黒字になれば、またその分幾らかもらうわけでしょう。減額することの材料は、今我々が知るところは、この宿泊者の減についてでしかわからないわけですから、それでお願いしました。

それで、特別の事情が生じた場合ということですが、この場合の特別の事情とは何ですか。

○岩本観光推進課長 本件につきましては、特別の事情と言いますが、納付金につきましては、5年ごとの指定管理者を指定した段階で納付額を定額で決めるわけですが、これについては、その都度複数の募集をしまして、競争で手を上げたところを指定管理者として指定して、その協定書の中で定額の納付金が規定されております。

それは双方が合意した上での納付額になりますけれども、この特別の事情というのは、指定管理者の経営努力によってはカバーできないような、先ほど申しあげましたけれど、硫黄山の噴火による1号線の通行どめが長期間にわたるですとか、そういった不可抗力による指定管理者の責めに帰せられないような事態が生じた場合に、個々の事案を個別に協議させていただきながら判断をするということにしているところでございます。

○中野委員 指定管理がスタートして、ちょうど13年ですね。それでスタートの第1期のときは年額3,900万、5年間でトータル1億9,500

万。それで、2期目のスタートのときは、それを60数%も減額して1,500万、トータルで7,500万なんです。それを本年度1,500万ということですが、第1期目の最終年度にもう既に新燃岳が噴火したんです。皆さん方が言いたいのは、天変地異が発生したことが大きな原因であろうとは思いますが、それは1期目のときにも噴火したという状況があった。

それで乙である指定管理者はもう今2期目の途中ですが、1期目のときにはもう既に新燃岳の噴火の可能性があるということで、1号線の交通どめもあって、それで今日に来て、実際噴火したのは昨年4月19日だったんです。それで大変な状況になったということで、それはもちろん理解するんですが。

1期目からすると、かなりのお金を減額して、しかも霧島火山帯で、同じ霧島山の新燃岳は既に噴火した中で、ここが指定管理者に入って、そして2期目からは、近くの硫黄山も噴火の可能性ある、交通どめになった大変厳しい環境の中で、今2期目の3年目なんです。そのあたりのことを考慮しても、特別の事情であるのかということなんです。

○岩本観光推進課長 委員御指摘のとおり、要するに火山活動につきましては、1期目の最終年の1月に新燃岳が大規模な噴火をして、その後、小康状態というかしばらく静まっていたのですが、2期目の途中から、また硫黄山で火山活動が出てきた状況にはございます。

特に我々が今回特別な事情ということで確認しましたのが、小林市からえびのにつながる県道1号線という観光道路が長期にわたって通行どめになったということで、宮崎県側からのお客様の入り込みが日常的に寸断されたような状況がありまして、そういったところがやはり



実際に宿泊客の減少にも結びついているという  
ようなところも認められたものですから、これ  
について、指定管理者の営業努力のみではカバ  
ーできないような特別な事情と考えたところで  
ございます。

そんな中でも、指定管理者のほうで経営を何  
とか頑張っていてはきたんですけれども、29  
年5月に硫黄山の警戒レベルが2に上がりまし  
て、その後、県道1号線が通行どめになったり、  
かなり通行どめの頻度が高まったところもあっ  
て、非常に経営が厳しいということで、今年の  
3月に指定管理者から30年度の将来に向かって  
の納付金について減額ができないかとの協議を  
受けたところでございます。

○中野委員 それで、宿泊者数が44%も減少し  
て、特別な事情が生じたということで減額する  
わけですよね。40何%以上であれば、それを判  
断する材料になるんですか。

○岩本観光推進課長 そこについては、特に判  
断の基準は設けておりませんが、今回は特に火  
山の噴火の影響が大きかったことがございまし  
て、年度が明けてからも硫黄山が250年振りに噴  
火し、1号線の反対側に新たな噴気孔ができた  
ことで、1号線の復旧も長期的に見込めないよ  
うな状況になったということもございます。そ  
ういったことも総合的に勘案しての判断でござ  
います。

○中野委員 我々に資料で出しているのは、宿  
泊客数が少なくなった資料しかないわけですか  
ら、これで判断しないといけないということで、  
さっき資料要求のことも言いました。

パーセントがどのぐらいかも言ったんですが、  
4月は85%も低くなって、今は9%、11%まで  
低くなっているという、かなり改善してきてい  
るんです。だから、来年度以降はどうする

かとなった場合に、その辺の目安がないと、こ  
の特別な事情という場合に、我々にはこの宿泊  
者数しか提示せずに、これを減額したいという  
わけですから。だから、その辺のことも含めて、  
どのぐらいという目安は決めておいてほしいな  
と。

1期目のときのこともちょっと調べてみたの  
ですが、1期目の噴火の影響がなかった平成24  
年度、25年度の一番高いときから比べて、本年  
度は44%の減ですけれども、1期目を調べたら、  
ピーク時と新燃岳が噴火したのは5年目の後半  
でしたから、いろいろあったと思うのですが、  
そのときはやっぱり1期目のときの30%ぐら  
いになるんです。だから、そのときの30%と今  
回の44%をどう見るのか。

来年度以降どうするかを判断する場合に、整  
合性あるいは公平ということを最初言いました  
が、そのことを含めてやっぱり判断してほしい  
なと思います。

○岩本観光推進課長 特別な事情は、客足が減  
少した原因の部分のことだと理解しております。  
したがって、何人それでパーセンテージ下  
がったのかということよりも、その原因がやは  
り火山活動による1号線の封鎖と、通行どめ  
であって、具体的に幾ら減額するかというとき  
に、宿泊客数が何人減ったのかということが議  
論されるのではないかとこのように理解して  
おります。

1期目の最終年の1月、残り2カ月という  
ところで新燃岳が大噴火を起こしまして、確  
かにこのときはその後の宿泊客がもうほとん  
どいないというような状態ではなかったのか  
と。その前の年が1万2,000人ぐら  
いおりましたが、9,800  
人で、2,000人ちょっと減っております  
ので、影響はかなりあったということ  
でございます。

ただ、その後、2期目の経営を引き継いだ現指定管理者のときも、23年度の宿泊者数が8,800人と、9,000人を割った数まで落ち込んでいるということで。1号線の封鎖も直接にはかからなかったのですけれども、当時は特別の事情での減額措置は、協議もなかったということで、今回のような納付金の減額措置は行われておりませんが、そういった状況の中であったということでございます。

**○中野委員** 来年度以降のことを含めて、やはり単なる硫黄山噴火のこと等だけが特別の事情になるのか、いろいろ言われたことを含めてなのか、やはり、きちんとある程度の目安を決めていないと、過去との整合性がとれなくなると思いますから、そこはきちんと整理をしてほしいなと思うんです。

要は、えびの高原に人が来なくなったから、こういう状況になったわけです。国立公園であるえびの高原に、一昔からすると人が来なくなりました。それでホテルもどんどんなくなっていく、こういう観光施設もなくなっていくと。それで、ここの指定管理者は4月1日からはほかの施設を閉めるわけです。残るのはえびの高原荘だけで、果たして経営がどうなるのか。

そういうところを相対的に考えたときに、えびの高原そのものの観光地としてのあり方というか今後の方向性とか、そういうものをきちんとしてほしい。特に観光インフラの整備を、この際きちんと。皆さん方が観光をつかさどる行政のかなめ、中心ですから、関係するほかの部署とも連携をして、どうすればえびの高原にまた観光客が戻るのか、そのあたりのことをきちんと整理してほしいなと。そして、またそれを行政として協力して進めていってほしいなと。

硫黄山が噴火したことは、活火山の証明をし

たわけですので、活火山を売りにした観光は九州にもたくさんありますからね。阿蘇山もあの噴火口の中岳の火口を見るのが観光の目玉ですから。鹿児島島の観光も噴火している、どんどん灰を噴いている桜島が目玉ですから。やはり硫黄山が災い転じてではありませんが、いつも悪いイメージだけではないと思うんです。そういう観光インフラの整備を進めることで、県が経営している国民宿舎にもとのようなにぎわいを復活していただいて、そこで経営する指定管理者の経営がうまくペイするようなことをしてほしいなと思うんです。

今回減額してゼロになるということですが、ほかの指定管理はお金を逆にもらうんじゃないかと、お金を支払ってでも経営をさせているわけですから、その辺のあり方を、31年度中にきちんと整理をしてほしいなと思います。

そういうことで、えびの高原の観光の浮揚をお願いしたいと思っております。

**○井手商工観光労働部長** この指定管理制度について御意見をいただきましてありがとうございます。坂口委員、中野委員からそれぞれございましたように、そもそもこの指定管理料、どういうふうな積算根拠でこの指定管理料ができていたのか。そして今般のこの想定外と申しているのかどうかわかりませんが、噴火に伴う1号線の閉鎖等で影響があった分が指定管理料減免にどういう基準を用いてやっていくのかということを含めて、整理をさせていただきたいと思います。

また、えびの高原につきまして、いろいろ御提言いただきましたけれども、本県の南西部の観光の入り口、熊本、鹿児島からの流入口ということで、えびの、そして西諸地域、さらに北諸地域とつながる大きなエリアとして、本県の

重要な観光資源だと考えておりますので、関係団体、もちろん地元市町村、そして環境省等とも話をしながら、ここの観光浮揚策については検討してまいりたいと考えております。

今後とも県南地域も含めて、観光振興がどうあるべきか、広く議論させていただきたいかと思っております。

○坂口委員 関連して。結論づけた部長の見解はまだ聞きたくないんだけど、僕は随分前、指定管理者を決定するための、特にこの納入金あるいは委託料、その算定方法は問題があるということの本会議でやっているんです。委員会でもやった。だけれど、これを県は無視したんです。僕はここに行き着きますよということを相当前に言っているんです、これは。

それは置いておいて、まず、今の観光推進課長の契約変更に係る判断基準です。まずは、こういった公的に認知されている、法的にも認められている損害保険なんかの責任範囲です。自然災害は予期せぬこととして、その保険料に算定しないということで除外されている。算定根拠から自然災害というのは。

だから自然災害によるものというのが一つ。それから納入金をいただく契約の場合には、納入金を出す金がゼロになってしまった。だから利益がゼロになってマイナスになった時点で、どういう責任分担をやっていくのかということで、これを合議して決めるということが一つあると思うんです。

契約にないことですから、こういうことになった場合は話に応じますよ、相談しましょうという契約は相手方の申請主義にすべきだと思うんです。でないと、公平性が担保できない。あら、この前あの業者に言うのを忘れていた、赤字が出ていたでは、これは済むことじゃないです。

申請主義が大前提。やっぱり公的に認知された免責の範囲内では、それはできないよということなんです。

それを算定する場合は、委託料なりあるいは納入金を算定した算定根拠となるそれぞれのエレメントです。それに基づいてどう影響を受けたかということで話し合いをしていく、誰がどうやっても同じ金額が出るということをしなくて、これはだめだと思うんです、公契約だから。それも専門的な第三者機関あたりに委ねて算定してもらうことが必要かな。今のやり方を続けていけばやっていかないといけないと思うんです。

それから、さっき言った指定管理というものができることになって、来年度からやっていこうというときの委員会、僕は、あのとき総務の委員会かなんかにいて、これをやった。やっぱり総合評価です。

例えば、中野委員も言っていたけれど、機械技術センターですか。あそこを委託に出してから、最初のとき、委託料を5,700万出したんです。今どうなっているかわからん。だから、それは赤字が出るでしょうと。だけどあなたのところはやってくれと、直でやらないということで、機械技術センターはどこだったですか、今持っているのかな、指定管理。そういうときは委託料が何ぼと、県が計算して、これで委託してくれということで、提案した内容と実際の達成度の見込みで契約相手方を決めていくわけなんです。

そうじゃなくて、委託料納入金の分岐点も、物すごく金を払ってやってもらうか、金をもらってやらせるか、その判断基準も難しいですよ、これは。だから、まずプラスなのかマイナスなのか、納入なのかあるいは委託料をもらうのかという金額も相手方に提案をさせて。そして、

そのかわり私はこういったサービスなり、こういった成果を上げていきますということもうたわせて、そこで判断する。

土木がやる総合評価方式ですよ、金額だけでは決めないというやつです。ある工事を入札するのに、A社は1億円でやるということでした。それに対しての担保なり、そこで果たす公的な役割は、これだけのことを果たしていきますよということ。

B社は9,000万でやっぱり同じように、それを提案してきた。ただし、その中にはこういったことが含まれての9,000万円です、品質から何から。それを1億の相手方と契約する例は、たくさんあるんです。それは実績だったり、過去の点数だったり、持っている技術者の経験だったり。そういう評価になっていけば、まず私のところはこういうことをやって、こうなって、かくかくしかじかで幾らで受けましょうということでの契約だから、かなり県の責任は小さくなります。

そのときにいわゆる一般的に認知されている、ただし、この契約書の中ではこれは想定できなかったとか、金額には含まない約束で算定した部分については、話し合いに応じましょう。それもあなた方から言ってきたときですよ、こちらから該当しますから何ぼですという話はしませんよと。

公契約の中の例えば公共事業だと、工事の一時中止に伴う損失については申請すれば認めてあげますよという、これも建設業法の中で法的にちゃんとした根拠のもとであるんです。だから、やっぱりそういった客観的なものに基づいてやっていかないと、これはだめだと思うんです。

それから、今言われたように、だんだん委託

料が下がってきた、マイナスになった。これは県費補填でしょう。でも、県費補填するのは県民に等しく効果が期待できるサービスに対してのみ県費が入れられる。マイナスになったらどうやっていくのかを考える。

じゃあ、えびの高原荘が我々のところにどんな恩恵をもたらしているのか。新富にはなくても構わんけれどなというのが大方の町民の意見だと思うんです。しかし、えびのはそれは困るとなったら、役割分担ですよ、国がやるべきか、県がやるべきか、それともえびの市がやるべきか。官なのか民なのか、そこら辺からやっつかないと、公金を支払うのに、余りにもこれは大ざっぱ過ぎます。

契約は、ルールに基づいた、しっかりした、もう長年経験を持った——例えば土木工事が一番わかるんですけど、1円違っても契約できないんです。こんな曖昧な契約で何ぼにすべきかと、根拠は何なのと言ったら、いや、それについてはなんて、それはいいかげん過ぎますよ。3期目に入るわけでしょう、3年、5年、5年、これが終わると13年になるわけです。

だから、今までは試行だったということで、そこはもうやっぱり正式な、少なくとも総合評価方式で、金額は相手方に示させる、払うのかももらうのかも含めて。そして、その中に含まれるサービスは、こんだけのものがある。でも、それも担保させるということです。

それもやっぱり第三者あたりが入って行って。指定管理者制度はここの所管じゃないけれど、県立芸術劇場なんていうのは莫大な金を食っているわけです。しかも、誰も競争相手は来ないです。そんなところに、相手方に金額決めさせたらどうなるのか。やっぱり少なくとも競争相手が入ってくるようなものにしないと。

これは所管が違うから、ここで言ってもおもしろくないでしょうけれど、あれは広く県民に文化を親しんでもらって、そのレベルを上げていこうということになったけれど、じゃあ、リピーターを何割までは許すけれど、やっぱり初めての人たち等をどれだけ持ってくるんだよという提案もさせないといけないし。

やっぱり県がやるべき仕事は何なのかということ、それは常に県民が納めた県税が裏にあるんだということで、広く県民全体というのが、まず第一の条件です。だから、これはえびの市とも話し合って、小林市とも話し合って、国とも話し合って、官民の役割分担、これを県が判断して、総合的に見直さないと僕はだめだと思ふんです。ここは、まずこの議案に対しての議論をやっているけれど、根本的には見直すべき契約だと思うんです。何かコメントがあったらどうぞ。

**○井手商工観光労働部長** 今、お話がありましたように、指定管理者制度につきましては、10年を超えて今運営をされておりまして、全国的にもいろいろな課題が出ていると承っております。

私としましても、今申されたように指定管理の処分のあり方、相手の選定の仕方、そして、その指定管理料の積算の考え方、さまざまなところに課題があって、これについては整理が必要なものだろうと考えております。

商工観光労働部だけでやれることかどうかとは、少し心もとないところがございますが、課題について全庁的に共有しながら、国とも議論ができるような体制で考えてまいりたいと思っております。

**○星原委員** 今2人の委員からいろいろ意見が出て、聞いていて思っていたんですけど、こ

こでの我々への説明では要するに、宿泊客が44%減という形だけで判断しているわけです。やはりこういう自然災害や噴火なんかで規制があつたりするのであれば、そういうことが起きた時点で、県と指定管理契約をしているところとの間で、ずっと継続していく等、そういうことについて話し合いがあつたのか。

こういう状況の中で、宿泊客が少なくなっていくことに対して、逆に宿泊客を呼び込むために何らかの方法をとるとか、こういうことをやっていったらどうかとか。えびの高原もやはり一つの観光資源であれば、要するにインの人たちを観光の面からふやしていかなくてはいけないわけで、そういうことが起きたときに、逆にそれをどう活用するのかとか。ただ危ないからということだけでなのか。

だけど、それでも宿泊客が来ているわけです。そういう来ている人たちの考え、あるいはいろんな状況を聞いて、要するに危ないからだけなのか、ほかの要素があるんじゃないとか、そういう協議はされてきているんですか。

**○岩本観光推進課長** 今回の一連の火山活動の状況を踏まえまして、先ほど部長がえびの高原は一種の観光の玄関口という説明をされましたけれども、やっぱり本県の観光のイメージダウンとかにもつながりかねないということで、地元えびの市が中心となって、県の関係課、環境省等の国の機関が入っておりますけれど、そういったところと一緒に今後の対策といえますか、先ほど中野委員からも、宮交さんの足湯の駅が休業という話もありましたもので、その影響をどうやったら最小限に食い止められるかというような議論を始めたところでございます。

これはかなり長期にわたっての影響が今後出てくるんだろうと思いますので、そういったこ

とを前提にして、一方で、当然来られるお客さんの安全も確保した上で、こういった手段があるかというようなところをそれぞれの立場からやれることをやっていこうということで、一応意思統一を図ったところでございます。

**○星原委員** 何でそういうことを聞いているかというと、単純に言えば、宿泊客が減って、その分の減額も云々という話なので、宿泊客が今1人5,680円になっているんですか、この数字は。

**○岩本観光推進課長** 宿泊料が大体1万円ちょっとになりますが、そのうち固定経費分を差し引いた利益に相当する部分が5,600円程度ということでの試算でございます。

**○星原委員** だとしたら、こういうときなので、逆に1割カットとか2割カットで呼び込むとか、いろんな検討をしながら、それをやってでもまだマイナスが出るものなのか。こういう時期に逆に売り出して、ほかのところだとそれだけの価格で1万ぐらい想定しているとしたら、それが8,000円になるとか7,000円になる形でやって来てもらう方法とか、そういうものもどこかで考えていかないと。そしてマイナスになる部分だけを今後見るとか。単純に全体の割合だけで見るとかじゃなくて、そういう努力もしながらの中でやっていく方法もやっていくべきじゃないかなと、お二人の委員の話聞きながら思っていたんですが。だからこういう場合に指定管理者と県、契約している同士で、どうやっていったらこういう危機を少しでも、金額的な面とか人の入り込みの面とかの、そういう危機を少なくするためには何かないのか、そういうこともやっていかないと、ただ相手に任せておくだけでいいのかなと、聞きながら思っていたんですが、そういう検討はされなかったんですか。

**○岩本観光推進課長** えびの高原荘においても、

実は昨年の夏前に半額程度にかなり割り引いたチケットプランを提供したり、民間のノウハウを生かした形でコストも削減しつつ、集客につながる取り組みは自助努力としてやっております。

それとあわせて、昨年の6月の補正議案でお願いしました1,000万円の予算を使って、これはえびの高原荘だけではなく、えびの、小林、高原の宿泊施設にお客さんを呼び込むための、要するにOTAといいますか、ネットの旅行会社を通じて呼びかけをしまして、そこにはいろんな割引情報なんかも載せて、周知を図ったところでございます。これについては、対前年比で大体二、三割の集客につながった実績も出ているところでございます。

今後とも、そういった形で、ソフト面でやる集客のための取り組みは、しっかりと地元自治体とも連携しながら進めていきたいなと思っています。

**○有岡委員** 245ページの中からお尋ねいたします。

委託訓練に関する経費が7,800万強減額になっていますが、この背景というんですか、どういった理由でこういった金額が出てきたのかということと、以前、私が話を聞いたのは、例えば塗装業界から訓練生が学校で学ぶだけでなく、現場に行って、現場で実技をしている中で自信をつけて、卒業して現場に戻ってくる訓練をしたらどうかという意見もあったんですね。そういった意味では、委託訓練がもっと充実することで、離職率を減らしたり、また自信をつけて現場に行けるような、そういう仕組みができると思うんですが、7,800万の減はどのような背景か、お尋ねいたします。

**○木原雇用労働政策課長** 委託訓練についてで

ございます。

まず、委託訓練のスキームでございますけれども、これは国が県に委託して実施している事業でございます。245ページの横に書いておりますように、国10分の10です。

実施方法につきましては、そういうことで国のスケジュールに合わせて行うこととなります。当然、予算は、民間の職業訓練校の定員が一応ベースになりますので、例えば予算上のベースでは1,133人ということで、これは県というよりも、国の本省と協議を行った結果になってまいります。

それに対しまして、実際はどういう人数になったかといいますと、実績としては830人で、その背景といたしましては、この訓練の対象となる方が離職者になりますので、どうしても景気がある程度担保されている状況で、離職者自体が減ってきていると。例えば、28年の2月ですと5,811人だったんですけれども、29年の2月でいきますと5,216人で、非常に離職者が減ってきていると。

それから、離職されても、職業訓練を受けるよりも、そのまま別のお仕事につかれる。逆に、離職する前に別の仕事を見つけられて離職されていくと、そういう方が非常に多いものですから、現時点においてはなかなか職業訓練にいかれる方が減っているということでございます。

予算につきましては、大体この訓練自体が5月ぐらいから始まるんですけれども、4月から8月の実績をもとにしまして、国との協議が9月、10月ぐらいになりますので、そこで国との変更契約をした数字で結ぶこととなります。

決算委員会のときにも御説明はさせていただいたんですけれども、結果としては、その後が始まる分については加味しておりませんので、

これだけ落としますけれども、まだ残る金額が多いのかなと、本年度の場合はそういうふうに考えているところでございます。

それと、委員がおっしゃられました、いわゆるデュアルという、座学だけではなくて、実践のところも大事ではないのかということでございますが、技術系については取り組んでいるものもございますけれども、ここに上がっております職業訓練はどちらかというところとパソコンとかがメインで、そういうものについては企業に行くよりも、実際にそこでパソコンを動かしてやりますので、座学と実技を兼ねたような職業訓練かなと考えております。

**○有岡委員** そういう背景もわかりましたが、ぜひ、手に技術を持つというんでしょうか、技術を身につけることが将来のスキルになることを十分伝えていただければと思っております。

もう一点、スポーツランド推進室にお尋ねいたしますが、今回、9月に向けて、トレーニングセンター等ができるということですが、これはキャンプのためのトレーニング室なのか、それとも例えば地元の高校生とかも今後使っていけるのか、そこら辺の見通しをお伺いいたします。

**○丸山スポーツランド推進室長** 今回のウェートトレーニング場について、まず大きな目的といたしましてはスポーツキャンプのグレードアップということで、今、総合運動公園には日本陸連とかドイツ陸連、ラグビートップリーグとか、県外からのトップアスリートがたくさんお見えになっておりまして、そこの方々にぜひまた付加価値をつけていただこうという思いで、この予算をつくっているわけですが、当然ながら県内のトップアスリートを目指す方々も御利用いただける施設であるべきではないか

ということで、都市公園の施設ということで県土整備部が全体を所管しておりますので、利用のあり方とか、その辺は教育委員会も含めて一緒になって、利用のルールづくりをこれからしっかり検討してまいりたいと考えております。

○有岡委員 ありがとうございます。

○後藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○小堀商工政策課長 常任委員会資料の7ページをお開きいただけますでしょうか。

県内経済の概況等についてでございます。所管する所属が複数ございますが、一括して御説明させていただきます。

まず、1の総論についてでございますが、本県の状況といたしましては、これまでと同様な状況が続いており、表の左下、日銀宮崎事務所をごらんいただきますと、宮崎県の景気は緩やかな回復を続けているとされております。

右側、8ページをごらんください。

ここからは各論になりますが、まず(1)個人消費の百貨店・スーパーの販売額であります。表にありますとおり、9月から12月にかけて、全店ベース、既存店ベースで、ともに前年同月比マイナスとなっております。宮崎財務事務所の調査によりますと、衣料品や寝具類などが、例年より気温が高かったことなどにより、顧客の購買意欲が高まらなかったことなどから、低調となったとのことでございます。

続きまして、(2)の乗用車販売台数についてでございますが、11月は昨年同時期に日産等の無資格審査の影響があったことなどから、大きく伸びを示しております。

9ページをお開きください。

(3)の観光についてであります。宮崎市内の主要ホテル・旅館宿泊客数は、一番上の表にありますとおり、全体で10月から12月にかけて前年同月比プラスとなっております。

なお、グラフの下に参考として記載しております表は、県内地区別に調査を行ったもので、県全体はいずれの月も前年同月比を上回っている状況でございます。

続きまして、(4)の製造業についてでございますが、本県の鉱工業生産指数は、表にありますとおり、12月は95.9となっており、電子部品・デバイス工業が低下したこと等により、11月と比べ5.7ポイント低下いたしております。

10ページをごらんください。

(5)の雇用情勢についてであります。

アの有効求人倍率は高水準で推移しており、本県の有効求人倍率は、表にもありますとおり、10月、11月は1.46倍、12月は1.47倍となっております。

また、下のほうのイは、ハローワークで捕捉できない雇用情勢を把握するため、県内の民間有料職業紹介事業者等にアンケート調査を行ったものであります。中央から右半分の1月から3月期の予想では、求人は「ふえる、少しふえる」と予想する回答が多くなっておりまして、求職の状況等もございまして、企業の人手不足感が続くと思われれます。

説明は以上でございます。

○石田経営金融支援室長 委員会資料の11ページをお開きください。

経営金融支援室より、事業承継支援の取り組みの現状について御報告します。

初めに、1の現状と課題でございますけれども、県内の60歳以上の中小企業、それから小規模事業者の経営者の皆さんの中には、自分の代



で廃業・解散する予定、あるいは後継者をまだ決めていない方が多くいらっしゃる現状がございます。

こうした現状を踏まえますと、仮に事業を継続できる経営状況であったとしても廃業・解散せざるを得ず、地域経済を支える中小企業の雇用、技術の喪失につながるものが懸念されるなど、現在、事業承継対策はまさに喫緊の課題となっております。

このため、県では、関係機関が連携・協力して事業承継を支援していくことが重要であるという認識のもと、県事業承継ネットワークの取り組みを進めているところでございます。

今年度の取り組みの概要を御説明いたします。

2の(1)でございます。概要の1ポツ目でございますように、昨年の4月に、関係機関、支援機関など、48機関からなる宮崎県事業承継ネットワークを立ち上げております。

また、1つ飛ばしまして3ポツ目でございますが、昨年の7月から、県内の経営者を直接訪問して、計画的な準備を促す事業承継診断を開始し、ネットワーク事務局のコーディネーター等を中心に、いわゆるプッシュ型の支援を進めているところでございます。

下の(2)の具体的な支援内容をごらんください。

まず、①でございますが、今申し上げました事業承継診断について、今年度、診断件数1,000件を目標として掲げてございますが、昨年の10月末時点で424件の診断を実施しております。それぞれの案件の状況に即して、追加ヒアリングですとか、専門家による支援を含む個者支援を現在実施しているところでございます。

続きまして、ページ右側、12ページに移りまして、②でございますが、専門家を活用した個

者支援を実施するため、県内の各士業団体と連携をいたしまして、専門家リストを整備しております。ことしの2月末時点で、弁護士ですとか税理士など、延べ74名の専門家に登録をいただきまして、案件に応じてこういった各専門家の派遣を行っております。

また、③普及啓発活動といたしまして、昨年9月からことしの2月にかけて、「経営のバトタッチを考えるセミナー」と題するセミナーを県内の計8カ所で開催するとともに、今年度、平成30年度の事業承継税制の内容につきまして周知を図っているところでございます。

続きまして、3、事業承継ネットワークの今後の取り組みでございます。5つ、項目を掲げております。

第1に、支援体制の拡充といたしまして、ネットワークの構成機関との連携をさらに強化するとともに、参画機関の拡充を図りまして、支援の裾野を広げてまいりたいと考えております。

第2に、事業承継診断の着実な実施といたしまして、県事業承継支援戦略に掲げております診断目標の達成に向けて、引き続き県内各地で積極的に事業承継診断を実施してまいりたいと考えております。

第3に、個者支援の充実といたしまして、事業承継診断の結果を丁寧に分析しまして、機を逃さず、案件ごとにきめ細かな個者支援を実施してまいりたいと考えております。

第4に、地域の実情に沿った効果的な支援といたしまして、市町村単位のセミナーや個別相談会の開催など、県内の各地域で、それぞれの地域の実情に沿った支援を展開してまいりたいと考えております。

第5に、普及啓発活動といたしまして、事業者向けセミナーの開催のほか、来年度の税制改

正として、現在、国において議論が行われております個人版事業承継税制につきましても、この制度が創設された暁には、県内での活用の促進に向けて、普及啓発活動を図ってまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

**○木原雇用労働政策課長** 13ページをお開きください。

宮崎日日新聞社との若者の県内就職促進に関する協定及び日本大学とのU I J ターン就職支援に関する協定の締結について説明させていただきます。

最初に、概要の1でございます。

本県では、県内産業界の活力となる若手人材の育成・確保が最重要課題でありますことから、若者の県内就職促進のための取り組みについて、今般、次の2つの協定を締結したところでございます。

最初に、2の宮崎日日新聞社との協定でございます。

(1) にありますように、先月15日に締結式を行ったところであります。

(2) の主な連携・協力事項といたしましては、1点目が、①の合同企業説明会や就職セミナー等、各種就職イベントの開催でございます。同社では、今年度から新たに学生等の県内企業への就職活動支援に取り組んでおり、県内外で開催いたします学生やU I J ターン希望者等を対象といたしました就職説明会を、県と同社との共同で企画・運営したいと考えております。

2点目が、②でございます。県内の企業情報や各種就職イベント等の若者への周知でございます。例えば、県内企業を紹介する冊子などを共同で発行いたしますほか、お互いのホームページを活用するなど、さまざまな媒体で、各種

県内就職関連イベントの情報を広報・PRすることといたしております。

次に、3の日本大学との協定でございます。

(1) にありますように、先月20日に締結式を行い、(2) の主な連携・協力事項といたしましては、1点目が①の合同企業説明会など各種就職イベントへの参加でございます。今後、日本大学内で開催されます就職イベントに企業と共同でブースを設置し、本県の雇用情勢や県の取り組み、参加しました企業の概要等について、学生に直接丁寧に説明したいと考えております。

2点目が、②の県内企業情報等の学生への周知でございます。これまでに協定を締結しました各大学同様、今後は日本大学の就職課を通して企業紹介冊子を配布するほか、奨学金返還支援事業等を周知することといたしております。

最後に、3点目といたしましては、③の学生の職業決定に影響のある保護者に向けた取り組みでございます。大学が県内で開催いたします保護者会に県の担当職員を派遣しまして、本県の雇用情勢、あるいは県職員の採用状況等について、保護者の方々に説明したいと考えております。

また、日本大学につきましては、県内に附属高校もありますことから、今後は附属高校の先生と意見交換を行うなど、広く若者の県内就職促進に向けて連携を図ってまいりたいと考えております。

参考といたしまして、一番下の表におきまして、これまでに協定を締結いたしました大学など、8つの締結先を掲載いたしております。

説明は以上でございます。

**○小田県立産業技術専門校長** 委員会資料の14ページをごらんください。

県立産業技術専門校修了生の就職状況等について御説明いたします。

まず、1の県立産業技術専門校の概要であります。

当校は、本県産業を担う中核的技能者を養成する公共職業能力開発施設として、平成15年4月に開校して、現在16年目でございます。主に、高等学校以上の卒業生等を対象として、表にありますとおり、4つの訓練科を設置しておりますが、少子化の進行や近年の雇用情勢の改善等により入校者が減少しており、入校生確保が最大の課題となっております。

2の入校生確保の取り組みであります。

まずは、高校新卒者を獲得するため、県内全ての高校を訪問し、校長や進路指導担当教諭に対して、また既卒の方々にも対応するため、公共職業安定所の窓口担当者に対して、それぞれ年5回ずつ訪問して当校をPRしております。

また、オープンキャンパスを夏休み時期に2回実施するとともに、小中学生やPTAなどを含めた施設見学会を随時実施しております。

情報発信では、チラシ、パンフレットに加えまして、ホームページの全面更新や紹介動画の配信、ツイッターを活用したPR等に取り組んでおります。

さらに、推薦入試枠の拡大による入校生の早期確保など、募集要項の見直しにも取り組んでおります。

このような取り組みによりまして、平成31年度の入校予定者は、2月末現在の合格者数でございますけれども、3つの科で定員を充足し、合計で70名、充足率は80%台の後半となり、4年ぶりに80%台に回復する見込みであります。

なお、定員割れとなっております構造物鉄工科につきましては、現在、3次募集を行ってお

りまして、引き続き充足率向上に取り組んでまいります。

3の就職支援の取り組みであります。

まず、インターンシップでございますが、全ての訓練生を対象に、例年6月上旬に約10日間実施しております。今年度は、39の企業に受け入れをしていただきました。

また、就職先確保のために、就職実績のある企業への訪問に加えまして、新規企業の開拓にも取り組んでおります。

また、関係業界団体との連携強化であります。毎年開催しております専門校運営会議におきまして業界ニーズの把握に努めているほか、各団体の理事会や各種会合等に出向きまして、入校生確保への協力依頼を含めて情報交換を行うなど、連携強化に努めております。

このような取り組みによりまして、今年度も修了生45人全員の就職が決定し、県内就職率は過去最高の80%となったところでございます。

専門校といたしましては、産業界からの期待に応えるため、今後とも徹底した入校生確保と就職率100%の維持に取り組みながら、本県産業を担う中核的技能者の養成に取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

○後藤委員長 その他報告事項の説明が終了しました。

ここで、委員協議のため、暫時休憩いたします。

午前11時56分休憩

---

午前11時57分再開

委員会を再開いたします。

午後の再開を午後1時からいたします。よろしく申し上げます。暫時休憩いたします。

午前11時57分休憩

---

午後 0 時59分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

その他報告事項の説明が終了しました。質疑はございませんか。

○井手商工観光労働部長 午前中の質疑におきまして、えびの高原荘の経営状況等につきまして、資料の御要求がございました。部に戻りまして、数字等の精査を今進めておるところでございますが、まことに申しわけございませんけれども、多少数字の精査に時間がかかる状況になっております。部としても責任ある資料として出したいと思っておりますが、資料の作成に相当の時間がかかると思いますので、お待ちいただけないかということでお願いを申し上げます。

○後藤委員長 委員協議のため、暫時休憩いたします。

午後 0 時59分休憩

---

午後 1 時 1 分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

○星原委員 雇用労働政策課から宮崎日日新聞社と日本大学とのU I J ターンの就職支援の説明をいただきましたが、下の参考資料で、専修大学と福岡大学と29年に協定を締結していますが、この協定を締結した効果、どういう成果が出ているか、ちょっと教えてください。

○木原雇用労働政策課長 専修大学をトップに協定を締結しましたがけれど、まだ1年と少々ということで、これと申し上げるところまでは出ておりません。

ただ、私ども、ふるさと就職説明会を、東京・大阪・福岡等の県外でやっておりますけれど

も、例えば福岡でございますと、従来、福岡大学、西南学院大学、久留米大学の3大学でございますが、学生さんが10人お見えになるかお見えにならないかぐらいだったのが、今年度のふるさと就職説明会では、30名弱でございますけれども約3倍ということで、それ以外のいろいろな地方でもお見えになられたかもしれませんけれども、我々が締結したこの協定によって、就職課からうまく伝わったのではないのかなというのが1点でございます。

それから、実は協定を結んでいるところで、日本大学は結んで間もないものですから、30年5月8日の立命館大学までになりますが、この5つの大学から28年度と29年度の卒業生ですけれども、宮崎県出身者で、そのとき4年生だった方が、どれくらい宮崎にUターンしてきたか。それから、本県出身者ではないけれども宮崎にきたのか、そういうものをきちっといただいております。

平成29年3月卒の宮崎県出身の卒業生数が、今の5つの大学で251人でございます。そのうち宮崎に就職された方が40名で、大体このときで15.9%の方が宮崎に帰ってきていらっしゃる。それから30年3月でございますけれども、このときは240名の卒業生の方のうち50名の方が帰ってきておりますので20.8%と、これは宮崎県出身者でございますので、他県等の出身者まで入れますと、さらにパーセンテージが5%ぐらい、それぞれ上がります。そういう実態を、今まで私どもつかんでおりませんでしたので、そういう点では、提携する大学をふやしていくことによって精度を上げていけるだろうと。それによって、また打つ手も考えていけるのかなということで、今後取り組んでいきたいと考えております。

○星原委員 ありがとうございます。

○中野委員 14ページでお尋ねします。この29年度、30年度に52人が入学されていますが、高等学校以上の卒業者が対象ですけれども、高卒とそうでない人の割合は、わかりませんか。

○小田県立産業技術専門校長 済みません、具体的な数字は確認しますけれども、高校新卒者が全体の85%ぐらい、それ以外が15%ぐらいというのが、大体の平均でございます。数字は確認いたしますので、お待ちください。

○中野委員 大卒の方もいらっしゃるんですね。

○小田県立産業技術専門校長 去年の4月に入校した生徒の中に大卒の方は1名おります。

○中野委員 この学校は、技能者を育てるということですから、こういう関係ではない大学を出ても、こういうところで学んで、そして社会に出る人もいれば、よりこの定数を満たすんじゃないかなと、ふと思ったんですよね。

それと、29年度、30年度は入学した数が52人ずつだったということですかね。それと一番下の修了者の就職状況で45名というのは、29年度に入学された人が45人修了したということですか。

○小田県立産業技術専門校長 今お尋ねの平成29年度の52名と、一番下の修了者の45名との関係でございますけれども、おっしゃるとおり、29年度に入った生徒が、このたび45名卒業したということでございます。29年4月に52名入学いたしまして、2年生になるときに退校者が4名おりました。早期就職、進路変更ということで、1年のとき52名だった生徒が48名になりました。それから48名で2年生をスタートしたんですけれども、やはり同じように早期就職という生徒が出てまいりまして、最終的に先日の修了式で

修了した生徒が45名になりました。

○中野委員 この人たちは、早期修了になるわけですか。

○小田県立産業技術専門校長 早期修了は、いわゆる退校になります。

○中野委員 修了だから、いい名前ですね。やめられた人たちは、やっぱりこの学んでいる道に進まれたんですかね。

○小田県立産業技術専門校長 はい。それぞれ4つの科で勉強した分野に関係する企業に、基本的には就職しております。

○中野委員 途中で修了される率は、これ読んだら7人ですが、過去のデータでも大体こんな率なんですか。

○小田県立産業技術専門校長 1期生から大体通算して見てみますと、修了まで2年間務め上げた生徒の割合、修了率は、大体9割程度です。1割程度は進路変更なり早期就職なりで退校している状況でございます。

○後藤委員長 ほかにございませんか。

それでは、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、以上をもちまして、商工観光労働部を終了いたします。執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時9分休憩

---

午後1時18分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等について、県土整備部長の概要説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○瀬戸長県土整備部長 県土整備部でございま

す。よろしくお願いいたします。

説明の前に、まず、御礼と御報告を申し上げます。申しわけありませんが、着席をさせていただきます。

先月20日の産業開発青年隊の修了式におきましては、お忙しい中、蓬原議長に御出席いただきました。この場をおかりしまして御礼を申し上げます。

続きまして、東九州自動車道について御報告を申し上げます。

今月1日に国土交通省が、油津から南郷間、奈留から夏井間について、新規事業採択時評価の手續に着手するとの公表がありました。これまで御尽力いただきました県議会の皆様に心より御礼を申し上げます。

今後とも県内高速道路の一日も早い全線開通を目指し、全力で取り組んでまいりますので、引き続き県議会の皆様の御支援、御協力をお願い申し上げます。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます県土整備部所管の議案等について、概要を御説明いたします。お手元に配付しております商工建設常任委員会資料の表紙をめくっていただきまして、目次をごらんください。

まず、議案につきましては、公共事業の国庫補助決定等に伴う補正予算案ほか特別議案2件でございます。

次に、報告事項につきましては、「損害賠償額を定めたことについて」ほか1件、最後にその他報告事項といたしまして、「建設業者の刑事告発について」ほか2件でございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長等から御説明いたします。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○後藤委員長 部長の概要説明が終了いたしました。

次に、議案に関する説明を求めます。

○弓削管理課長 管理課であります。

まず、県土整備部の2月補正予算の概要について御説明いたします。

委員会資料の1ページをお開きください。

この表は、今回の補正額及び補正後の額などを取りまとめた県土整備部の予算総括表であります。

中央の太線枠内をごらんください。左側のCの欄が2月補正額であります。一番下にありますとおり、一般会計と特別会計を合わせた補正額は、42億7,199万4,000円の増額であります。

主な内容としましては、国の補正予算に伴うものや、国庫補助、災害復旧事業等の事業費の確定等に伴うものでありますが、このうち国の補正に伴う増額分につきましては、その右、D欄にありますとおり、102億8,564万7,000円で、国の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の実施によるものです。

これらを含んだ補正後の予算額につきましては、表の右から2列目、F欄の一番下にありますとおり、764億9,157万円となっております。

次に、2ページをお開きください。

2の補助公共・交付金事業であります。補正額は、C欄の一番下にありますとおり、77億652万8,000円の増額であります。このうち右のD欄にありますとおり、国の補正に伴う増額分が99億8,564万7,000円となっております。

また、E欄のその他にありますように、補正前の予算額につきましては、国の交付決定額との差額である、いわゆる内示差が生じていたことから減額となっておりますが、国の補正分と合わせまして、事業全体では増額となったとこ

ろであります。

次に、3ページをごらんください。

上の表3の直轄事業負担金ですが、C欄の一番下にありますとおり、1億9,277万2,000円の減額であります。

なお、このうち右のD欄にありますとおり、国の補正に伴う増額分は3億円となっております。

次に、下の4の災害復旧事業につきましては、C欄の一番下にありますとおり、事業費の確定により16億4,746万円を減額するものであります。

次に4ページをお開きください。

4ページにつきましては、今回の補正を課別に一覧にした表であります。

次に、5ページをごらんください。

一般会計の繰越明許費補正の集計表であります。太枠内の2月議会申請分が今回の繰越申請額でありまして、①の追加と②変更(増額)の合計で、25事業、271億1,162万6,000円をお願いしております。この結果、31年度への繰り越しを予定している繰越明許費の合計は、一番下にありますように、43事業、382億6,312万4,000円となります。

次の6ページと7ページをごらんください。

繰り越しの事業ごとに内訳を掲げておりますが、関係機関との調整に日時を要したことや、国の補正予算により実施する事業で工期が不足すること等によるものであります。

次に、8ページをごらんください。

一般会計の債務負担行為の追加であります。この事業は、橋梁の耐震補強を行うものですが、工事契約において工事期間が年度をまたがるため、債務負担行為の設定をお願いするものであります。

次に、9ページをごらんください。

特別会計の繰越明許費であります。

まず、上の表は、公共用地取得事業特別会計であります。用地交渉等に日時を要したことにより、1億6,078万6,000円をお願いしております。

次に、下の港湾整備事業特別会計についてですが、関係機関との調整や工法の検討に日時を要したことにより、5事業合わせまして1億7,237万4,000円をお願いしております。

県土整備部の補正予算の概要は、以上であります。

続きまして、管理課の補正予算について御説明いたします。お手元の厚い冊子、歳出予算説明資料をごらんください。管理課のインデックス331ページでございます。

当課の補正予算額は、1億6,644万円の減額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、19億1,253万8,000円になります。

では、補正の内容について御説明いたします。

333ページをお開きください。

一番下の(事項)建設業指導費であります。これは建設業の許可に要する事務費及び建設業者の経営基盤の強化等を図る建設産業経営基盤強化等支援事業の額の確定に伴う執行残290万円の減額を行うものであります。

管理課の説明は以上であります。よろしく御願いたします。

○河野用地対策課長 用地対策課であります。

当課の補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の335ページをお開きください。

当課の補正予算額は、一般会計で3億8,777万5,000円の減額、特別会計の公共用地取得事業特別会計で3億3,605万8,000円の減額、合わせ

まして7億2,383万3,000円の減額をお願いしております。

その結果、補正後の予算額は、一般会計で3億3,347万8,000円、特別会計で4億7,644万2,000円、合わせまして8億992万円となります。

以下、補正の主な内容につきまして御説明いたします。

337ページをお開きください。

一般会計であります。

まず、ページ中ほどの(事項)収用委員会費であります。収用裁決案件に係る土地や物件の鑑定料等の執行残により1,364万9,000円の減額であります。

次に、338ページをお開きください。

(事項)特別会計繰出金であります。事業費の確定に伴い、3億7,125万3,000円の減額であります。

続きまして、339ページをごらんください。

公共用地取得事業特別会計であります。(事項)公共用地取得事業費は、3億3,605万8,000円の減額であります。これは事業費の確定等に伴い、説明欄1にあります土地を先行取得するための公共用地取得事業費の3億7,125万3,000円の減額と、説明欄2の一般会計への繰出金3,519万5,000円の増額を行うものであります。

用地対策課は以上であります。

○大坪技術企画課長 技術企画課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の341ページをお開き下さい。

当課の補正予算額は17万6,000円の減額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は3億4,074万7,000円となります。

以下、補正の内容について御説明いたします。

343ページをお開きください。

初めに、中ほどの(事項)土木工事積算管理

検査対策費でございます。これは、1の労務及び建設資材単価の調査の事務費の執行残による25万円の減額や、2の電子納品・情報共有システム整備管理費の電子納品システムに要する経費の執行残による24万7,000円の減額であります。

次に、一つ下の(事項)公共事業評価委員会費であります。これは公共事業評価委員会に要する経費の執行残による25万円の減額であります。

技術企画課は以上でございます。

○中村道路建設課長 道路建設課であります。引き続き、お手元の歳出予算説明資料の345ページをお開きください。

当課の補正予算額は1億2,104万3,000円の増額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は165億8,036万円となります。

以下、補正の内容について御説明いたします。

347ページをお開きください。

まず、上から5段目、(事項)直轄道路事業負担金であります。これは国の補正予算等に伴うもので、3億3,525万円の増額であります。

次に、その下の(事項)公共道路新設改良事業費であります。こちらも国の補正予算等に伴うもので、4,833万1,000円の増額であります。

次に、その下の(事項)道路建設受託事業費であります。これは受託事業費の決定に伴うもので、2億6,253万8,000円の減額であります。

補正予算につきましては、以上であります。

次に、議案第74号「工事請負契約の変更」について御説明いたします。

委員会資料の12ページをお開きください。

国道327号佐土の谷工区(仮称)佐土の谷1号トンネルに係る工事請負契約の変更であります。

1の佐土の谷工区の事業概要及び2のトンネ



ルの工事概要であります。ページ下の位置図をごらんください。図面右、諸塚村側から図面左、椎葉村側に向かって国道327号が通っておりまして、諸塚村役場から左側約7キロのところには椎葉村との境がありますが、佐土の谷工区は、この村境にまたがり延長3,400メートル、車道幅員5.5メートルの2車線での道路改良事業であります。〔仮称〕佐土の谷1号トンネルは、この村境から諸塚村側に位置する延長171メートルのトンネル工事となっております。

3の工事請負契約の概要であります。契約の金額が6億1,921万1,459円、変更契約の金額が7億493万6,391円、増額8,572万4,932円であります。契約の相手方は、旭・大和・上田特定建設工事共同企業体、工期は、平成30年3月9日から平成31年3月20日までであります。

4の変更理由であります。トンネル工事において、当初想定していたよりも脆弱な地質区間が存在し、トンネルを補強する必要が生じたことなどにより、請負金額の変更を行うものであります。

委員会資料の13ページをごらんください。

変更の内容につきまして御説明いたします。

上に、トンネルを横から見た図がございますが、横長の太い線で示したのがトンネルでありまして、①の坑口付近、②の中央部の脆弱な地質区間において、安定対策を追加しております。

下に、①、②、それぞれその安定対策の内容を記載しております。

まず、左側①の坑口付近ですが、一番下のイメージ図をごらんください。当初想定したよりも、トンネルの坑口部が脆弱であったため、この図にありますように、トンネルを掘り進める方向の上面にトンネルが崩れてこないように、先んじて鋼管杭や薬液を注入し、地盤を固めた

後に掘削を行っております。

次に、右の図、②のトンネル中央部付近につきましても、同様に、当初想定していたよりも脆弱な地質であったため、これも図の一番下の変更でお示ししておりますように、山の中に入れますロックボルトの長さを3メートルから4メートルに、打設本数を13本から16本にふやすなどの安定対策を追加しております。

これらの変更に伴いまして、工事請負契約の変更を行うものであります。

道路建設課は以上であります。

○廣前道路保全課長 道路保全課であります。

歳出予算説明資料にお戻りいただきまして、349ページをお開きください。

当課の補正予算は、17億8,811万7,000円の増額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は156億4,394万1,000円となります。

以下、補正の内容の主なものについて御説明いたします。

351ページをお開きください。

中ほどの(事項)道路管理費であります。これは、県管理道路の管理に要する経費ですが、道路台帳修正業務等の執行残により2,105万円の減額であります。

次に、一番下の(事項)公共道路維持事業費であります。これは国の補正予算等に伴いまして、18億8,006万7,000円の増額であります。

道路保全課につきましては、以上であります。

○石井河川課長 河川課であります。

お手元の歳出予算説明資料の353ページをお開きください。

当課の補正予算額は36億7,179万円の増額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は211億8,019万8,000円となります。

以下、補正の主な内容につきまして御説明い

たします。

355ページをお開きください。

まず、一番下の(事項)ダム施設整備事業費であります。これは国の補助を受けて、ダム管理施設の機能の向上を図るため、管理施設の改良や機器の更新等を行う事業であり、国の補正予算等により1億8,988万1,000円の増額であります。

次に、356ページをお開きください。

一番下の(事項)公共河川事業費であります。この事項も、国の補助を受けて、洪水による浸水被害の軽減を図るための河道掘削や堤防の整備などの河川改修等を行う事業であり、国の補正予算等により48億1,000万円の増額であります。

次に、357ページをごらんください。

一番上の(事項)公共災害関連河川事業費であります。国庫補助の決定により3億4,115万円の減額であります。

次に、一番下の(事項)直轄河川工事負担金であります。これは、国が実施する大淀川などの直轄区間の河川改修や宮崎海岸事業に対する県の負担金であります。国の補正予算等により1億7,060万6,000円の増額であります。

次に、359ページをお開きください。

一番上の(事項)公共土木災害復旧費であります。国庫補助の決定により11億3,488万5,000円の減額であります。

次に、一番下の(事項)直轄災害復旧事業負担金であります。これは、国道220号などで国が実施する道路や河川などの災害復旧事業に対する県の負担金であります。国庫事業費の確定により4,287万1,000円の増額であります。

河川課は以上であります。

○矢野砂防課長 砂防課であります。

歳出予算説明資料の361ページをお開きください。

当課の補正予算額は6億5,333万7,000円の増額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、61億2,617万5,000円となります。

以下、補正の内容につきまして、主なものを御説明します。

363ページをお開きください。

まず、ページ中ほどの(事項)公共砂防事業費であります。これは、土石流のおそれがある溪流での砂防堰堤などの整備や地滑りのおそれがある箇所での対策工事、土砂災害警戒区域等の指定のための基礎調査などを行う事業でありますけれども、国の補正予算などにより2億8,892万円の増額となっています。

なお、説明欄の4、災害関連緊急砂防等事業の2億2,000万円の減額につきましては、採択要件に該当する災害がなかったことにより減額となっております。

次に、一番下の(事項)公共急傾斜地崩壊対策費であります。内訳は、次のページに載せておりますけれども、これは急傾斜地崩壊のおそれがある箇所での擁壁工やのり面工などの整備や基礎調査などを行うものです。国の補正予算や人家に被害をもたらしました崖地に対する災害関連事業の実施などにより3億9,034万3,000円の増額であります。

364ページをお開きください。

中ほどの(事項)直轄砂防工事負担金であります。これは、霧島火山群からの土砂流出による被害を防止するために、国が実施しております直轄砂防事業に対する負担金でありますけれども、直轄事業費の確定によりまして、2,106万円の減額であります。

砂防課は以上であります。

○江藤港湾課長 港湾課であります。

お手元の歳出予算説明資料の365ページをお開きください。

当課の補正予算額は、一般会計で5億9,576万4,000円の減額、港湾整備事業特別会計で1,585万8,000円の減額、合わせまして6億1,162万2,000円の減額をお願いしております。

その結果、補正後の予算額は、一般会計で51億3,840万7,000円、港湾整備事業特別会計で10億5,990万7,000円、合わせまして61億9,831万4,000円となります。

以下、補正の内容につきまして、主なものを御説明いたします。

367ページをお開きください。

まず、一般会計について御説明いたします。

中ほどの(事項)空港整備直轄事業負担金であります。これは、宮崎空港の耐震対策等に係る直轄事業に対する負担金であります。直轄事業費の確定により1億1,278万8,000円の増額であります。

次に、368ページをお開きください。

下から2番目の(事項)特別会計繰出金であります。これは港湾整備事業特別会計の不足を補うため、一般会計から繰り出しを行うものであります。繰り出し額の確定により1億6,085万8,000円の減額であります。

次に、一番下の(事項)直轄港湾事業負担金であります。これは細島港及び宮崎港の防波堤等の整備に係る直轄事業に対する負担金であります。直轄事業費の確定により2億7,195万円の減額であります。

次に、369ページをごらんください。

中ほどの(事項)公共港湾建設事業費であります。これは、国庫補助・交付金事業により、防波堤や岸壁などの整備を行うための経費であ

りますが、国の補正予算等により、2億6,659万5,000円の増額であります。

次に、一番下の(事項)港湾災害復旧費であります。これは、台風等により被災した公共港湾施設の復旧に要する経費であります。国庫補助決定等により、5億349万円の減額であります。

一般会計につきましては以上であります。

次に、港湾整備事業特別会計について御説明いたします。

370ページをお開きください。

一番上の(事項)細島港整備事業費であります。これは、細島港の港湾機能を効率的に発揮させる施設の整備に要する経費であります。事業費の確定により1,500万円の減額であります。

港湾課は以上であります。

○米倉都市計画課長 都市計画課であります。

お手元の歳出予算説明資料の373ページをお開きください。

当課の補正予算額は、1億8,240万8,000円の増額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、29億1,212万8,000円となります。

以下、補正の内容について、主なものを御説明いたします。

375ページをお開きください。

一番下の(事項)都市計画に関する基礎調査実施事業費であります。

376ページをお開きください。一番上でございますが、これは都市計画法に基づき、都市計画の適切な見直しを行うための調査を実施するものであります。委託業務の入札の結果、執行残が生じたことによる2,242万4,000円の減額であります。

次の(事項)美しい宮崎づくり推進事業費で

あります。これは、美しい宮崎づくりを推進するため、県民、事業者に対する普及啓発や人材育成を行うとともに、各種団体が取り組む景観形成活動への支援などを実施するものでありますが、今年度からの新たな取り組みである景観形成活動支援事業の補助実績が見込みを下回ったことなどによる1,081万9,000円の減額であります。

次の(事項)公共街路事業費であります。これは、国の交付金を受けて街路の整備を行うものでありますが、国の補正予算に伴う3億100万円の増額であります。

次の(事項)公共都市公園事業費であります。これは、国の交付金を受けて都市公園の整備を行うものでありますが、国庫補助決定に伴う5,852万円の減額であります。

377ページをごらんください。

1番下の(事項)公共都市災害復旧事業費であります。これは、都市公園内において災害が発生しなかったことに伴う1,700万円の減額であります。

都市計画課は以上であります。

○志賀建築住宅課長 建築住宅課であります。

歳出予算説明資料の379ページをお開きください。

当課の補正予算額は2,614万7,000円の減額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は21億7,737万4,000円となります。

以下、補正の内容について主なものを御説明いたします。

382ページをお開きください。

上から2つ目の(事項)建築物防災対策費であります。これは、崖地近接等危険住宅移転助成事業等で、市町村からの要望が見込みより少なかったことなどから1,267万6,000円の減額で

あります。

次に、下から2つ目の(事項)建築物地震対策費であります。これは、民間事業者による耐震改修工事を行う事業で、今年度予定していた工事の一部が次年度に行なわれることとなったことなどから、事業費の確定に伴う国庫補助決定により、979万3,000円の減額であります。

次に、384ページをお開きください。

ページの一番上、(事項)公共優良賃貸住宅供給促進費であります。これは、高齢者向け優良賃貸住宅の家賃減額を行う対象戸数が減ったことなどから、国庫補助決定に伴い460万3,000円の減額をするものであります。

補正予算につきましては、以上であります。

次に、委員会資料の11ページをお開きください。

議案第70号「建築基準法施行条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

1の改正の理由であります。建築基準法施行例が一部改正されたことにより、建築物の一部を自動車車庫とする場合の防火区画の基準が緩和されたことなどから、所要の改正を行うものであります。

防火区画とは、下の米印の1にありますとおり、建築物の内部で発生した火災を一定の範囲内にとどめて延焼しないように耐火性能を有する床や壁などで区画をするものであります。

次に、2の改正の内容についてであります。現在、建築物の一部を自動車車庫、または自動車修理工場の用途に供する場合に求めている防火区画と床や壁などの主要構造部の耐火措置について、建築基準法施行令の緩和にあわせて自動車車庫を規制対象から除外するものであります。

最後に、3の施行期日であります。公布の

日から施行することとしております。

建築住宅課は以上でございます。

○宮里営繕課長 営繕課であります。

歳出予算説明資料にお戻りいただきまして、385ページをお開きください。

当課の補正予算額は4,642万円の減額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は2億2,215万6,000円となります。

以下、補正の内容について主なものを御説明いたします。

387ページをお開きください。

表の上から5段目の(事項)職員費であります。これは、平成30年4月の組織改正に伴いまして、職員数が減となったことによる4,629万9,000円の減額であります。

営繕課は以上でございます。

○中尾高速道対策局長 高速道対策局でございます。

同じ資料の389ページをごらんください。

当局の補正予算額は5億7,006万3,000円の減額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は右から3列目になりますが、23億8,771万9,000円となります。

次に、主な補正の内容について御説明いたします。

391ページをごらんください。

まず、中ほどの(事項)高速道路網整備促進費であります。この促進費の事業費確定等によりまして、399万3,000円の減額であります。

次に、その下の(事項)高速自動車国道等直轄事業負担金であります。これは、国の直轄事業に要する費用の確定によりまして、5億6,127万7,000円の減額であります。

高速道対策局は以上です。

○後藤委員長 執行部の説明が終了いたしましたし

た。

質疑はありませんか。

○中野委員 委員会資料の12ページの議案第74号について確認だけですが、工期が3月20日ですよね。議会終了後わずか5日しかないんですが、これはもう工事が完了しているんですか。

○中村道路建設課長 ほぼ完了に向かっておりまして、3月20日には完了検査という運びになっております。

○中野委員 ぎりぎりだけど、せめて11月議会ごろにこれらはわからないわけですか。

○中村道路建設課長 事前に掘り終わればお金が全部わかるんですが、どうしても最終的な工事の精算を見越して、このような形で2月に計上させていただいているのが現状でございます。

○中野委員 そういうことはないですが、8,500万の補正ですけれども、仮にこれが否決されれば、このぎりぎりの提案で採決を求めるということについてはどうなるんですか。

○中村道路建設課長 そのようなことがないようにしっかりと提案をさせていただき、御指摘いただければと考えております。

○中野委員 考えようでは、予算が通らないのに工事をしていたという話です。この進行途中に脆弱な土があったから補強してきたんですが。普通、トンネルというものはそんなもんなのですか。

○中村道路建設課長 今、お話がありましたように、トンネルは調査段階で10センチぐらいの穴をずっと水平に掘ったりしていきながら、トンネルの中がどういう土質かを判断しながら掘り方を決めていくことになるんですが、どうしても掘っていった際に今回のように弱いところが出てきたりして、やっぱり最低限の補強をして、工事をされる方の安全も確保しながら進め

ていかなければいけない、トンネルの安定も保たなければいけないということで、どうしても調査だけではわからないことがありまして、最終的には掘り終わって、結果的に増額あるいは減額といったあたりがはっきりしてくるというような代物でございます。

○中野委員 坑口と中間地点でどちらから掘り進んだのか知りませんが、もっと早くできなかったかなと思ったものだから聞いたところでした。

○有岡委員 まずは、376ページで説明がありましたが、都市計画課の中の美しい宮崎づくり推進事業が事業の見込みが少なかったということで報告がありましたが、具体的にどういう部分が主に事業として取り組めなかったのか、もう少し具体的な内容をお尋ねします。

○森美しい宮崎づくり推進室長 今、御質問がありました事業につきましては、今年度から新たに起こしました事業も含まれております。美しい宮崎づくり推進事業ということで、景観計画の策定を行う市町村に対しての助成、それから、景観形成活動を行う団体への補助といったものを行う事業でございます。

このうち、景観計画策定につきましては、予定どおりの市町村数に対して助成をしておりますけれども、委託費用とかが予定よりも安かったこともありまして、執行残が出たということでございます。

それから、もう一つの景観形成活動を行う団体に対する助成につきましては、制度の仕組みが、市町村が民間団体に補助したものに対して、県から市町村に助成をする、いわゆる間接補助の仕組みをとっております。

平成30年度からこの事業を進めるに当たりまして、平成30年度の予算編成に市町村が間に合わず、どうしても補正予算で対応していただき

たいということで、市町村にはお願いをしたところでございます。そのため、今年度の5月には私と都市計画課長で手分けいたしましたして、26市町村を全部回りまして、今年度の対応をお願いいたしますということも行っております。

また、機会を捉まえて、さまざまな場面で市町村に対してお願いをしてきたところでございますけれども、補正予算を組むのが市町村の予算上、なかなか厳しかったということがございまして、今年度は予定よりも実績が大きく下回ったということでございます。

来年度もこの事業を行いますので、今年度のうちから来年度に向けて準備していただくということでお願いをしております。調査の結果、今相当数の利用予定が上がってきています。

○有岡委員 ちなみに、市町村から団体へ交付するような流れとなっておりますが、例えば、県が直接団体等のつながりの中で、広域的なそういう団体、組織は今のところは余りないのかなというふうにお話の中で感じたんですが、そういった状況でしょうか。

○森美しい宮崎づくり推進室長 県が直接補助するものにつきましては、\*景観形成推進機構という機構を県で指定しております。

例えば公園協会とか、ああいったところでございますけれども、そういったところにつきましては、県が年間50万円で直接助成をしています。

○有岡委員 ありがとうございます。

それと、河川課にお尋ねします。この事業の中でどの辺で出てきているかわかりませんが、昨年9月から10月にかけての台風24号と25号の関係でかなり河川の管理という話題が地元で出るんですが、ちょっと聞き取れなかったもの

※39ページに訂正発言あり

ですから、河川の改良とか事業関係で出てきているのかなと思ってありますが、今回のこの補正の中ではどの程度上がっているのか、もう少し教えていただければありがたいと思っております。

○石井河川課長 昨年の台風24号、25号で、特に高岡地区あたりで瓜田川を初め4河川程度でいろいろ浸水被害がございました。

今回、補正予算でいわゆる国土強靱化分として、主に河道掘削、いわゆる土砂掘削等を予算計上しているんですけども、台風の対策ということでは、できるだけ速やかにやるということで、その前に、今年度の県単の予算で4河川のうち3河川については、できるところから堆積土砂の掘削を行っております。

今回の国土強靱化分の中でも、県単でやった分に加えて、まださらにやらないといけないところもございますので、その4河川を含めて特に飯田川とか麓川とかについては、また、国土強靱化分が31年度の当初予算でもございますので、補正予算、当初予算と県単と合わせていろんな対応を今やっているところでございます。

○有岡委員 ありがとうございます。

○後藤委員長 よろしいですか。

それでは次に、報告事項に関する説明を求めます。

○弓削管理課長 委員会資料の14ページをお開きください。

損害賠償額を定めたことについて御報告いたします。

県有車両による交通事故の損害賠償であります。これは、職員が運転する県有車両が椎葉合同庁舎駐車場内において、駐車するため前進した際に運転を誤り、前方に駐車していた相手方の車両に接触したことによるものであります。

損害賠償額は8万4,981円であり、全額任意保険により支払われております。

交通事故防止につきましては、再三にわたり注意を喚起しているところではありますが、今後とも機会あるごとに交通安全の啓発を行い、十分指導してまいりたいと考えております。

管理課は以上であります。

○廣前道路保全課長 道路保全課であります。

委員会資料の15ページをお開きください。道路の管理瑕疵に係る損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告いたします。

今回の報告は、物損事故が6件でありまして、それぞれの内容につきまして御説明いたします。

まず、発生日、発生場所につきましては、資料の左側の欄に記載のとおりであります。

1番目の支障木接触事故につきましては、道路ののり面から道路上に伸びていた樹木との接触により、貨物自動車の荷台部分を損傷したものであります。本件は、運転者に前方不注視の過失がありますので、3割の過失相殺を行っております。

2番目の落石乗り上げ事故につきましては、車線の中央付近にあった石により、車両のフロントバンパー等を損傷したものであります。本件は、被害者に前方不注視の過失がありますので、4割の過失相殺を行っております。

3番目の側溝ふた不全事故につきましては、県道の交差点を徐行しつつ左折侵入する際に対向車を避けるため路肩部分を走行した自動車が破損していた側溝ふたに乗り上げ、車両の左前前輪のタイヤ及びホイールを損傷したものであります。本件は、被害者に前方不注視の過失がありますので、2割の過失相殺を行っております。

4番目の倒木事故につきましては、道路のり面から突然倒れてきた竹により、車両のフロントガラス及び車両天井部を損傷したものであります。本件は、事故の状況から運転者に過失を問うことはできないと判断し、過失相殺は行っておりません。

5番目の落石乗り上げ事故につきましては、車線の中央付近にあった石により、車両のエンジンオイルタンク等を損傷したものであります。本件は、被害者に前方不注視の過失がありますので、3割の過失相殺を行っております。

6番目の倒木事故につきましては、被害車両の通行する車線を塞ぐように倒れていた樹木により、車両のボンネット等を損傷したものであります。本件は、被害者に前方不注視の過失がありますので、3割の過失相殺を行っております。

損害賠償額は、8,152円から63万7,913円となっております。全て道路賠償責任保険から支払われます。

説明は以上であります。引き続き道路パトロールを徹底するなど道路利用者の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

道路保全課は以上であります。

**○志賀建築住宅課長** 委員会資料の16ページをお開きください。

県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告いたします。

家賃滞納者に対する訴えの提起と和解についてであります。

表の上段に記載しております。県営住宅の入居者につきましては、家賃を長期間滞納していただきましたことから、再三にわたり納付指導を行ってまいりましたが、改善することはありません

でした。

このため、宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例第33条第1項の規定に基づき、住宅の明け渡し請求を行いました。その後も呼びかけに応じないなど、誠意ある対応が見られず、期限までに住宅を明け渡さなかったことから、住宅の明け渡し請求と家賃等請求の訴えを提起するものであります。

また、表の下段に記載しております相手方につきましては、家賃を長期間滞納したまま、県営住宅を退去したことから、滞納している家賃の全額を支払うよう、民事訴訟法の手続であります支払督促の申し立てを行いましたところ、相手方が異議を申し立てましたことから、訴訟に移行したことににつきまして、去る11月28日の本委員会で御報告させていただいたところであります。

その後、訴訟におきまして、相手方より滞納している家賃を分割納付する旨の申し出がありまして、その内容に沿って裁判官より和解勧告がありましたことから和解を行ったものであります。なお、表の右端の専決年月日に、それぞれ専決処分を行っております。

建築住宅課は以上でございます。

**○後藤委員長** 執行部の説明が終了いたしました。

報告事項に関する質疑をお願いします。

**○森美しい宮崎づくり推進室長** 済みません。発言の訂正をお願いしたいと思います。

先ほど、有岡委員から御質問がありました件で、県から直接助成する団体を、私は、「景観形成推進機構」と申し上げたんですけれども、「景観形成促進機構」の誤りです。

おわびして訂正いたします。

**○後藤委員長** よろしいですか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○弓削管理課長 委員会資料の17ページをお開きください。

建設業者の刑事告発について御報告いたします。

ページの下のほうの4の経緯を、まず、ごらんください。

平成30年2月28日に虚偽申請に関するメール通報をいただきまして、3月に県による立入検査を行ったところであります。その後、県は9月に営業停止等の処分を行い、11月には入札参加資格の取り消し処分を行いました。

また、12月25日には商工建設常任委員会におきまして、最終的な調査結果について御報告をしたところであります。

この調査結果等を踏まえまして、慎重に検討を行った結果、今回の告発に至ったところであります。大建に対する一連の県の対応につきましては、不正に関する情報提供を受け、立入検査を実施したにもかかわらず、県における調査が不十分であったことなどから、県議会を初め情報提供者、建設業界、県民の皆様にご迷惑をおかけしたことにつきまして、大変申しわけなく、深くおわびを申し上げます。

それでは、委員会資料により告発の内容について御説明します。

1の被告発人につきましては、都城市山田町の株式会社大建及び同会社の前代表取締役大生健一であります。

2の告発日につきましては、2月26日に行ったところであります。

3の告発の理由としましては、経営事項審査の申請を広範かつ詳細に調査した結果、複数年

にわたる多額の虚偽が認められたことや、県の実施した立入検査においても偽証等が行われるなど、建設業法に違反し、悪質であると認められたためであります。

中ほどの括弧内は、本件の監督処分基準でありまして、「不法行為については告発をもって臨むなど、建設業法の厳正な運用に努めること」との基準を踏まえまして、今回の告発を行ったところであります。

管理課からは以上であります。

○中村道路建設課長 道路建設課であります。

委員会資料の18ページをお開きください。

一ツ葉有料道路に関する第1回の有識者会議について御説明いたします。

1の有識者会議の目的であります。

一ツ葉有料道路につきましては、国土強靱化に必要なレベルに橋梁の耐震性能を引き上げる必要があり、今後、どのように財源を確保しながら耐震対策等を行っていくのか、有料継続の可能性を含め検討を行うために有識者会議を設置し御意見を伺うものであります。

2の会議の概要であります。

(1)にありますように、去る1月29日に第1回目の有識者会議を開催し、(2)の説明内容にありますように、1ポツ目、一ツ葉有料道路及び有料道路制度の概要について、2ポツ目、今回、耐震対策を検討するきっかけとなりました国土強靱化に関する国の動向等について、3ポツ目、一ツ葉有料道路における耐震対策の必要性についての3点について、まず、有識者に御説明いたしました。

次に、(3)有識者から出されました意見の概要であります。大別して、耐震対策関係とその他に分けておりますが、非常に多様な御意見が出されましたので、少し丁寧に御説明をしてま

います。

まず、耐震対策に関する御意見といたしましては、1ポツ目、南海トラフ巨大地震の発生が懸念される中、橋梁の耐震対策による安全性の確保は急務であり、防災上も道路ネットワークの多重性が重要であるという御意見。

2ポツ目、耐震対策による安全性の確保は大切。一ツ葉有料道路においては、その費用を利用者の料金で賄ってもよいのではないかという御意見。

3ポツ目、一ツ葉有料道路は、中央分離帯により上下線が分離されている状況にあるため、例えば中央分離帯にUターン場所を設置するなど、早期に避難できるような方策を検討すべきではないかといった御意見が出されました。

また、その下、その他の意見としましては、まず、物流面や観光面からの御意見としまして、1ポツ目、無料化されれば、配送時間が短縮され、運送業界の働き方改革にもつながる。2ポツ目、無料化による走行時間の短縮により、例えばツアーを組む際など観光バスの料金低減が可能となるといった御意見をいただきました。

また、まちづくりの面からの御意見としまして、3ポツ目、無料化は市街地の渋滞軽減につながると考えられるが、一方で中心市街地からの人の移動も起きるのではないかといった御意見をいただきました。

このほかにも、4ポツ目以降ではありますが、仮に有料を継続する場合には、料金低減を図るべきである。有料道路であれば、定時性が確保される。防災や経済対策など、総合的な視点から無料化か有料継続かを判断すべきである。また、パーキングエリアの充実を図ってほしいなど、さまざまな御意見をいただいたところであります。

3の今後の予定であります。今回、有識者から出されました御意見をもとに、橋梁の耐震対策や避難路の確保等を行った場合に必要となります。概算費用の算出を行った後、第2回目の有識者会議を開催し、さらに御意見をお伺いしていく予定としており、開催後はこの常任委員会に適宜御報告を上げてまいりたいと考えております。

道路建設課は以上であります。

○志賀建築住宅課長 建築住宅課でございます。

委員会資料の19ページをお開きください。

宮崎県住宅供給公社の解散時期について御報告いたします。

1の設立の目的及び実績であります。宮崎県住宅供給公社は、居住環境の良好な住宅及び宅地の供給を目的として、地方住宅供給公社法に基づき、県の単独出資により昭和41年2月に設立されました。

これまで、県内に40団地を開発し、1万戸余の良質な住宅等を供給するなど、住宅施策の先導的役割を果たしてまいりましたが、民間住宅産業の成長など社会経済情勢の変化により、住宅供給という所期の目的はおおむね達成したといえる状況となりました。

次に、2の公社における保有資産整理の状況であります。平成25年2月議会におきまして、知事が「公社は、将来的な解散を見据え、段階的に事業を縮小する」との方向性を示したことを受けまして、公社は、平成26年3月に宮崎県住宅供給公社資産整理計画を策定し、資産整理に取り組んでまいりました結果、保有資産の整理におおむねめどが立つ状況となりました。

次に、3の今後の対応であります。公社の解散に当たりましては、地方住宅供給公社法に基づき、県議会の議決をいただいた後、国土交

通大臣の解散認可を受ける必要があります。

今後は、国土交通省と事前協議を行い、残る資産の処分を含めた解散認可要件の整理を進めた後、平成31年度末をめどに公社を解散することとしたいと考えております。

なお、解散後に資産や図書などを県へ引き継ぐ準備など、付随する手続をあわせて進めてまいります。

一番下の表は、解散に向けたスケジュール案でございます。平成31年度末の解散の後、清算法人による清算事務を行い、清算終了時に県が残余資産の受け入れを行う予定としております。

建築住宅課は以上でございます。

○後藤委員長 執行部の説明が終わりました。質疑はありませんか。

○坂口委員 参考までに、一ツ葉有料道路です。あれを南海トラフ地震を想定しての機能の強化、耐え得るよということになるんですね。それと、防災対策としてのネットワーク機能も持たせるということ。そのことですが、南海トラフが起きて、しかも想定されている最大の津波が来て、なおかつ津波通過後というか地震が落ち着いた後の緊急輸送道路としての役割を持たせるということなのか。道路の機能を取りあえずは持たせると、使えるか、使えないかわからないと、いろんな障害が出たと、その障害を除去すれば即座に大規模修理とかやらなくても使えるよということまで行くのか。まずどんな感じなんですか。

○中村道路建設課長 南海トラフ等での津波、あるいは通常の地震も含めまして、津波が来ている最中はなかなか厳しい部分があるかと思えます。しかしながら、例えば東北の震災あるいは熊本等も見ておまして、発災直後に速やかに通れることがその後の復旧・復興、あるいは

はそれ以前に人命の救助といった面で大変大事だということ。今回、国土強靱化レベルで耐震補強をすると申しておりますのは、そのぐらいしっかりした耐震補強をしていけば、東日本大震災とか過去の例を見ますと、少しは損傷するかもしれないんですが、ほんのちょっとの補修ですぐ通れるよになると。もちろん破損しないのが一番いいのですが、例えそうであったとしても、すぐ通れるよになることが、先ほど申し上げましたよにとっても重要なことですから、そこをまず目指そうということでございます。

○坂口委員 そうなると、通常の台風です。特に東風が強いとき、波による運搬土砂もあるんですけど、飛砂だけであそこはかなりの砂が入ってきて、何日間も通行どめになります。津波となると、風が運ぶ砂ではなくて、もろに波とか水そのものと一緒に松の木も含めて、行きと帰りです。そうしたら、あそこは相当なじんかいが集積すると思うんです。

そうなると、まずはそういった土砂の流入をとめる外側からの擁壁工事なり何なり、かなり大がかりなものが必要になる。これは、橋梁の補強費とは桁違いの金が要ると思うんです。ネットワークとして、そして即座に緊急輸送道路としての機能を確保するんだったら、そういうものまで想定しないと、この説得力はなくなると思うんです。だから、そこら辺も含めて、この専門家の人たちは検討しないと、料金を下げろなんて甘いことを言っていたら、とてもじゃないけれど、そういうものに突っ込む財源なんてないです。それでも足りないかもわからない。

そのときは、県の道路整備計画の中の中期計画あたりの中に、これは優先性を持って必要な財源はしっかり確保するんだというもとで、ま

たやっついていかないとちょっと難しいかなと。そして、そのときにまた、補助公共なんかを狙うとすれば、これは料金値下げだって、まかりならんぞという国との折衝の障害、障壁になるかなというのがあるから、もうちょっと専門家の人たちにはそういった、広い視野からの検討をお願いしたいと。自分のものが売れるからとか、お客さんが来るからという視点からの検討だったら、この提言は専門家としてちょっと寂しいと思うんです。だから、そこら辺はまた県の主導でこういうことなんだということと、大まかな材料、特にこうなればこれだけの予算が求められるとか、そういったものも含めて次の専門家委員会は、やられた方がいいのかなという気がするもんでから。

○中村道路建設課長 実際、有識者会議の中でもネットワークの多重性、つまり、市内に向かう方向に何本もネットワークはしっかりあったほうがいいと。まさに救急救命、あるいは復旧・復興を考えた場合には、大変重要なことかと思えます。ですから、今、委員おっしゃっていただいたように、例えば一ツ葉有料道路は宮崎の東環状線、空港、港湾あるいは高速をつなぐ非常に太いネットワークでございますので、そこにどういう機能を持たせて、どのぐらい守るのかというようなこと、あるいは、多重性という意味ではほかにも路線があります。ですから、ネットワーク全体としての位置づけを考慮しながら、またその耐震性能、確かに橋梁だけではなく、いつも通られているからわかるかと思えますけれど、大分飛砂がありまして、その除去に維持管理費もかかっているような状況も実際ありますので、総合的に勘案しながら、また専門家等の意見もしっかり聞きながら、進めてまいりたいと考えております。

○坂口委員 縦軸を見てみると、割と残しやすい、いざというときにもかなり耐え得る道路ではあると思うんです。飛砂が心配ぐらいで。10号線あたりの老朽化した建物の倒壊あたりと比べると、ここは最大限尊重すべき道路として機能強化はやっぱりすべきかなと思うのと、そういったことを考えたときに桁外れの金が、今後、国土強靱化では要るわけですよ。とりあえず3年間で7兆円、これはやっぱり安心・安全を確保しようとする、7兆円ぐらいでは桁が一桁違うと思うんです。3カ年ぐらいではとてもじゃないけれど物理的な不足部分がいっぱいある。

これも以前一般質問でやったんですけど、その目的に沿った新たな財源確保と、僕たち県民代表から言うと、すごく言いにくいことなんですけれども、新たな財源を確保するための税制とか特に特別会計とか、そういったものについても今後テーブルの上ののっけて、大がかりな作業を進めていって、新しい公共事業をそこに。国民が認知していって、やっぱりこれは公共でやるべきなんですよという。そうでないと、今の補助事業の中であそこが来るか、来ないかわからないために、これだけの法外な金がかかりますわといったって、そこに税を投資する、それは国民も県民も納得しないもので。しかし、これは借金をしてでもやっついていって、あなたの孫あるいは子供が払うことになるけれど、その命を守るために先行してやる工事なんですよという未然防止です。

やっぱり、繰り返し、繰り返し、壊れたらやるという馬鹿なことをやめようというのがこの精神ですから。そして、守れるものは守ろうというのが。だから、そこらからもう率直に訴えていきながら、僕らもそれに対しては新しい税

金がかかるみたいだよと。山にもかかったけれど、同じように公益的な機能を確保する、あるいはもっと優先すべき国土が強靱になって国民を守るとして、優先すべきもののために、新しい税を国民は納付しないとだめですよというような機運の醸成に向けてやっていかないと、これ3カ年でこの特別枠とか強靱化対策、これは何にもならない。ちょっと表現が悪いけれど、無駄遣いに終わってしまうと思うんです。継続していかないと。そこらをぜひ、やっぱりもう出すべき情報は出していったり、仕入れるべき情報は仕入れていって、新たな作業に取りかかってほしいなと思うんです。

なかなか言いづらいでしょうけれど、努力目標を。

**○瀬戸長県土整備部長** 坂口委員が言われたとおりでございまして、国土強靱化は今回3カ年で2020年度までの予算でございまして。私どももそれ以降の予算を非常に心配をしております、国土強靱化、今回3カ年で集中的にはやるんですけれども、やれる期間が限られている、金額も限られているということもございまして、まだ残っている、やらないといけないことがたくさんございます。

そういう中で、今回特別臨時措置という形で予算はついておりますけれども、2021年度以降の予算確保に向けてしっかりやっていかないといけないなと本当に思っております。また、県議会の皆さんの御支援をいただきたいと思います。また、よろしく願いいたします。

**○坂口委員** 僕だけ時間を使ってはまずいけれど、例えばさっきの明許繰越にしても、災害にしても、そして今の特別枠にしても、今でさえもう不調・不落があっているから、これはやっぱり人をふやして、装備を高度化したりふやし

たりしないと、とても業者は責任持ってこれを消化しきれないと。

しかし、3年間でなくなるよと思わせていたら、そんなリスクは負わないです。だから、そこら辺を早く、工事の施工の進捗をしっかり図っていくためにも、大まかでもいいから、3カ年以降の公共事業の投資に対しての国の考え方、県の考え方がないとやっぱり業者もなかなか。そして、それに責任を持つというのは、リスクを持たせるようなことは、また、ちょっと過酷なことで。そこら辺も含めて、ちょっと広い意味で将来に責任を持つという意味で、ぜひそこも何か検討に入れてほしいなという気がします。

これは、もう答弁はいいですけど、お願いします。

**○星原委員** 建設業者の刑事告発について説明いただきました。

1年がかりの問題だったわけですが、私が不思議に思うのは、12月25日に調査結果を公表していただきました。告発まで2カ月もかかったというのは、ちょっとかかり過ぎじゃないかなという思いがするんですが。というのは、やはりこの問題は8月に立入検査したときからもう動いていた案件ですから、告発されるんならもう少し早くすべきだったんじゃないかなと思うのですが、12月25日から2カ月もかかったのは、どんな事情があったんでしょうか。

**○弓削管理課長** おっしゃいましたように、12月25日に最終的な結論といいますか、調査結果を詳細に発表したわけでございます。その後、議会でも部長が答弁しておりますけれども、告発をするかしないかについて慎重に検討したいということでございました。

この会社については、取り消し処分も県内で初めての事例であったわけですが、告発につい

でも非常に重い判断だというようなこともございました。

そこで、慎重に検討したということではございますけれども、2カ月という期間が少し長いのではないかというもおっしゃるとおりではございますが、県といたしましては、どういう状況になるのか本当にいろんなことを慎重に考えながら、トップの知事を含め検討させていただいた結果でございます。

御理解いただきたいと思います。

**○星原委員** 我々は情報として、12月末に建設業法違反で捜査が始まったと聞いていたわけです。そういうことがあったので、本当に告発するんなら、逆にすぐにしてもよかったんじゃないかなと。というのは、今回の説明を見ましたけれど、要するに建設業法違反というだけであつたら、その問題では告発がなされているわけで、いろんな検討期間の中で行けば、はっきり言って、ある部分は詐欺罪にも当たるんじゃないかと。

要するに、書類の偽造だけじゃなくて、県と市の公共事業だけでも実質4億5,000万ぐらいの仕事をとっている、その間仕事をさせてきたわけですから、通常ですと多分、何らかの利益は出ていると、幾ら出ているかわかりませんが。そういう問題とかが発生しているわけですから、もう少し今後は、こういうことについて、やはり業者だけの問題でなく、皆さん方も今後はいろいろ取り組みもやられることになったので、そのとおりに進めていって。こんなことがぼんとただ今回だけで2、3件ならあれだけれど、やっぱりずっとやってきていた、継続していたと書いてあるわけですから、やはり今後に向けてその辺はしっかりした対応の仕方を、ルールというか決めごとをびしっとやることと、この

問題では業者もあるけれども、職員の皆さん方もこれを見抜けなかった責任が大きいので、もう少しそういう部分においてもしっかり調査やるべきじゃないかなと。

後で調査して、皆さん方が真剣にやったら、57件も後から追加で出てくるわけですから、やっぱりこの辺は、要するに一人、二人で決められることではないわけで、皆さんで検討されたと思うんですけれども、この見抜けなかったということも一方で肝に銘じて、今後、取り組んでほしいなと思います。

部長、どうですか。

**○瀬戸長県土整備部長** 今回の件でございますけれども、通報者への連絡ですとか、立入検査での対応とか、本当、県土整備部組織としての対応が十分でなかったというふうに考えております。

今、星原委員が言われましたように、このようなことが二度と起こらないようにマニュアルもつくったところでございますので、しっかりと厳正に今後は対処していきたいと考えております。

**○星原委員** よろしくお願ひします。

**○後藤委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○後藤委員長** それでは、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○後藤委員長** ないようですので、以上をもちまして県土整備部を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時36分休憩

---

午後2時37分再開

平成31年 3月 6日(水)

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

明日の委員会は、午前10時再開、労働委員会事務局の当初予算に関する審査から行う予定です。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 何もないようですので、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。委員の皆様、お疲れさまでした。

午後 2 時38分散会

平成31年 3 月 7 日 (木曜日)

工業技術センター所長 野間 純利  
食品開発センター所長 柚木崎 千鶴子  
県立産業技術専門校長 小田 博之

午前 9 時 57 分再開

出席委員 (7 人)

委員長 後藤 哲朗  
副委員長 新見 昌安  
委員 坂口 博美  
委員 星原 透  
委員 中野 一則  
委員 黒木 正一  
委員 有岡 浩一

欠席委員 (1 人)

委員 満行 潤一

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

労働委員会事務局

事務局長 藪田 亨  
調整審査課課長補佐 岡田 保彦

商工観光労働部

商工観光労働部長 井手 義哉  
商工観光労働部次長 中原 光晴  
企業立地推進局長 亀澤 保彦  
観光経済交流局長 酒匂 重久  
部参事兼商工政策課長 小堀 和幸  
経営金融支援室長 石田 渉  
企業振興課長 藤山 雅彦  
食品・メディカル産業推進室長 山下 栄次  
雇用労働政策課長 木原 章浩  
企業立地課長 温水 豊生  
観光推進課長 岩本 真一  
スポーツランド推進室長 丸山 裕太郎  
オールみやぎ営業課長 高山 智弘

事務局職員出席者

政策調査課主幹 花畑 修一  
議事課主査 本田 雄毅

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いをいたします。

○藪田労働委員会事務局長 おはようございます。それでは、労働委員会事務局の平成31年度当初予算について御説明させていただきます。

お手元の歳出予算説明資料の537ページをお願いいたします。

労働委員会事務局の当初予算は1億564万5,000円をお願いしております。前年度当初予算と比較しますと100万2,000円の減額となっております。

次に、当初予算の主な内容について御説明いたします。

541ページをお開きください。

まず、上から5段目の(事項)職員費でございますけれども、事務局職員9名分の人件費といたしまして7,328万9,000円をお願いしております。

次に、その下の(事項)委員会運営費でございますけれども、3,235万6,000円をお願いしております。

内訳といたしましては、説明欄にございまして、労働委員会委員の報酬費として2,656万8,000円、労働争議の調整や不当労働行為の審



査などに要する経費として94万3,000円、定例総会の開催や各種会議への参加など、その他労働委員会の運営に要する経費として484万5,000円を計上しております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○後藤委員長 説明が終了いたしました。

質疑はありませんか。

○中野委員 30年度当初予算より減額ですよ。理由は何ですか。

○岡田調整審査課長補佐 31年度の当初予算が30年度当初予算に比較しまして、約100万円ほど減額になっておりますけれども、この主な理由は、30年4月の定期人事異動等によりまして、職員費が102万円相当減額になったことによるものでございます。

○後藤委員長 よろしいですか。その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、以上をもちまして、労働委員会事務局を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

---

午前10時2分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等について、商工観光労働部長の概要説明を求めます。

○井手商工観光労働部長 おはようございます。商工観光労働部でございます。

本日は、お配りしております常任委員会資料、表紙下の目次にありますとおり、平成31年2月定例県議会提出議案（平成31年度当初分）及びその他報告事項について、御説明をさせていた

できます。

それでは、座りまして説明をさせていただきます。

当委員会資料の1ページをお開きください。

今回提出しております商工観光労働部関係の議案の概要であります。まず、議案第1号「平成31年度宮崎県一般会計予算」でございますが、平成31年度の商工観光労働部の当初予算額は、表の一番左の欄にありますとおり、416億1,120万1,000円となっております。

また、その下にあります債務負担行為の追加につきましては、平成31年度設備貸与機関損失補償など3件となっております。

さらに、その下の議案第9号から第11号につきましては、それぞれ特別会計について提案をしているものでございます。

右側2ページをごらんください。

議案第21号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」は、消費税率の引き上げ等に伴い、関係する使用料の改定等を行うものでございます。

次に、議案第31号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」は、同じく消費税率の引き上げに伴い、関係する公の施設の利用料金の改定を行うものでございます。

続きまして、3ページをごらんください。

平成31年度における商工観光労働部の当初予算案の各課ごとの内訳であります。

一般会計と特別会計を合わせました全体の予算額は、表の一番下、左から2番目の欄になりますけれども、421億125万7,000円となり、対前年度比では85.6%、70億6,698万3,000円の減となっております。減が大きいところでございますが、主な変動要因といたしましては、平成30年度当初予算の増加要因となっております臨

時的経費の減などをごさいます、その主なものといたしましては、立地企業が地域総合整備財団の地域総合整備資金貸付事業、いわゆるふるさと融資を活用するための先端産業高度化支援事業30億円や、昨年度設置いたしました観光みやざき未来創造基金の20億円などがその要因でございます。

次に、4ページをごらんください。

平成31年度当初予算編成方針に基づき、商工観光労働部の事業を新規・改善事業を中心に、体系的に整理をしたものであります。

まず、1の未来を担う人材の育成・確保であります。県内企業で働く魅力をしっかりと伝えながら、高校生の県内就職促進に取り組むことに加え、県外において県内企業の情報発信を行うふるさと宮崎人材バンクの充実を図り、さらにSNSを活用してUIJターン希望者の掘り起こしに努めてまいります。

また、販路開拓や生産性向上に豊富な経験や専門的知識を有する都市部のプロ人材と企業のマッチングを支援することにより、UIJターンによるプロフェッショナル人材の確保を図ってまいります。

次に、2の関係人口の創出と観光・交流の拡大であります。

東京オリパラ等の事前合宿誘致や代表チーム等の受け入れ、大規模なスポーツ大会の誘致や開催支援等により、スポーツランドみやざきのブランド力向上を図ります。また、訪日する外国人観光客をターゲットに、海外メディア等とも連携しながら、本県の観光地や食などの魅力を集中的にアピールし、本県の認知度向上や誘客につなげてまいります。

続きまして、5ページになります。

4の更なる発展に向けた力強い産業づくりと

交通・物流基盤の充実であります。

地域経済を牽引することが期待される企業の育成を図るほか、本県の強みであります食分野を中心として、スポーツ・ヘルスケア産業の創出を目指すとともに、県及び関係機関からの拠出によってファンドを創設いたしまして、引き続き、農商工連携の取り組みを推進するなど、本県の特性を生かした成長産業の振興を図ってまいります。

また、成長著しい海外市場の需要を取り込むため、国外における事業を牽引する人材の育成や海外食品バイヤーとのマッチング等を通じて、県内企業の海外展開を支援してまいります。

商工観光労働部におきましては、引き続き、若者の県内定着を図りながら、県内中小企業への支援やフードビジネス、医療機器関連産業など成長産業の振興に取り組むとともに、東京オリパラ、また国文祭等が開催されるこの絶好のチャンスを捉え、観光みやざき未来創造基金を活用いたしまして集中的に事業に取り組み、「世界から選ばれる観光みやざき」の実現を目指してまいりたいと考えております。

最後になりますけれども、もう一度表紙にお戻りいただきまして、表紙下目次のその他報告事項でございますが、みやざき産業振興戦略の改定など、3件について御説明させていただきます。

私からの説明は以上であります。詳細につきましては、この後、担当課長からそれぞれ御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

**○後藤委員長** 商工観光労働部長の概要説明が終了いたしました。

引き続き説明をお願いいたしますが、2班に分けて議案等の説明と質疑を行い、最後に総括質疑の時間を設けることといたしますので、御

協力をお願いいたします。

また、歳出予算の説明につきましては、重点事業・新規事業を中心に簡潔明瞭に行い、あわせて決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明をお願いいたします。

それでは、商工政策課、企業振興課、雇用労働政策課の審査を行います。

議案に関する説明を求めます。

○小堀商工政策課長 商工政策課の平成31年度当初予算について御説明いたします。

お手元の厚い冊子になりますが、平成31年度歳出予算説明資料の青いインデックス、商工政策課のところ、251ページをお開きください。

商工政策課の平成31年度当初予算額は351億2,397万1,000円をお願いしているところです。

下の欄、一般会計が347億604万円、特別会計が4億1,793万1,000円となっております。

まず、一般会計から主な内容について御説明申し上げます。

254ページをお開きいただけますでしょうか。

初めに、中ほどの(事項)中小企業金融対策費329億2,456万7,000円であります。

説明欄の1、改善事業「中小企業融資制度貸付金」につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

2の中小企業金融円滑化補助金は、県中小企業融資制度を利用する際の保証料負担を軽減するために、信用保証協会に対して保証料の一部を補助するものであり、また、3の信用保証協会損失補償金は、県中小企業融資制度において代位弁済が発生した場合に、信用保険等で補填されない信用保証協会の損失分の一定割合を補填するものでございます。

次の(事項)貸金業対策費715万2,000円は、消費者金融の利用者からの相談や貸金業者への

立入検査に要する経費でございます。

255ページをごらんいただけますでしょうか。

一番上の(事項)小規模企業者等設備導入事業推進費801万7,000円は、宮崎県産業振興機構が実施する設備資金の貸し付け等の事業に要する経費であります。

次の(事項)組織化指導費1億1,637万4,000円は、中小企業の組織化支援を行う中小企業団体中央会等の人件費や各種事業に対する助成を行っているものであります。

次の(事項)小規模事業者対策費12億5,443万7,000円は、小規模事業者の経営支援等を行う商工会、商工会議所の人件費や各種事業に対する助成等であります。

説明欄1の(2)改善事業「小規模事業者経営支援事業費補助金(事業費分)」につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

一番下の(事項)中小商業活性化事業費1,304万8,000円は、魅力ある商店や商店街づくりを推進するための経費であります。

説明欄2の改善事業「インターネット販売成長促進事業」につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

256ページをお開きいただけますでしょうか。

一番上の(事項)地域経済活性化支援事業費2,283万2,000円であります。

説明欄1の改善事業「プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業」につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

一番下の(事項)新事業・新分野進出支援事業費923万4,000円は、新事業や新分野進出等に取り組みます県内中小企業等の支援に要する経費であります。

次の257ページの一番上になりますが、説明欄の4、改善事業「みやざき若手経営者養成塾」

につきましても、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

以上が一般会計でございます。

次に、258ページをお開きください。

小規模企業者等設備導入資金特別会計であります。

まず、(事項)小規模企業者等設備導入事業助成費2億8,667万6,000円であります。

説明欄1の(1)高度化資金貸付金は、中小企業組合等が実施する事業に対して、長期低利の融資を行うものであり、(2)のみやざき小規模企業者等設備導入資金貸付金は、小規模企業者等の設備投資を促進するため、宮崎県産業振興機構が行う資金貸付事業のために必要な原資の貸し付けを行うものであります。

説明欄の2、一般会計への繰出金は、高度化資金の貸付先からの償還金のうち、貸付金原資の県負担相当分を一般会計に繰り出すものであります。

次に、その下、公債費の(事項)元金1億3,125万5,000円であります。

説明欄の1、高度化資金借入金元金償還は、貸付先からの償還金のうち、中小企業基盤整備機構の負担相当分を償還するものであり、2の小規模企業者等設備導入資金貸付金償還は、経済産業省の負担相当分を償還するものでございます。

続きまして、主な新規・重点事項につきまして、ここからは常任委員会資料で御説明いたします。

常任委員会資料の7ページをお開きいただけますでしょうか。

7ページの改善事業、中小企業融資制度貸付金であります。

この事業は、中小企業の活性化と経営の安定

化を図ることを目的といたしまして、県が取扱金融機関に原資を預託し、金融機関がこの原資に上乗せして中小企業に貸し付けを行うものであります。

2の事業の概要であります。予算額は326億8,166万7,000円で、県の原資とともに、金融機関が協調融資を行いますことから、総融資額は951億円となります。

平成31年度の主な制度改正の内容といたしましては、2の(4)であります。4つの改正をすることといたしております。

まず、①でございますが、国におきまして、商工業とともに農業を営む中小企業を対象といたしまして、農業の実施に係る債務を保証することができる制度が創設されましたことから、県といたしましても、これに対応するため、農業ビジネス進出支援貸付を創設するものでございます。

また、②でございますが、健康増進法の一部改正を踏まえ、望まない受動喫煙を防止するため、既存の創業・新分野進出支援貸付に受動喫煙の対策を行う中小企業を対象とした貸付制度を創設するものでございます。

次に、③でございますが、地域経済を牽引する中核企業の育成を図るため、成長期待企業等を対象とした既存の成長期待企業等支援貸付を拡充し、融資期間を延長するとともに、保証料率を引き下げることとしたところでございます。

さらに、④でございますが、大規模な災害や経済危機等の影響を受けた中小企業の復旧または再生を支援するため、経営の安定に支障が生じている中小企業を対象とした既存のセーフティネット貸付及び危機関連貸付を拡充いたしまして、保証料率を引き下げることとしたところでございます。

8ページをごらんください。

改善事業、小規模事業経営支援事業費補助金(事業費分)でございます。

この事業は、商工会等が小規模事業者を対象として実施する経営相談、経営指導等に要する経費に対して補助を行うことで、県内の小規模事業者の経営の安定等を図るものでございます。

予算額は7,930万3,000円で、事業内容は、2の(5)の①及び②にありますとおり、商工会等の経営指導員等が小規模事業者に行います経営相談、経営指導等の経営改善普及事業や、商工会等の経営支援機能を強化するために実施いたします、職員の中小企業診断士資格の取得促進や県内外のレベルの高い経営支援機関への派遣、そのほか研修等への参加に要する経費を支援いたしますとともに、③にございますとおり、小規模事業者の経営レベルの向上を目指し、伴走型で支援するための経営発達指導員の配置等に要する経費を支援するものでございます。

9ページをお開きいただけますでしょうか。

改善事業、インターネット販売成長促進事業であります。

この事業は、インターネット販売のスキルアップを図りますセミナーの開催により売り上げ増加を図りますとともに、ネットワーク勉強会の開催による事業者同士の連携促進を図り、インターネット販売事業者の持続的な成長を目指すものであります。

予算額は500万円で、事業内容は、2の(5)にありますように、インターネット販売の実践的なノウハウについて学ぶセミナーを開催し、事業者のスキルアップを図りますとともに、事業者のネットワークを構築し、勉強会等による新商品開発や販路開拓等への支援を行うものでございます。

右側10ページをごらんください。

改善事業、プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業でございます。

この事業は、県内企業の成長戦略の実現を促進するため、販路開拓や生産性向上等に、豊富な経験や専門的知識を有する都市部のプロ人材と企業のマッチングを支援することにより、UIJターンによるプロフェッショナル人材の確保を図るものでございます。

予算額は2,283万2,000円で、事業内容は、2の(5)にありますように、企業訪問を実施いたしまして、県内企業の人材ニーズを掘り起こし、掘り起こした人材ニーズを民間人材ビジネス事業者に取りつなぐなど、プロ人材と企業とのマッチングを支援することといたしております。

また、パートナーシップ協定を締結した都市部大企業と連携いたしまして、出向や研修等による県内への人材交流を促進いたしますとともに、プロ人材を採用した企業等に対するフォローアップを実施することといたしております。

これらの事業につきましては、下の図の中ほどにございますプロフェッショナル人材戦略拠点を中心に実施してまいります。平成31年度は、特に③の大企業連携を強化することによりまして、本事業のさらなる改善を図ってまいりたいと考えております。

次の11ページをお開きいただけますでしょうか。

改善事業、みやざき若手経営者養成塾であります。

この事業は、高い経営理念や事業戦略等を持って、事業に取り組む若手経営者等を養成することにより、県内中小企業の持続的発展を図り、本県経済の活性化を促進するものであります。

予算額は400万円で、事業内容は、2の(5)にありますように、若手経営者・後継者等を対象にした連続講座を実施し、経営者としてのあり方、経営理念等について学びますとともに、自社の経営戦略を構築するものでございます。

経営戦略の構築に当たりましては、講師による講義、助言によります磨き上げを実施するとともに、フィールドワーク型の講義も導入し、現場でしか得られない気づきやアイデアについても反映することといたしております。

説明は以上でございます。

○藤山企業振興課長 続きますして、企業振興課の当初予算につきまして御説明いたします。

同じく、平成31年度歳出予算説明資料の企業振興課のインデックスのところ、259ページをお開きください。

企業振興課の平成31年度当初予算額は、1行目の左から2つ目の欄のとおり、33億1,217万8,000円であります。

それでは、主な事業について御説明いたします。

261ページをお開きください。

一番下の(事項)新事業・新分野進出支援事業費1億4,696万3,000円は、新事業等に取り組む中小企業の支援に要する経費であります。

主なものを御説明いたします。

説明欄1の宮崎県産業振興機構創業支援等事業7,702万4,000円は、同機構の運営管理に要する経費であります。

次のページをお開きください。

説明欄3のイノベーション促進・新事業創出推進事業4,408万7,000円は、産学官が連携した共同研究や技術開発を促進するとともに、新製品や新技術の開発研究への支援を行うことなどによりまして、国内外の競争に負けない付加価値

の高いものづくり産業の振興を図るものであります。

次の(事項)地域産業・企業成長促進事業費6,899万2,000円は、地域に根差した産業の育成及び企業成長促進を図るために要する経費であります。

これは、説明欄1にありますとおり、産学官労官プラットフォームによる地域産業・企業成長促進事業でありまして、県内の産学官労官13機関で構成いたします企業成長促進プラットフォームによりまして、大きな成長が見込まれます企業を発掘し、成長期待企業として認定するとともに、その企業に対しまして、各構成機関が連携して集中的に支援を行うものでございます。

下から2番目の(事項)工業振興対策費1,153万円は、工業全般の振興に要する経費であります。

そのうち、説明欄1の改善事業「第4次産業革命に対応するものづくり産業基盤強化事業」529万6,000円は、IoTなどの技術革新や人手不足など、ものづくり企業が直面します課題への対応を強化するために、宮崎県工業会が行います、生産性向上や人材育成などの取り組みに対しまして支援を行うものでございます。

次に、263ページをごらんください。

一番上の(事項)産業集積対策費21億1,046万1,000円は、産業集積を図るための経費であります。

主なものを御説明いたします。

説明欄4の改善事業「輸送用機械器具関連産業販路開拓・競争力強化事業」1,484万4,000円は、裾野が広く、付加価値の高い自動車関連産業や航空機関連産業等のさらなる振興を図るため、販路開拓や競争力強化等のための支援を行

うものでございます。

説明欄5の改善事業「東九州メディカルバレー医工連携総合支援事業」につきましても、後ほど委員会資料で御説明いたします。

説明欄6の改善事業「食品製造業者総合支援事業」3,614万3,000円は、県内の食品製造業者が、今後の衛生管理の制度化や食品表示法の施行に伴う新表示移行など、大きな環境の変化に対応していくため、個別の研修・指導や商品開発支援など総合的な支援を行うものであります。

説明欄7の改善事業「スポーツ・ヘルスケア産業モデルビジネス支援事業」1,670万5,000円は、スポーツランドみやざきの取り組みを本県の産業振興に生かしていくため、本県の強みであります食分野を中心に、スポーツチームが求める商品をつくるためのさまざまな場を提供するとともに、波及効果等の高いビジネスプランに対しまして支援を行うものであります。

説明欄8の新規事業「みやざき農商工連携応援ファンド等創設事業」につきましても、後ほど委員会資料で御説明いたします。

次に、一番下の(事項)工業技術センター総務管理費2億899万1,000円は、工業技術センターの運営・管理等に要する経費であります。

続きまして、主な新規・改善事業等について御説明いたします。

常任委員会資料の13ページをお開きください。

改善事業、東九州メディカルバレー医工連携総合支援事業でございます。

1の事業の目的であります。本県と大分県の両県で策定いたしました東九州メディカルバレー構想に基づきまして、県内企業の医療機器関連産業への参入から販路拡大までの一貫した支援を行う中で、特に、機器開発の基盤となります医療現場のニーズと企業が持ちます技術シ

ーズとのマッチング等によりまして、開発案件の創出を強化し、医療機器関連産業の集積と地域活性化を図るものであり、2の(1)のとおり、予算額は2,448万8,000円であります。

2の(5)の事業内容であります。①の医療関連産業集積支援事業では、メディカルバレー推進コーディネーターによります医療機器産業研究会の活動を通じまして、医療機器関連産業への参入支援や企業間の連携によります取引拡大を推進するとともに、②の機器開発基盤強化事業では、医工連携コーディネーターによります医療現場のニーズの収集やニーズの磨き上げを通じまして、企業とのマッチング等により、医療機器等の開発案件の創出を強化するものであります。

また、③の研究開発推進事業では、宮崎大学医学部の寄附講座におきまして、血液・血管分野を中心とした企業との研究開発を推進するとともに、④の市場化戦略支援事業では、開発した医療機器等の市場化や販路拡大を図るため、医療関連の展示会への出展や、県内大学と企業との連携によります海外展開の取り組みへの支援を行うものであります。

次に、16ページをお開きください。

新規事業、みやざき農商工連携応援ファンド等創設事業であります。

1の事業の目的であります。今年度まで実施してまいりました、みやざき農商工連携応援ファンドによる支援の取り組みを進めてきた結果、新商品の売り上げ増や新たな雇用創出が図られてきた実績等を踏まえまして、後継ファンドの造成や関連する事業を実施することによりまして、国、県、金融機関等が一体となった農商工連携の取り組みを推進するものであり、2の(1)のとおり、予算額は20億1,400万円であ

ります。

2の(5)の事業内容であります。①のみやざき農商工連携応援ファンド造成事業では、下の図の左にありますように、独立行政法人中小企業基盤整備機構からの20億円、県からの1,000万円、金融機関3行からの8億4,000万円の拠出と、管理者であります宮崎県産業振興機構からの1,000万円の拠出を合わせた28億6,000万円でファンドを造成しまして、その運用益により、県内中小企業者と農林漁業者との連携体によります、新商品開発や改良に対する支援を行うものであります。

また、②のみやざき農商工連携応援ファンド活用推進事業では、支援した新商品開発や改良の取り組みが着実に事業化に結びつくよう、マッチングの促進や開発商品の販路開拓等に対する支援を行うものであります。

当初予算につきましては、以上であります。

続きまして、議案第21号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」につきまして御説明いたします。

議案書では、61ページから129ページにかけて記載しておりますが、常任委員会資料で概要を御説明させていただきます。

委員会資料の41ページをお開きください。

まず、1の使用料及び手数料の名称でございますが、改正の対象は、(1)にありますとおり、工業技術センター、食品開発センター及び機械技術センターの使用料と、(2)にありますとおり、同じく3センターの手数料であります。

次に、2の改正の理由であります。機器の更新や廃棄処分、また、本年10月1日からの消費税率の引き上げ等に伴いまして、改正を行うものでございます。

次に、3の改正内容であります。①の使

用料につきましては、①の機器の更新に伴う料金の改定が1件、②の機器の老朽化による廃棄処分に伴う規定の削除が1件、③の消費税率の引き上げによる改定等が240件で、(2)の手数料につきましては、①の機器の更新に伴う料金の改定が1件、②の消費税率引き上げによる改定が1件であります。

4の施行期日であります。①の機器の更新や廃棄に伴うものが平成31年4月1日、②の消費税率引き上げ等によるものが平成31年10月1日であります。

企業振興課からの説明は以上でございます。

**○木原雇用労働政策課長** 雇用労働政策課の当初予算につきまして、御説明いたします。

平成31年度歳出予算説明資料、雇用労働政策課のインデックスのところ、267ページをお開きください。

当課の当初予算額は、左側から2つ目の欄にありますように、12億9,861万9,000円です。

それでは、主な事業について御説明をいたします。

次の269ページをお開きください。

下から2番目の(事項)高年齢者雇用促進費805万円です。これは、高年齢者の就業機会の確保など、高年齢者の雇用を促進するため、シルバー人材センターの活動を支援する経費です。

次に、その下の(事項)若年者就労支援推進費7,706万1,000円です。これは、若年者に対する就職支援や職場定着など、県内への就職促進に要する経費です。

説明欄の2、改善事業「知ろう 伝えよう 宮崎で働く魅力！高校生県内就職促進事業」につきましては、後ほど委員会資料で御説明いた



します。

次に、270ページをお開きください。

一番上の（事項）地域雇用対策強化費7,318万2,000円につきましては、県内各地域の雇用対策強化に要する経費であります。

説明欄の2、新規事業「宮崎の魅力発信」UIJターン就職促進事業」につきましては、後ほど、委員会資料で御説明いたします。

次に、中ほどにあります（事項）働きやすい職場環境づくり整備事業費1,461万1,000円あります。これは、「ひなたの極」認証制度等の普及啓発や労働相談、講演会の開催など、働きやすい職場づくりを支援するために要する経費であります。

説明欄の3、新規事業「働き方改革推進強化事業」につきましては、後ほど、委員会資料で御説明いたします。

次の（事項）労働福祉事業費1,500万円につきましては、中小企業労働者の生活の安定と福祉の向上等を図るため、中小企業勤労者に教育資金などを低利で融資する経費であります。

次に、271ページをごらんください。

中ほどの（事項）認定職業訓練費4,564万7,000円につきましては、認定職業訓練団体に対する運営費の助成に要する経費などです。

その下の（事項）職業能力開発対策費5,588万1,000円につきましては、説明欄の2、宮崎県職業能力開発協会に対する補助に要する経費などです。

次に、一番下の（事項）技能向上対策費928万円あります。

272ページをお開きください。

これは、技能士の技能水準と社会的地位の向上及び若年技能者の育成を図るために要する経費であります。

最後に、一番下の（事項）県立産業技術専門校費6億3,993万2,000円あります。

これは、下の説明欄にありますように、県立産業技術専門校で、技能労働者の養成等を行う経費や離職者等の再就職を図るための職業訓練などに要する経費であります。

次に、新規・重点事項について御説明いたします。

常任委員会資料の17ページをお開きください。

最初に、改善事業、知ろう 伝えよう 宮崎で働く魅力！高校生県内就職促進事業であります。

1の事業の目的・背景につきましては、就職支援員の配置や企業説明会の開催などにより、高校生と企業との接点を強化することで、魅力ある県内企業の情報に触れる機会をふやし、高校生の県内就職を図るものであります。

2の事業の概要であります（1）の予算額は5,640万9,000円をお願いいたしております。

（5）の事業内容であります（1）の高校・企業ネットワーク強化事業では、私立高校と県内企業とをつなぐ県内就職支援員を配置し、県立高校の支援員とも連携しながら、企業情報の提供やインターンシップ受け入れ先の開拓等に取り組みますとともに、県内就職につながるさまざまな選択肢を知ってもらうため、県立高校を含めて学校単位で行います小規模な座談会や県内企業見学会を実施することといたしております。

次に、②の企業との協働型人材育成事業では、県内企業と高校が連携し、ものづくり分野やICT分野、商業分野において、企業の現場等を教材にした実践的な人材育成を実施することといたしております。

また、③、④及び⑤では、学年ごとに、高校

生が県内企業などに接する機会を設け、理解を深めることで、県内企業への就職につながるとともに、⑥にありますように、県内企業の情報発信力や採用力向上のためのセミナー開催などにも取り組んでいくことといたしております。

次に、18ページをごらんください。

新規事業、「宮崎の魅力発信」U I J ターン就職促進事業であります。

1の事業の目的・背景につきましては、県内外の若年求職者等に対しまして、よりきめ細かな就職支援や県内企業情報の発信、マッチング・インターンシップの場の提供等を行うことにより、県内企業等への就職促進の強化を図るものであります。

2の事業の概要であります。①の予算額は3,877万円をお願いいたしております。

(5)の事業内容でございますが、①につきましては、U I J ターンにより本県への移住を希望する方と県内企業とを結ぶサイト「ふるさと宮崎人材バンク」のリニューアル等により、県内企業の詳細情報や採用情報を充実させ、利便性を向上させるほか、②の県内就職情報発信強化事業では、改修後のふるさと宮崎人材バンクの周知を図るため、SNSを活用した広報やチラシの配布等に取り組むとともに、U I J ターン希望者の掘り起こしを図るため、大学等進学者の保護者等への情報提供を充実するほか、県外でU I J ターンイベントを開催することといたしております。

また、③では首都圏での合同企業説明会や地元企業でのインターンシップ等を九州・山口8県共同で実施し、④では、県内企業でのインターンシップを希望する学生と受け入れ企業のマッチングを行うウェブサイト「みやざきインターンシップNAV I」の活用や支援員の配置

等により、県内企業での大学生等のインターンシップ参加を促進することといたしております。

次に、19ページをお開きください。

新規事業、働き方改革推進強化事業であります。

1の事業の目的・背景につきましては、企業経営者を対象とした講演会の開催や、従来から取り組んでおります仕事と家庭の両立応援宣言、30年度から本格的にスタートしました働きやすい職場「ひなたの極」認証制度の普及・啓発をより一層強化することにより、高校生など若年者や女性、高齢者の定着促進等につながる働きやすい職場づくりを目指すものであります。

2の事業の概要であります。①の予算額は793万7,000円をお願いいたしております。

(5)の事業内容であります。①では、企業経営者の意識改革を図るため、企業経営者を対象にした働き方改革に関する講演会を開催するほか、②では、働きやすい職場「ひなたの極」認証制度の普及を図るため、企業等への訪問などにより、積極的なPRや職場環境改善のアドバイスを実施するとともに、認証企業等の取り組み事例集などを作成・配布することといたしております。

説明は以上でございます。

○後藤委員長 1班の説明が終了いたしました。質疑をお願いします。

○黒木委員 今説明がありました雇用労働政策課の委員会資料17ページ、知ろう 伝えよう 宮崎で働く魅力！高校生県内就職促進事業について伺いますけれども、今、本県の高校生で卒業した人の就職率、進学じゃなくて、就職する割合は何%ぐらいですか。

○木原雇用労働政策課長 30年3月でございますけれども、大体1万人弱の高校生の方の中で

約3,000人、30%が就職いたしております。

**○黒木委員** そうしますと、この事業で県内企業の見学会を実施することになっていきますけれども、3,000人ぐらいが就職するとして、どれぐらいの人数がこの事業の対象になるのでしょうか。

**○木原雇用労働政策課長** 対象は、全高校を対象にいたしております。当然、高校生全部ですけれども。

ただ、普通科高校とか、いろんなところにお声かけをするんですけれども、高校によっては就職を決めていらっしゃる方を出してくるとか、あるいは、ほとんど進学される方が多い学校については、なかなか応募がないとか。そういうことに対しては、私ども、教育委員会を通じて働きかけておりますけれども、最大が例えば③の事業あるいは④の事業になりますと、大体、③で19校、2,174人あるいは④の事業で36校、2,582人で、そういう方たちを対象に事業を行っているところでございます。

**○黒木委員** テレビで保護者が会社を訪問して、どういう企業があるかを知るといったようなこともありましたけれど、県はそういう事業も取り組んでいるのでしょうか。

**○木原雇用労働政策課長** ①の事業に高校・企業ネットワーク強化事業というのがございますが、この文言の中の一番最後に、県内企業見学会を実施ということで、企業の魅力に直接触れる機会を設けようということで、クラス単位になりますけれども、生徒だけではなくて、保護者も対象にして実施しているところでございます。

**○黒木委員** どこに就職するかは保護者の影響が非常に大きいと思うんですけれど、やっぱり保護者の考え方が変わるとか、そういったよう

な意見もあるんでしょうか。

**○木原雇用労働政策課長** 委員がおっしゃられましたとおりで、保護者がやはりペーパーで見るよりは「百聞は一見にしかず」で、見ることによって物すごく変わるそうでございます。

ただ、企業の説明される方が、力が入り過ぎていると思うのですけれども、若干すれ違くなるようなこともあるということで、私どもいたしましたしは、工業高校の先生たち、いろんなところと話しながら、企業に対しても、特に母親に対して説明する場合は、特に子供のそこでの仕事も大事なだけけれども、福利厚生的な面もよく聞かれるので、そういうことに対しても実際企業に訪問したときには説明していただくようお願いしているところでございます。

**○黒木委員** 私どもが高校のころは、どこにどういう会社があるとか全く知らなくて、農家の長男は農家を継ぐものだって、それが格好よく言えばキャリア教育だったのかもしれないですが、本当に今は高校生たちにいろんな地元の企業を知ってもらい取り組みをして、すごいと思うんですけれども。

この事業が早期離職防止、将来的にUターンへつながっていくというのを効果として上げておりますけれども、宮崎県は離職率が全国的に見たら結構高いですよ。1年目の離職率が一番高いわけですよ。ここ10年ぐらいでどういう変化が起こっているのでしょうか。離職率はほとんど変わらない状況でしょうか。低くなっているのでしょうか。

**○木原雇用労働政策課長** まず、委員のおっしゃられた離職率が一番高い件ですけれども、過去3年間追いかけた離職率、要するに卒業後3年以内の離職率としてどれくらいあるのかということですが、宮崎県の場合は高校生に

つきましては43.7%でございます。1年目が21.8、2年目が11.4、3年目が10.5ということで、合計が43.7%になりますけれども、やはり1年目が大きいと。

私どもで、学生たちに聞いたり、いろいろやってみますと、実際に働いてみると仕事が自分に合わなかったと、あるいは労働時間が長かった、逆に言えば休みが少なかったと、あるいは当初の労働条件と異なっていたと。そういうことが理由として挙げられておりますので、高校生のときから実際企業に行ってはどうかと。実際に、17ページの⑤の応募前企業説明会事業で、3年生につきましては、就職される企業等に訪問していく事業も組んでおりますので、実際そういうところでいろんなことを聞いていただきたいと、そういうことにもつながるかと思っております。

あと、委員がおっしゃられました最近の傾向でございますが、これは景気の動向とも関係しますけれども、本県の場合は、高校生の離職が押しなべて大体4割ぐらいで推移をいたしております。そして、全国に比べますと、27年が全国は39.3%だったのに対しまして、本県は先ほど申し上げた43.7%で、全国に比べますと若干高い状況でございます。

○黒木委員 この離職率は県外に就職した人、県内に就職した人を合わせた離職率ですか。

○木原雇用労働政策課長 委員のおっしゃられた後者のほうでございまして、\*県外も県内も足した分でございます。

○黒木委員 ある県では、離職した場合、卒業した高校に相談窓口みたいなものを設けておいて、そして、そこに「やめました」と言って、何かほかにまた仕事をという感じの窓口をつくっておることがやっぱり重要じゃないかと。

そして、1年目に結局2割ぐらい離職するわけですから、そういうものは宮崎県は教育委員会と連携して何か取り組んでいるのでしょうか。

○木原雇用労働政策課長 委員のおっしゃられたところが大変大事なところでございまして、教育委員会と我々との間では、今の点につきましては認識を共有いたしております。実際、例えば都城高専、それから私立学校になりますと、先生が余り異動しないということで、今のようになら先生を頼ってお見えになる方がいっぱいいらっしゃる実態をつかんでおります。県立高校の場合も比較的長くいらっしゃるんですけども、以前に比べますと人事異動が早くなったという話も聞いておりますので、そういうことについてどうやって取り組んでいくかは検討いたしております。

ただ、私どもといたしましては、ほかにヤングJOBサポートみやざきを設けておりますので、そういうところに来て大丈夫なようにということで、そういうものも含めて高校時代から取り組んでいるところでございます。

○黒木委員 県内に就職することが必ずしもいいこととは思わないんですけど、いろんな経験をして、また帰ってきてもらうのもいいかなというような気がするものですから、そういう学校との接点というんですかね、そういったものの仕組みづくりも今後必要じゃないかなと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

○有岡委員 商工政策課関係で、資料の10ページにプロフェッショナル人材戦略拠点がございますが、この中で都市部の大企業とのパートナーシップ企業と明記されているんですが、具体的にはどういう企業をイメージしていらっしゃるのか、まずお尋ねします。

※61ページに訂正発言あり

○石田経営金融支援室長 10ページのプロフェッショナル人材戦略拠点運営事業のうち、③の大企業連携のことかと存じます。

内閣府及び県のほうで、都市部の大きな企業をパートナーシップ企業として選定しております。具体的に申しますと、例えば味の素ですとか、あるいはソニー、パナソニックですとか、内閣府で30社ほど連携しているもののうち、今、県で拠点と連携しているものがそのうち10社ほどあるという状況でございます。

こういった企業さんの中には、セカンドキャリアとして地方の中小企業で自分の力を発揮したいというお考えの方も一定程度いらっしゃると思っておりまして、その方々に宮崎の中小企業で力を発揮していただけるように、研修ですとか出向といった形で事業を推進するというものでございます。

○有岡委員 また切り口がちょっと違ってきますけれど、1月にアンケート調査の資料をいただきまして、今後5年間の生産性向上の取り組みをどうやるのかということのアンケート、例えばIoTだとかAIの新規導入が17.3%ということで、そういった分野が、まだまだどういう利用価値があるのかわからないというような実態があるわけですね。

そういった意味では、先進的な取り組みをやっているところに行って、宮崎でもこういうものを導入したらいいということを実感していくような、そういう先進的な取り組みをするためのパートナーシップも一つの切り口かなと思ってはいるんですが、そういった大手企業に今後——当然人材をとというのわかるんですが、今いらっしゃる県内業者の生産性向上のためのステップアップのパートナー事業もあっていいのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○石田経営金融支援室長 御指摘いただきましたとおり、まさにITですとかIoTといった部分につきまして、なかなか、県内の中小企業者あるいは小規模事業者の中には取り組めていないところも一定程度あるかと思えます。

このプロフェッショナルの大企業連携のスキームは、必ずしも転職とか出向というだけでなく、例えば月1回、顧問みたいな形で県内に来ていただくとか、あるいはテレビ会議みたいなものを通じて、その持っているノウハウを教えていただくということもございません。

今申しました例えばパナソニックさんとか、あるいはソニーさんとか、そういう技術を持たれている大きなところとうまく県内企業を結びつけて、そういった部分のノウハウの理解を醸成したり、あるいは今、経済産業省でもIT関係の補助金で充実したものがございますので、そういったものも複合的に県内企業にしっかり活用いただけるように、事業を行っていきたいと考えております。

○有岡委員 もう一つ、269ページに雇用労働政策課の高齢者の雇用促進で、シルバー人材センター支援事業というのがありますが、昨日、テレビを見ていますと、北九州の移住したい地方の番組があったんですが、親の介護をするために60前後でリタイアして帰ってきて、そして、その介護とあわせて再就職する。要するにシルバーというよりもシニア世代の雇用という感覚で取り組んでいらっしゃるということですが、宮崎のUターンの実態としては70代が多いというふうに聞いておりますので、逆に、もう少し早い親の介護の段階から帰ってこられるという意味では、シニア世代の雇用対策をするべきではないかと思っているんですね。

そういった意味で、親の介護という実体験の中で当然そういうことに悩んでいらっしゃる世代が多いと。そうすると、60代で帰ってきて、宮崎でそのスキルを發揮できる場があることがUターンの一つの後押しになると思うんですね。もちろん若い方は当然やっていきますが、70代じゃなくて、60代の、まだスキルを發揮できるチャンスがある世代をターゲットに取り組むことはこれから必要ではないかなと思っているのですが、そこら辺の幅を広げていくという発想はないのか、お尋ねいたします。

**○木原雇用労働政策課長** 今から特に介護しなければならぬということ、場合によっては会社をおやめにならないといけない、あるいは会社をやめて宮崎に帰ってこないといけないと、そういうことになろうかと思っております。

就業構造基本調査で見ますと、全国レベルで介護のためにおやめになられた方が大体10万人ぐらいいらっしゃる。本県の場合は千何人かだったと思いますけれども。男女比で申しますと、全国の場合は女性のほうが圧倒的に多いんですが、本県になりますと、男性、女性も多いと。そういうところで非常に大きな問題だと思っております。

そのシニアのところというのはなかなか、非常に難しいなと。今のところ、特別に何か手を差し伸べているところがあるのかでいいますと、高齢者でいいますと、60歳以上あるいは55歳以上というような感じになっておりますので、今、委員がおっしゃられました55歳以上というところまで年齢を下げていきますと、このシルバー人材だけではなくて、私ども、生涯現役推進事業という事業に今、これとはまた別に取り組んでおります。

それはどんな事業かと申しますと、国が10分

の10出しますけれども、県を中心にして、県とシルバー人材センター、あと経済団体に入っていて、協議会を立ち上げてまして取り組んでいる事業でございます。その中で宮崎県の主に55歳以上の方をターゲットにして取り組んで、できれば就労まで結びつけたいということで、55歳以上の方のバンクとか、あるいは職業紹介などをやっているところがございますので、今後はそういうものを充実していきたいかなと思っております。

**○有岡委員** ありがとうございます。

**○木原雇用労働政策課長** 先ほど黒木委員の御質問の中で、離職率を問われまして、私、宮崎県分について、県内と県外で就職した宮崎県出身の高校生のやめた合計という言い方を多分したかと思っておりますけれども、これについては県内に就職された高校生の離職率でございます。大変申しわけございませんでした。

**○中野委員** 高校生県内就職促進事業、それからUIJターン就職促進事業、あわせてお尋ねしますが、県内企業等への就職促進を強化するというところで、大変すばらしいことですが、この県内企業というのは地場産業だけではなくて、誘致した企業あるいは本社は県外で、県内に支店があるところも含めてという意味なんですかね。

**○木原雇用労働政策課長** 中野委員のおっしゃられたとおりでございます。

**○中野委員** 実は、サンプルは少ないのですが、2例ほど相談を受けました。

というのは、せっかく県内企業だということで、いろいろあつて就職したんだけど、異動がありますよね。せっかく地元に残ってくれると思つたら、本社がよそであったということで、異動があつて県外に出ていったという

ことなんですよね。それで、これは困った問題だと、結婚も近々することになっていたのにと話なんです。大変優良な企業なものだから、仕方がないなということで、結果的に出ていかれたんですよ。

そういう企業もあるんですが、地場産業だけに何か特化した政策ですよ、一生県内に残るような、そういうところへの特別な支援策はないものですかね。

**○木原雇用労働政策課長** 今の委員の最後のところのお考えについては、私も同感するところが確かにございます。

ただ、実際、工業高校の生徒さんたちが一番県外に出て就職される割合が高いんですね。県内に残られる方は、30年ベースで43%になりますけれども、平成27年に工業高校の先生たちが保護者に対して、いろんなアンケートをとったときに、地場にも勤めたいんだけど、一方でやはり非常に大きな企業さんにも来ていただきたいと、そういうことはアンケートの中に、お母さんたち、お父さんたちの意見として、結構な数、出ております。

委員のおっしゃる懸念は現実には起こっておりますし、私どももそういうことを言われたこともございますので、認識はしているところですが、例えば宮崎県に就職したいんだけど、途中で県外に行くこともありますよという説明を受けた上で入る以上は、そこの部分についてはなかなか難しいのかなと考えておまして、あくまでもその子供さんたちの意向あるいは親の意向も踏まえた上での最終的な選択にはなるとお思いますので、私どもといたしましては、本県にある企業については分け隔てなくやりたい。

できれば、私どもが今やっている範囲内では、

例えば17ページにあります事業については、働き方改革とかについてかなり手厚くやっているところを優先して、企業を選択しているところでございますので、そういう意味で御理解いただければなと思っております。

**○中野委員** もう1点の相談を受けた例ですが、実はこれは娘さんのことで相談を受けました。

県内に残ってもらおうと思って県内の看護学校に入れたと。そして、いよいよ、この春卒業するんですが、卒業を迎えて病院に就職しますよね。そうしたら、やっぱり県内の病院よりも県外の病院のほうが極端に待遇がよいと、極端なんですよねという話で、結局県外の病院に就職することになったんですよ。

それで、病院の診療報酬は全国共通なのかどうか分かりませんが、私の認識では、どこも変わらないのに何でそんなに差があるんだろうかなと思いました。実態はわかりません。

それで、やはり県外に行ったということは、最低賃金もその県は高いんですよ。だから、使用者側からすれば、いろいろ抑えたいという気持ちもあるでしょうが、最低賃金で給料が云々ということではないですけれども、ある程度上げていかないと、宮崎県はやはりまだまだ賃金の低い県だという認識であれば、これは看護師のことだけでも、そういうことだと思うんですよ。

医療現場も、宮崎県は安くてもいいんだというのがあれば、何とかしてほしいなど。最低賃金がそこそこ上がったからって、今、看護師に支払っている給料がそれよりも云々ということはないと思うんですけれども、県外はそんなに高いわけですから。これから就職する人はやっぱり賃金で見ますからね。

それで、風土的に宮崎県が賃金が低いという

ことになってはいけませんので、最低賃金は国のレベルで決めるとはいえ、何とか、環境づくりということで。ここ数年、宮崎県も一生懸命取り組んでもらって、全国最下位からは脱却はしたんですよ。今、全国で最低は鹿児島県だから、今度は越されたということでまた一生懸命やると思うんですよ。だから、商工労働政策として、その辺を心してですね。幾ら鹿児島県が最低といっても、宮崎県は1円高いだけで、九州は押しなべて一緒ですから。

これから先は、九州管内でもそのあたりはでこぼこが出ると思うんですよ。いい例が四国4県で、それぞれ最低賃金はばらばらで違うわけですし、東北地方もばらつきが出ておりますから、またぞろ宮崎県が全国一、最低賃金が低い県にならないように、やはり環境づくりの面から取り組んでほしいなど。また夏ごろ決まりますから、鹿児島県の出方を、私は非常に注目しているんですよ。そういうところに何とか負けられないようにしてほしいなどと思いますが、考え方を課長にお聞きしたいと思っております。

**○木原雇用労働政策課長** 中野委員がおっしゃるとおりで、我々、給料を幾らにしてくださいというようなことはできませんけれども、やはり最低賃金については、委員のおっしゃられたとおりだと思っております。特に横並びでありますと、安心感もあります。一方で、委員がおっしゃられたように、四国あるいは東北になりますと、最下位になるまいという意識が働くと思っておりますので、そこはやはり情報をとりながらも横並びを避けて、上げていくという、ある意味、競争が働いていくと思っておりますので、そういう人間の心理も含めて考えていかないといけないと思っております。

最低賃金の考え方については、基本、労働局

でやりますけれども、私どもも年4回、労働局とはオフィシャルにきちんといろんな問題について検討する協議会を持っております。実際、労働局に対しましても、そういう中でも訴えておりますし、今後も訴えていきたいと思っております。

最低賃金についてはそういうことなんです、今後給料については今のままでいいとは多分経営者の方も思っていられんやないと思います。ある程度、理解のある経営者の方は、もう既に上げ始めております。給料が上げられなかった場合は、福利厚生ということで、例えば資格をとるときにある程度お金を出すとか、いろんなことをやって、金銭面についても補填しておりますし、あるいは休日をふやすとか、そういう取り組みもしております。いろんな意味で取り組んでいらっしゃる方が75%ぐらいいらっしゃると思っておりますので、今後は、賃金はもちろんですけども、いろんなことを含めて、やはり改善していってもらうようお願いしていきたいなどと思っております。

**○星原委員** 商工政策課に、11ページのみやざき若手経営者養成塾の説明をいただいたんですが、やはりこれからの宮崎の経済界を支えていく、5年、10年、20年後に向けて、いかに若手の人たちを養成できるかが大命題だと思うのですけれども、そういう中で、この養成塾はどういう年代、男性、女性が合わせてどれぐらい受講しているんですか。

**○小堀商工政策課長** 今、委員がおっしゃいましたとおり、まさにこれから先、10年先を考えました場合、若手経営者の方々の育成が何よりも大事だと思っております。

実際、参加者の方々は大体専務さん、次に社長になられる方ないし社長になられたばかりの



方々ということで、年齢層は結構幅広くございますけれども、大体40代から50歳にかけての方が多いのではないかと考えております。

性別につきましても、男性、女性、それぞれ活発な御意見をいただいております、全体としては男性のほうが多い状況でございますけれども、女性の方々もいらっしゃって、活発な形での意見交換等が行われております。

○星原委員 養成塾に通って、いろいろ勉強されているということですが、これは事業主体が産業振興機構になっているので、どの程度まで皆さん方に情報が入ってきているのかわかりませんが、受講生の中から、多分いろんな要望というか、考えですよ。今後に向けての自分たちの企業のあり方とか、いろんな行政側に対して応援してもらいたいもの等が出てきているんじゃないかなと。

官民一緒になって成長していかないと、なかなか民間だけでは厳しい部分もあるかと思っておりますので、そういう中で出てきている意見といえますか、今こういう人たちからどんなものが出てくるものなんですか。

○小堀商工政策課長 この養成塾の基本的な形は、それぞれが経営戦略を立てて、または自分のところの経営理念を磨き上げて実践していくというような形で、発表等を行う形での連続講座で進められております。

そうした中で、グループワークの途中や最後に、講師の方々からこのようにしたらいいよといったような御意見もございます。その中で一番多いのが、自分の企業の状況——企業の状況というのは従業員の状況ですとか、自分のところの会社の販路の状況ですとか、そういった形での話題が多くございます。

それ以外で、今、委員からありました、官民

一緒になってということになりますと、やはり人材についての、従業員の方々についてどのような形で育成していけばいいのか、社長として、経営者として、どのような形で取り組みを進めていけばいいのかといったような意見が、この養成塾では多く出されております。

そうした中で、この養成塾では、同じ立場、境遇にある経営者ないし間もなく経営者になる方々と意見交換ができる、そして、ちょっと個別にはなかなか申し上げづらいのですが、やっぱりいろんな課題が企業の中であって、非常に悩んでいる、そうした事柄についてどうしていったらいいのだろうかといったようなお話が寄せられております。

人材の確保につきましては、先ほど来、出ておりますけれども、県といたしましても、やはり最大の課題だと考えておりますので、皆様方の意見を踏まえて、施策に反映させてまいりたいと考えております。

○星原委員 もう一点、県北、県央、県南と分けたときに、地域別の受講生の状況は、大体わかりますか。

○小堀商工政策課長 これまでの状況ですが、宮崎市で開催しておりました関係がございまして、やはり県央部の方が多い。若干、地域的な偏りもございまして、そうした状況を踏まえまして、できるだけ幅広い形で開催をしていこうと検討も行っているところでございます。

○新見副委員長 7ページの貸付金制度のことですけれども、

これまでずっと説明を受けた中で、この7ページの(4)の②がちょっとほかの事業の説明と異なって、異色かなという感じがするんですが、受動喫煙対策ということは、来年の4月から受動喫煙防止法が施行されますが、それに向

かって準備段階をきちっとやろうということで、こういう枠が設けられたと思うんですけども、どうしても中小企業の飲食業、特に夜の飲食業の方々がきちっと対策を講じないといけないんだらうなというイメージがあるんですけど。

ここで受動喫煙対策枠を必要とする中小企業の方々は、どういう方々がいらっしゃるのか、まずお尋ねしたいのですけれど。

**○石田経営金融支援室長** まさに今、副委員長がおっしゃったように、分煙対策という点で、飲食関係あるいは例えば理容室とか、そういった一定期間お客さんが滞在するような商売をやっておられる方をメインとして想定してございます。

**○新見副委員長** こういった制度ができますよという周知はどんなふうに取り組まれるんですか。

**○石田経営金融支援室長** こういったものを始めることに関しまして、現在、県内の地銀、信金、あるいは商工団体、商工会議所、それから商工会と、まず事前に御要望を受けたり、意見交換という中で、今年度末にかけてやっておりますのが1点と、この制度がお認めいただいて成立した暁には、来年度4月の頭に県内ブロックごとに金融機関、それから商工団体を対象とした説明会をまず実施して、広く支援機関の方に周知を図るとというのが1点でございます。

もう1点は、この制度融資のパンフレットを、市町村分なんかも含めて、保証協会等と連携してつくってございますので、そういったものも含めて広く周知を図ってまいりたいと考えております。

**○後藤委員長** よろしいですか。それでは、次にその他報告事項に関する説明を求めます。

**○小堀商工政策課長** みやざき産業振興戦略の

改定についてでございます。

常任委員会資料の44ページをお開きいただけますでしょうか。各所属にまたがっておりますが、一括して御説明させていただきます。

みやざき産業振興戦略につきましては、これまで常任委員会で御報告してまいりましたとおり、今後4年間に取り組むべき商工業に関する施策の基本的方向を示しますため、改定作業を進めているところでございます。今回その素案を取りまとめましたので、御説明いたします。

素案につきましては、1枚おめくりいただきまして、45ページ、46ページで見開きの形になっておりますので、こちらを用いまして御説明させていただきます。

まず、左側の上半分になりますけれども、戦略概要と書かれた枠をごらんいただきたいと思います。その最上段になります。この戦略につきましては、県総合計画を具現化するための商工業に関する分野別計画として位置づけを行いまして、推進期間を2019年度から2022年度までの4年間といたしております。

この戦略を検討するに当たりまして、次の段になります。時代の潮流をごらんいただきたいと思いますけれども、やはり人口減少により国内市場の縮小、労働力不足、グローバル化、技術革新など、情勢が大きく変化しておりますことから、その右側になります。本県の課題でございます。本県経済・産業の課題といたしまして、県外、そして国外から外貨を稼いで、企業間の取引拡大等により好循環を起こすこと、また、人口減少社会に対応するため円滑な事業承継、そして企業の魅力をしつかりと若者に届けることが重要でございます。そして、若者が県内に残り、あるいは本県に住みたいと思えるような地域としていくために、

人口減少社会、人口減少時代にありましても、地域経済の活性化を図り、将来にわたって安心して働ける環境を目指していく必要があると考えております。

このため、その次の段になりますが、戦略の目標でございますとおり、付加価値の高い産業の振興と良質な雇用の確保を目標としたところでございます。

続きまして、下半分から次のページにかけて、取り組む施策になりますが、今回、戦略の目標を達成するため、大きく3つの方針を掲げて取り組むことといたしております。

まず、方針1、将来にわたって地域の経済と雇用を支える企業・産業の振興でございます。

この方針1の部分につきましては、今回の戦略のいわゆる基本施策に該当する部分でございます。まず1の中核企業の育成になりますが、関係機関と一体となりました成長期待企業への集中支援、商工団体等の経営支援機関を通じた中小・小規模企業への伴走型支援により、外貨を稼ぎ、地域経済の好循環を図ってまいろうとするものでございます。

次に、その下、2の中小・小規模企業の振興でございますが、本県企業の大部分を占めます中小・小規模企業は、地域の雇用の受け皿として重要な役割を果たしておりますことから、新事業の展開など、中小・小規模企業の意欲的な取り組みを促進してまいります。

その下、3と4になりますが、フードビジネスや医療機器関連産業など、本県の特長、そして強みを生かした成長産業につきましては、技術指導や技術相談、販路開拓、戦略的な企業立地と定着支援等により、その育成の加速化と集積を促進してまいります。

さらに、その下、5と6といたしまして、地

域社会、経済を支えます商業・サービス業の維持・充実を図るため、まちづくりと一体となった商店街再生の取り組みや、キャッシュレス化など生産性向上の取り組みを支援するとともに、観光につきましても、マーケティングによる魅力的な観光づくり等を総合的に推進することにより、世界から選ばれる「観光みやぎ」を実現し、国内外からの需要を積極的に取り組んでまいります。

なお、観光とグローバルにつきましては、この後、それぞれの計画におきまして、また御説明いたします。

右側の46ページをごらんいただけますでしょうか。

方針2になりますが、宮崎で暮らし宮崎で働く人財の育成・確保でございます。

人材の育成・確保につきましては、現行戦略におきましては、方針として整理しておりましたが、本格的な人口減少時代に伴います人材不足の課題に、産学官が一体となって対応してまいりますため、今回新たに方針として位置づけたものでございます。

人材不足の課題に対しまして、1の誰もが働きやすい職場づくりを推進するとともに、2になります。小中学生の早い段階から宮崎で暮らし宮崎で働くことの意識づけを行いながら、高校生、大学生等の県内就職促進と離職防止に取り組ましまして、若者の県内定着を図ってまいります。

また、その下、3でございますが、UIJターンの促進を図るため、宮崎ひなた暮らしUIJターンセンターを活用した支援の実施のほか、県外大学や民間企業等との就職支援協定の締結により県内就職への支援、本県企業の魅力や本県の暮らしやすさなど、宮崎で働く魅力の

発信などに取り組んでまいります。

また、不足する人材に対応してまいりますため、4にごございますとおり、女性・高齢者など、多様な方々に御活躍いただくことが重要となりますことから、そうした方々が働き続けられる職場環境づくりを推進するとともに、5になりますが、法改正により外国人材の受け入れ拡大が今後進んでまいりますことから、本県で就労する外国人材が地域で安心して働き暮らせるよう、国、市町村とも十分連携を図りながら、しっかりと受け入れ体制を検討してまいりたいと考えております。

さらに、6にありますように、技能者の育成・確保を図り、現在の方々がお持ちの高い技能を次の世代へ継承してまいりたいと考えております。

次に、その下、方針の3になりますが、企業の成長等を促す各種支援でございます。

人口減少社会の中で企業が成長していくためには、新事業や新分野など、新たなステージに積極的に挑戦することが重要となってまいります。このため海外展開や新技術開発・活用、事業承継、そして起業・創業といたしました企業の次のステージへの挑戦を後押しして成長を促すために、産学官関係機関からなります支援ネットワークで一体となって支援することを方針として位置づけたものでございます。

また、右下に本県の主な支援ネットワークを記載しておりますが、県内企業の成長を促す土壌としての役割を果たしますため、県内の支援ネットワーク同士が重層的に連携することで、その支援機能の強化を図り、県内企業と県内外の多様な主体との関係性を積極的につくり広げることで、新事業や新分野への展開へとつながる機会を誘発してまいりまして、企業の成長、

そして創業を促す仕組みづくりを目指してまいります。

これらの取り組みによりまして、一番下にイメージ図を記載してございますが、一つ一つの企業を木、植物に例えまして、支援ネットワークの連携強化により企業を育むことによりまして、豊かな森のように、それぞれが関係し合っ

て持続的な経済の連鎖や循環を生み出してまいりたいと考えております。

なお、戦略の主な成果指標といたしまして、左側45ページの中段にごございますように、売上高30億円に新たに達した企業、製造品出荷額、観光消費額などを設定することといたしております。

44ページにお戻りいただけますでしょうか。

一番下の3の改定経緯及び今後の予定についてでございます。今後、皆様方からの御意見を踏まえまして、3月にパブリックコメントを実施し、2019年6月議会に議案として提出させていただきたいと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

**○後藤委員長** みやざき産業振興戦略の改定についての説明が終了いたしました。質疑はありますか。

**○坂口委員** 次の戦略のベースは、まだ今後も労働力不足が続くことが前提の戦略になっているかなと思うんですね。4年間はその方向で、また次の計画に向けて進んでいくわけですが、技術革新が進む中、市場縮小で消費が落ち込んでいく中、今後どれくらい労働力不足が続いていくと考えていますか。特に、1人が食べる量には限界がある中で、人口が減って、食べ物を主としたフードビジネスで、県内の産業戦略を立てている中で。

○小堀商工政策課長 この戦略独自の試算ではございませんが、県の総合計画において推計がなされておりまして、2015年の就業人口が51万9,000人となっております。

それで、ケースが2つございますけれども、現在のまま特に対策を講じなかった場合が51万9,000人が2030年には42万1,000人に、もう一つ、例えば合計特殊出生率が2.07に改善なりして、60代の就業率が70%になり、そして経済活動の生産性が10%向上した場合につきましては、2015年の51.9万人が2030年には46.6万人になるという推計が出されております。

○坂口委員 その差をですよ、さっき言ったように、消費が今後随分冷え込んでいくと思う。それから労働力は、それに対して何もしなければということですから、何らかの手を打ってあげば——外国人を入れたり、あるいは県内で育つ若い人たちの囲い込みをやったり、加えて県外からも連れてくるとか。そういう戦略のもとでというのは、あくまでも労働力不足が今後とも続いていくことが前提ですよ。

だから、本当に労働力不足が今後続いていくのかなというのが一つ心配なんです。仮にそれが狂ってしまったら、次は大規模なリストラとか閉鎖とか、何度か経験していますよ、本県は。

これは全ての施策がしっかりかみ合って、しかもそれが万全を期せた場合の計画であって、どこも今度は産地間競争をやっていくわけですよ、国内全て。それで本当に思惑どおりに行かなかつたら、これは本県の若者をかなり路頭に迷わせたり、大変な目に遭わせるリスクが、見えないところにすごく大きいと思うんですよ。

だから、宮崎における労働力不足の分析。そ

して今度は遠隔地との競争に宮崎が勝ち残るためには、コスト削減も含めて、かなり合理化、技術革新とかですよ。かなりなことが今後、急激に進むのではないかなってという心配もある中で、この労働力不足に対しては、このまま進めばとか、そういう前提では、ちょっとこれは間違っているのではないかなという気がするんですね。

だから、また後で総括でやろうとは思っているんですけど、まず今ここでやっておられることが人口減少対策への取り組みなのか、労働力不足への対策なのか。そういったことをしっかり整理していかないと、高校生は囲い込むわ、よそからは入れようとするわで、それで人余りになったときには。やっぱり高校生なりの個性をいっぱい伸ばしてあげて、本当にその人が生涯の中で一番自分を生かせるようなところへ送り出してやる。そして、今度は宮崎に来ることで自分の一生を一番生かせるような人たちを宮崎に取り込むということをやらないと、これは産地間競争の中の人の奪い合いで、囲い込まれた子たちの人生を潰してしまうようなことではだめだと思うんですね。

これは、この所管ではなくて、総合政策部になるんでしょうけれども、将来、人材不足がどう起こっていくのかと、労働力不足がどうなっていくのか、その中で、ここは商工労働をどう守っていくかという、役割分担の中で。今回、知事が人口減少対策を最重要課題に取り上げたことで、県の行政が総合的に取り組むことは不可欠ですけど、その中で守備範囲を間違えたらだめだと思うんですね。何でもいいからとにかく人を残してと、何でもいいから連れてきてとなって、何年か先になったら余って、どうしたって、それはしようがないという、それはだめだと思うんですね。

だから、それぞれの領域を守りながら、将来人口の減少に対してどうやる、目標値は何年後に何人の人口を確保するんだ、その中で、宮崎の産業が強くなるためには、全体人口の中の60%は生産人口じゃないとだめなんだというような大きな戦略を立てないと、ただ人をふやせとか、外に出すな。外に出したっていいんですよ、出した分、帰ってくれば。問題はキャパシティ一なんですよ、ここは。

何名の労働力を将来確保するために、雇用の場あるいは生産の場、いわばその人たちが生計を立てる場を幾ら宮崎につくってあげるかと。その中で、商工業でその中の何割を受け持つのかというのがベースにないと、これは単なる数字遊びになる危険性も持っているなど僕は心配しているんです。

あとは総括でやりますが、詳しい数は要らないんですけれども、労働力不足が今後どう推移していくのか。ずっと今のような状況で進んでいくのか、とにかく人を連れてきて、外国人まで持ってこないとだめなんだということが本当に続いていくのか、そこを間違えたら大変なことが起こると心配なんですよね。

だから、まずはその労働力の見通し。

**○小堀商工政策課長** 今、委員がおっしゃいましたような、さまざまな要素が絡み合っていると考えております。これから長期的に人口減少のトレンドというのは変わらないと思いますので、当然それに影響を受けた形での人材についてのお話が出てくるというふうに思っております。

私ども商工業分野につきましても、特に先ほど委員からも新技術のお話でしたが、やはり付加価値を高めて、これまでできなかった生産性をさらに上げていくといった視点での

取り組みも、大変重要になると考えておりますので、そうした要素も踏まえまして、当部だけではなかなか部分がございますので、総合政策部とも連携をとりまして、今回はこのような形での素案になっておりますが、そうした中で商工業分野について、どのような形での取り組みができるかについて検討してまいりたいと考えております。

**○星原委員** 今、坂口委員から出たように、人口減少、人手不足はもう避けられないんですね。ここに出ているとおりで私は当然考え方としてはいいんですが、では、これで本当に前に進むのかなと。いろんな問題があると思うんですけれども、仮に農業だとしたら、農業をする人がいなくなったら、もう機械化に頼っていかないとだめだろうと思うんです。そうすると、今度は面の整備、区画整理とかいろんな、機械が導入された場合に、それに対応できる田畑の整備とか、いろんなのも出てくるでしょう。

あと、このフードビジネスでいえば、今、人でやっている部分ができなくなった場合には、人を必要としない形でどうやって加工したりとか、自動化の問題が、もう現実に迫ってきていると思うんです。この10年の間にはそういう時代がやってくると思うんです。

ですから、こういうものとあわせて、そういう時代の想定、背景で、宮崎としては人がいない場合には何でカバーしていくのかというところまで踏み込んでいく時代に入ってきているんじゃないかなという気がするんです。

そういうものをしながら、今の工業の部分とか、大学とか、いろんなところと連携をとりながら、宮崎で人手が足りない分野で、機械でできるとか、ロボットでできるとか、いろんな分野までひっくるめて、どうやっていったらいい

のかを考えていかないと、これは宮崎だけの問題ではなくて、日本全体の人口減少の中で、人を集めるとなると、先ほど中野委員からも出たように、雇用、要するに労務費とか、あるいは給料とか、そういうものが高く出せばいいんですけど、出せない地域においては、それをカバーしていくものを今後一步踏み込んで考えていかないといけないのかなと聞きながら思ったところなんですけど、その辺についての考えは何か持っているものなんですか、どうなんですか。

**○小堀商工政策課長** 今回の産業振興戦略は部門別な計画ということで、基本的な方向を指し示したものになっております。今まさに委員がおっしゃいましたとおり、それを踏まえた上で具体的な施策展開を図っていく必要があると思っております。

先ほどもお話がございましたけれども、まさに今やらないと、10年先が、大変な状況になると考えておりますので、先ほど農業の例をおっしゃいましたけれども、先ほどおっしゃった面的な部分に加えて、燃料の問題ですとか、農業後継者の問題、さまざまな問題がこちらについても絡み合っておりますので、いただいた御意見をしっかり受けとめまして、施策の展開に反映させてまいりたいと考えております。

**○星原委員** 将来に向けて、宮崎の中でいろんな産業が、どの産業もちゃんと成り立っていくために、いろんな角度から物事を決めていくといたしますか、戦略を立てていくというか、そういったことにぜひ取り組んで。一方で、これはこれとして取り組んでいただきたいなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

**○坂口委員** 今のところ、ちょっとニュアンスが違うかなと思うし、一緒かなって、わからな

いんですけれど、例えば今、20歳の方を囲い込んで、70歳まで働くとしたら50年間なんですよ。これは相当世の中、変わりますよ。

だから、ある程度自然の流れは尊重しながら、その中で大きい戦略は絶対必要なんですが、今の戦略は、これも無責任な想像なんですけれども、人口減少に歯どめがかからない中で、国家としてどう生きていくかという課題がもう来ているんですけれど、そうなったときに地域間競争をさせながら、そこに税を投資して行って、10の自治体が競争したときに一つ生き残るよというやり方が今後続くかということ、それは続かないと思うんです。国家が潰れてしまうものから。

じゃあ、日本全体の人口が6,000万人になったら、イギリスみたいな生き方をどうやっていくのかとか、水平飛行にならして行って、それで国家全体が成り立つというような、そういう大きい政策というか、生き方の選択を余儀なくされる時代が来ると思うんですけれども。

とにかく、若い人たちを囲い込んで、ちょっと時代が変わったから、あなた方は東京に出てくれとか、外国に出てくれなんていうことになってはだめだから、人口減少よりも、むしろ商工観光労働部として考えることで間違っはならない予測は、今後、人手不足、労働力不足がどう推移していくのかは総力を挙げて正しい分析をやって、そして人材確保をそこに持っていかないと。

極端に言えば、人口減少対策なら、若い人にどんどんよそに出て行っていただいて、定年迎えたら帰ってきてくれと、その間、県外の者を宮崎に持ってきておくと。人口が減少して、人口をふやすには、それが一番楽ですよ。親が宮崎において、帰ってきたいって言うのなら。

だから、そこは、農政水産部も商工観光労働部も、あるいは福祉保健部も、全てが人口をふやそう、労働力をふやそうということを優先せずに、自分の産業をどう守る、所管をどう守るとなったときに、総合的にやっぱり政策としては間違えていなかったというものを組み立てていかないと、余りにも人を残そう、残そう、人をふやそう、ふやそうということが最優先されているみたいですね。

そこら辺を間違えると、将来、僕は生きていくかどうかわかんないけれど、また大変な時代が来そうな気がしてですね。そこはもうちょっと基礎データとして、しっかり分析してほしいなと思うんですね。そして、その上に立って、ここが所管すべき人材をどう確保するかという戦略を立ててほしいなと。これはこれで絶対正しいんですよ、4年ぐらいのことだから。でも、今、余りにもその目的を達成するために、宮崎の若者は絶対出さんぞと、これはここに置いて、まだ連れてくるぞということでの戦略というのは、ちょっと荒っぽいような気がしたものですからね。

**○小堀商工政策課長** まさに、50年先までずっと今のような形でというのはあり得ないと思っております。

先ほどおっしゃいましたように、やはりそれぞれの考え方もあろうかと思っておりますので、そうした中でやはり日本全体につきましても、これからいろんな形で変わってくると思っております。そうした中で、私どもでいいますと、宮崎が宮崎ならではの生き方で、いかに、商工業を維持、そして発展、継続させていくための取り組みを、そのときのそのときの状況に応じて考えていかなければならないと思っております。

そうした中で、どこまで推計ができるかは検

討させていただきたいと思っておりますけれども、やはり先ほどの将来をにらんだ考え方は大切だと思っておりますので、そちらについては検討させていただきたいと思っております。

**○坂口委員** もうちょっと言いたかったのは、例えば、先ほど雇用労働政策課長が、黒木委員の質問に、宮崎は高校卒業後の離職率が高いと。これは15年か、それ以上前から宮崎では大きな課題になっていて、教育委員会は学校で生徒を育てるが、出た後はそこには関与できない、労働行政サイドからは、学校の時代には手は出せないということで、縦割りで大きな課題が出てきて、そこで連携としてフォローアップをやっていこうと、その子がどこに行っているかというまで把握しよう。あのころは57%ぐらいが3年以内にやめていて、これはもう異常事態だということ。だけど、今聞くと、まだ、その課題を認識しています、の域を出てないでしょう。

そういう意味も含めて言っているんだけど、50年間この政策を続けようじゃないかというんじゃないんですよ。時代は自然の流れがあるから、自然の流れに任せながら、出る子はやっぱり出ていって、個性なり自分を生かしてほしいと。しかしながら、足りないものについては、やっぱりしっかり連れてきてほしいと。それは総合的に、給料を上げるとか、魅力ある職場をつくるとか、競争に勝てるような商品を開発していくとかという、まず事業者サイドの責任とかいったようなものもあるかもわからないですよ。

そういった問題は、商工労働サイドからいえば、受け皿、よそに負けない働き場をつくることを最優先していかないと、困り込んで出ませんとかいう、そこら辺が気になるということ



を言ったんですよ。自然の流れの中であって、いかに人材不足が起ころうと、景気の縮小あるいは消費の縮小、市場の縮小、そういうものが起こっても宮崎はやっぱり残れるよってというようなものを作っていったほうがいいんじゃないかなという気がするんですね。

そして、どうも今のところは、人口減少対策に焦点を当てているような気がして。そうじゃなくて、企業、絶対強い産業を育成していくぞって、それも商工の分野ですね。その感覚が、ちょっと薄くなって、どの部を見ても、農政サイドを見ても一緒のような、そこをちょっと心配したものだから。ちょっとくどくなったけれどですね。

**○井手商工観光労働部長** いろいろな御意見いただきまして、この産業振興戦略、まだ素案の段階なので、いただいた御意見を踏まえて修正を加えていきたいと思っております。

私の思いを少し申し述べさせていただきたいと思っておりますけれども、今の時代の潮流ということで、今、声高に叫ばれているのがソサエティー5.0とSDGsという言葉があります。誰一人取り残すことなく持続的な発展を遂げる社会を日本全体が目指していくと。

そういう中において本県を見た場合でございますが、今議会でもお話がありましたように、人口減少の中で、中山間地をどう維持していくのか、そして、街をどう維持していくのか。私どもは、それを商工業の振興という目から、観光の振興という目から、切り取って考えております。

この産業振興戦略をつくるに当たりまして、商工業者の方々にアンケートをとりまして、やはり人口減少が声高に叫ばれている中で、人材獲得、人材確保が大きな課題だとおっしゃって

いる企業さんがほとんどでございます。

ただ、それに対する対応策を見た場合は、若者の雇用だけではなくて、もちろん給与面の待遇を変えていこうというようなお話がございます中で、高齢者の雇用でありましたり、女性の雇用、あわせて生産性の向上という項目も企業さんは上げてきています。

その辺を全部捉まえますと、企業の体力そのものを上げていく。今の施策でいきますと、ものづくり補助金等を入れて生産性基盤を変えていくということも大事でございますし、また、お話にありました給与水準をきちんと全国に対応できるようなところを、働き方改革とあわせて福利厚生を充実して魅力ある働く場所をつくっていくと、この両方が大事であろうと思っております。

一つは、そういうソサエティー5.0と言われるような、技術革新にたえるような企業にしていくことと、そこで雇われる子供たちのお話が出ましたけれども、人材をきちんと育成していく。それは教育委員会とも話をしながら、そういう子供たちを育てて、きちんと活躍できる育成をやっていくという両面が大事だろうと思っております。

最後に、このイメージ図を上げていますのは、まさにSDGsのようなお話を少しやりたくて、こういう絵を上げているんですけれども。それぞれの本県の特性もありますし、本県の中でもそれぞれの地域にそれぞれの商工業が生き残っていく特性があると思います。

特に商業の場でいきますと、今、人手不足の中でキャッシュレス化、あわせて無人のレジとかが入ってきますので、人手が要らなくなるようなところもあります。それが本県の中で本当に必要なのか、そういうところでいいのかと

いうのも含めて、地域ごとに少し詳細に見ながら、商工業の施策の実行に当たってまいりたいという思いを込めた図でありまして、そういうことも含めて、もう少し案を練らせていただければと思います。

○後藤委員長 それでは、以上をもちまして商工政策課、企業振興課、雇用労働政策課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時47分休憩

---

午前11時47分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

午後は1時再開とします。

暫時休憩いたします。

午前11時47分休憩

---

午後1時1分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

企業立地課、観光推進課、オールみやざき営業課の審査を行います。

議案に関する説明を求めます。

○温水企業立地課長 それでは、企業立地課の当初予算について御説明いたします。

平成31年度歳出予算説明資料の企業立地課のインデックスのところ、273ページをお開きください。

当課の当初予算額は7億4,800万8,000円となっております。

それでは、主な事業について御説明いたします。

275ページをお開きください。

中ほどの、(事項)企業立地基盤整備等対策費2,324万3,000円であります。これは、企業立地の受け皿となります工業団地等の基盤整備や

維持管理などに要する経費であります。

その主な内容といたしましては、説明欄2の地域工業団地整備支援事業は、市町村等が行う工業団地の整備に対し、一定の支援を行うものであります。

次に、その下の(事項)企業誘致活動等対策費3,194万5,000円であります。

説明欄1の情報収集整備事業は、企業誘致活動にかかる旅費や県内各地域の企業立地促進協議会への負担金、また、その下の情報発信事業は、パンフレット、ホームページによる広報・啓発などに要する経費であります。

説明欄3の改善事業「誘致対象企業リサーチ強化事業」は、後ほど常任委員会資料で御説明をいたします。

次に、(事項)立地企業フォローアップ等対策費6億円であります。

276ページをお開きください。

これは、本県への企業立地を促進するため、立地企業に対して初期投資や新規県内雇用者数等に応じて支援する企業立地促進補助金であります。

それでは、常任委員会資料20ページをお開きください。

改善事業、誘致対象企業リサーチ強化事業であります。

初めに、1の事業の目的・背景であります。企業誘致に至るまでのプロセスにおきましては、企業情報を収集し、立地可能性のある企業を抽出することが非常に重要であります。

そのため、民間企業が有する情報、ネットワークなどを活用し、業種ごとに企業へのアプローチの方法を工夫しながら、立地可能性を有する企業をあらかじめ抽出することにより、効果的かつ効率的な企業誘致活動を展開するもので

あります。

2の事業の概要であります。予算額は735万9,000円で、全額一般財源をお願いしております。

次に、(5)の事業の内容についてであります。

まず、①の製造業、流通関連業及び試験研究機関対策としまして、民間信用調査会社に委託し、対象業種を選定の上、企業の新設、増設、移転計画の有無や本県からの情報提供の可否等について、アンケート調査を実施することにより、回答のあった企業データのリスト化を行い、その後の誘致活動に活用するものであります。

次に、②の情報サービス産業対策といたしまして、情報サービス産業関連企業とかかわりを持ちますコンサルティング会社等に委託をして、まず、本県への立地可能性の高い企業の抽出を行います。

次に、抽出企業に対して小規模セミナーを開催し、本県の優遇制度のPRや立地企業との意見交換、懇親会等を行うものであります。

さらに、セミナー開催後に、参加企業を対象とした県内視察ツアーを実施し、進出時のイメージをより具体化させることにより、誘致に結びつけたいと考えております。

最後に、3の事業効果であります。県職員のみでの取り組みでは限界があります。企業情報の収集活動等を、民間企業に委託することにより、県の誘致活動をより効果的かつ効率的に実施することができるものと考えております。

予算についての説明は、以上でございます。

続きまして、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況について、御説明いたします。

お手元に配付してあります決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況の冊子の9ページをお開きください。

(3) 商工建設分科会、⑧の立地企業のフォローアップについて、「認定時に計画を十分精査するとともに、責任を持ってフォローアップを行い、宮崎に根づいた企業となるよう取り組むこと」との指摘要望がございました。

立地企業のフォローアップにつきましては、4名の専任職員を配置し、市町村や県外事務所等と連携して県内事業所や本社などを定期的に訪問し、経営状況等の把握や要望、相談に対応しているところであります。

また、立地企業の認定に際しては、立地企業の経営状況、事業計画を多角的に精査しているところであります。

立地企業の地元定着や事業拡大の促進を図る上で、フォローアップは非常に重要でありますことから、今後とも積極的なフォローアップ訪問を行い、きめ細かな支援に取り組んでまいります。

企業立地課からの説明は、以上でございます。

**○岩本観光推進課長** それでは、観光推進課の当初予算について御説明いたします。

お手元の平成31年度歳出予算説明資料の277ページ、青いインデックスで観光推進課のところをお開きください。

平成31年度の当初予算額は9億4,146万3,000円となっております。

内訳としましては、一般会計が8億6,933万8,000円、特別会計は、えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計が281万8,000円、県営国民宿舎特別会計が6,930万7,000円であります。

それでは、主な事業の内容について御説明いたします。

まず、一般会計から御説明します。

280ページをお開きください。

(事項)観光・MICE誘致促進事業費 1億558万3,000円であります。

説明欄の1、みやざき観光コンベンション協会運営費補助金6,526万1,000円は、公益財団法人みやざき観光コンベンション協会の運営費を補助するための経費であります。

説明欄の2、「みやざきMICE」推進強化事業4,032万2,000円は、激化するMICE誘致の競争を勝ち抜くため、関西地区でのセールス強化やMICEアンバサダーの活用により、MICEの誘致促進等に取り組むものであります。

次に、ページの一番下、(事項)観光交流基盤整備費2,229万7,000円であります。

281ページをごらんください。

説明欄の1、魅力ある観光づくり推進支援事業924万9,000円は、地域主導による観光地づくりを促進するため、市町村等が行う取り組みに対して支援を行うものであります。

説明欄の2、新規事業「稼ぐ観光地域づくり推進事業」629万8,000円につきましては、後ほど常任委員会資料で説明いたします。

説明欄の3、新規事業「サイクルスポーツ誘客促進事業」500万円は、スポーツバイクで長距離を走行するサイクリストをターゲットとして、風光明媚な景色など、本県の優れたサイクル環境の認知度向上を図るとともに、九州一周サイクリングルートへの構築に向けたモデルルートの設定等により、誘客につなげるものであります。

次に、(事項)国内観光宣伝事業費 1億5,553万3,000円あります。

まず、説明欄の4、交通機関等と連携した国内誘客対策強化事業2,000万円は、航空会社やJRなどの交通機関等と連携しながら、「神話」や「食」といった宮崎県が優位性を持つ観光素材について、県外でのプロモーションの強化を図

り、本県へのさらなる誘客を図るものであります。

説明欄の5、改善事業「日本のひなた宮崎県」国内誘致推進事業」1,602万9,000円は、旅行会社と連携しながら団体旅行等の顧客分析を行い、ニーズに基づいた観光素材等を提案することで、本県への新たな旅行商品の開発、販売につなげるものであります。

説明欄の6、新規事業「個人旅行をターゲットとした観光地域づくり事業」5,202万1,000円は、近年の旅行スタイルの中心になってきている個人旅行をターゲットに、マーケティングに基づいた観光戦略づくりから人材育成、商品開発、プロモーションに至るまでを一貫して支援し、個人旅行に対応した観光地域づくりを県内各地で展開するものであります。

説明欄の7、改善事業「新たな教育旅行に対応した誘客推進事業」1,023万9,000円は、教育旅行に対するニーズが、従来の観光周遊型から民泊や体験学習などを取り入れた、より「学び」の要素が強いものへと変化していることから、これに対応した宮崎らしい教育旅行プログラムの開発を行うとともに、国内外でのPRや誘致活動に取り組むものです。

説明欄の8、新規事業「ゴールデン・スポーツイヤーズ誘客強化事業」4,653万4,000円につきましては、後ほど委員会資料で説明いたします。

次に、(事項)国際観光宣伝事業費8,587万9,000円あります。

説明欄の1、改善事業「インバウンド誘客強化事業」2,265万2,000円は、国際定期路線のある韓国、台湾のほか、香港などで旅行会社と連携したPRを行うとともに、訪日外国人旅行者がストレスなく観光できるよう、多言語コール

センターの運営や、多言語のホームページによる情報提供を行うものであります。

一つ飛びまして、説明欄の3、新規事業「祭りアイランド九州事業」600万円は、ラグビーワールドカップ2019の開催期間中に、九州・山口各県と経済界が一体となって開催する熊本市での集結型祭りイベント及び各地への周遊促進事業に対する負担金であります。

説明欄の2、新規事業「「Welcome to みやざき」海外プロモーション事業」4,722万7,000円及び説明欄の4、新規事業「訪日外国人等おもてなし環境緊急整備事業」1,000万円につきましては、後ほど委員会資料で説明いたします。

ページをめくっていただきまして、282ページをお開きください。

(事項) スポーツランドみやざき推進事業費2億1,555万円であります。

説明欄の2、プロ野球キャンプ環境充実強化事業1,470万1,000円は、既存球団の長期滞在と新規球団誘致のため、プロ野球球団の練習試合や球春みやざきベースボールゲームズを開催するための経費となっております。

3のスポーツランドみやざき誘客推進事業4,169万6,000円は、本県のスポーツ環境の優位性を大いにアピールし、スポーツキャンプや合宿、スポーツイベントの誘致を図るとともに、受け入れ環境のさらなる向上によって「スポーツランドみやざき」の推進強化を目指すものです。

4の「スポーツランドみやざき」を生かしたまちづくり推進事業6,395万9,000円は、スポーツランドみやざきの強みを生かし、キャンプ地以外への周遊観光等を促すことで、県内各地への波及効果を高めるとともに、本県の強みであ

りますサーフィン、ゴルフなどの「するスポーツ」をコンテンツにしたスポーツツーリズムを推進することによって、さらなる誘客や観光消費額の増加につながる仕組みを構築していくものであります。

5の改善事業「東京オリパラ等合宿誘致・受入推進事業」8,950万円につきましては、後ほど常任委員会資料で説明をさせていただきます。

6の新規事業「Jリーグキャンプ魅力アップ事業」318万5,000円は、本県でキャンプを行うJリーグチームが、それぞれで調整していましたが練習試合の日程や試合会場、審判の手配等を一括して行うなど、練習環境の向上に対して積極的な支援を行うことで、キャンプ地としてのグレードアップを図り、地域間競争が激化する新規チームの誘致や定着へつなげていくものであります。

以上が一般会計であります。

続いて、特別会計の説明をいたします。

283ページをお開きください。

まず、えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計であります。

(事項) 県営えびの高原スポーツレクリエーション施設運営費281万8,000円は、アイススケート場施設の維持補修費や事務費であります。

次の284ページをお開きください。

県営国民宿舎特別会計であります。

(事項) 国民宿舎「えびの高原荘」運営費1,640万8,000円及びその下の(事項) 国民宿舎「高千穂荘」運営費670万1,000円につきましては、各国民宿舎施設の維持補修費や事務費となっております。

次に、その下、(款)の科目になりますが、公債費4,619万8,000円であります。これは、国民宿舎高千穂荘の建設起債に係る償還金でありま

すが、内訳としまして(事項)国民宿舎元金4,551万4,000円及び次ページの(事項)国民宿舎利子68万4,000円となっております。

続きまして、主な新規・重点事業について説明いたします。

お手元の常任委員会資料の21ページをお願いいたします。

まず、新規事業でございます。稼ぐ観光地域づくり推進事業であります。

1の事業の目的・背景ですが、この事業は、「稼ぐ観光」の実現に取り組む市町村等の地域の特徴を生かした意欲的な取り組みを支援するものであります。

2の事業の概要であります。予算額は629万8,000円で、事業期間は平成31年度から33年度の3年間となっております。

(5)の事業内容ですが、①の稼ぐ観光地域づくりアドバイザー事業は、市町村等に対してアドバイザーの派遣を行うものです。

また、②の稼ぐ観光地域づくり支援事業は、専門人材を活用し、マーケティングに基づいたプラン策定から具体的な取り組みまでを支援するスタートアップ支援と、新たなメニュー開発などさらなる磨き上げにつながる取り組みを支援するステップアップ支援の2つの支援事業を行ってまいります。

3の事業効果としましては、専門人材の支援等を生かしながら、市町村と連携して事業に取り組むことで、魅力ある持続可能な観光地域づくりにつなげることができると考えております。

次に、資料の26ページをお願いいたします。

新規事業、ゴールデン・スポーツイヤーズ誘客強化事業であります。

1の事業の目的・背景ですが、2019年のワールドサーフィンゲームスやラグビーワールド

カップ、2020年の東京オリ・パラなど、ゴールデンスポーツイヤーズに向けて欧米豪を初め、訪日外国人の増加が見込まれることから、この絶好の機会を逃さぬよう、メディアや民間企業等とも連携しながら、本県の観光地や食などの魅力を訪日外国人等に集中的にアピールし、認知度の向上と誘客につなげるものであります。

2の事業概要ですが、予算額は4,653万4,000円で、財源は、観光みやざき未来創造基金と社会資本整備総合交付金を活用いたします。

事業期間は、平成31年度から32年度の2年間となっております。

(5)の事業内容であります。①のワールドサーフィンゲームスやラグビーワールドカップの公認キャンプ等を生かしたメディアプロモーション事業では、首都圏在住の外国人メディアの記者を対象に、プレストアールを実施いたします。

また、本県で公認キャンプを実施するイングランド代表を取材する現地メディア等を対象に、歓迎レセプションを実施して、宮崎の観光や食等のアピールを行います。

②の東京オリ・パラカウントダウン事業では、東京オリ・パラの150日前イベントとして、来年の2月から3月にかけて、新宿みやざき館KONNEやその周辺のホテル、飲食店等とタイアップし、宮崎の観光や食などの集中プロモーションを実施する予定です。

3の事業効果としまして、ゴールデンスポーツイヤーズに向け、宮崎の食や観光、スポーツランドみやざきのPRを集中的に行うことで、宮崎の認知度向上につながるだけでなく、事業終了後におきましても、新宿みやざき館KONNEを核としたPRや、海外メディア等とのつながりを生かした訪日外国人の誘客につなげる

ことができると考えております。

次に、28ページをお願いいたします。

新規事業、「Welcome to みやざき」海外プロモーション事業であります。

1の事業の目的・背景ですが、ゴールドenspーツイヤーズを機に訪日が見込まれる外国人観光客に対し、WEBを活用して本県の認知度を向上させるとともに、近年、増加傾向にある個人旅行者(FIT)に対するプロモーションを重点的に実施するものであります。

2の事業の概要ですが、予算額は4,722万7,000円で、財源は観光みやざき未来創造基金を活用いたします。

事業期間は、平成31年度から32年度までの2年間としております。

(5)の事業内容ですが、まず、欧米豪市場の誘客対策としまして、旅前の情報源であるホームページやロコサイト等のWEBを活用した情報発信を行います。

また、FITの誘客強化対策としましては、定期航空路線が運休している香港を初め、海外事務所の現地スタッフなどを「MIYAZAKI観光コンシェルジュ」と位置づけまして、直接現地での情報発信やPRイベント等を実施いたします。

さらに、韓国、台湾、香港などで増加しておりますFITをターゲットとして、メディアやSNSを活用した情報発信を行ってまいります。

3の事業効果ですが、海外からの誘客をこれまで以上に促進することにより、外国人観光客の増加が図られ、県内経済の活性化につながるものと考えております。

次に、30ページをお願いいたします。

新規事業、訪日外国人等おもてなし環境緊急整備事業であります。

1の事業の目的・背景ですが、ゴールドenspーツイヤーズを機に増加が見込まれる外国人観光客や、国文祭・芸文祭を機に来県する障がいのある方など、誰もがストレスなく移動や滞在ができるよう、案内標識等の多言語化と公衆トイレのユニバーサルデザイン化の整備に対して市町村等に支援を行うものでございます。

2の事業の概要ですが、予算額は1,000万円で、財源は観光みやざき未来創造基金を活用します。

事業期間は、平成31年度から32年度の2年間としております。

(5)の事業内容ですが、補助対象者は市町村で、民間施設には市町村を通じて補助をいたします。

補助対象施設は、県内観光地に設置された多言語表記の改善が必要な案内標識等やユニバーサルデザイン化が必要な公衆トイレになります。

補助率は3分の1以内で、1施設の上限は50万円ですけれども、公衆トイレにつきましては、内容に応じて上限を100万円としております。

3の事業効果としまして、訪日外国人等の受け入れ体制の整備により、観光地の魅力が向上し、リピーターの確保につながるものと考えております。

次の、31ページをお願いいたします。

改善事業、東京オリパラ等合宿誘致・受入推進事業であります。

1の事業の目的・背景ですが、ラグビーワールドカップや東京オリ・パラ等へ向けた事前合宿などの実現により、選手やスタッフ、多くの観光客やマスコミを呼び込むことで、本県経済の活性化を図るとともに、「スポーツランドみやざき」のさらなるブランド力向上へつなげることを目的とします。

2の事業の概要ですが、予算額は8,950万円、

財源は、観光みやぎき未来創造基金を活用いたします。

事業期間は、平成31年度から32年度の2年間としております。

(5)の事業内容ですが、まず、①から④までは従来から取り組んできた事業で、東京オリパラ等の事前合宿の誘致活動や代表チーム等の受け入れ対応、大規模なスポーツ大会等の開催支援のほか、県総合運動公園のクロスカンントリーコースの路面整地など、受け入れ施設のグレードアップ等に取り組み、いよいよ本番を迎えますラグビーワールドカップ、また、東京オリパラに向けて積極的に対応してまいりたいと考えております。

そして、最後の⑤がことし9月に本県で開催することとなった「2019 I S Aワールドサーフィングゲームス」に係る事業でございます。

大会成功に向けた開催経費の一部補助や情報発信、また、木崎浜の整備などに新たに取り組んでまいりたいと考えております。

本大会は、サーフィンの東京オリンピック出場選手選考大会の一つに位置づけられておりまして、サーフィン競技のオリンピックが誕生する歴史的な大会と言われております。日本ではなかなか見ることのできない世界のトッププロを初め、約50の国、地域から約300名の選手が参加される予定でありまして、官民一体となって盛り上げてまいりたいと考えております。

最後に、3の事業効果ですが、東京オリパラ等に係る合宿受け入れや国際大会の開催など、スポーツランドみやぎきのブランド力の向上等に積極的に取り組むことにより、観光誘客や本県の情報発信等が図れるものと期待しております。

続きまして、議案第21号「使用料及び手数料

徴収条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

議案書では61ページ以降、当課関係分は85ページ以降になりますが、概要につきましては、常任委員会資料で説明させていただきます。

それでは、常任委員会資料の42ページをごらんください。

まず、1の使用料の名称であります。県営国民宿舎使用料並びにえびの高原スポーツレクリエーション施設使用料であります。

次に、2の改正の理由ですが、平成31年10月1日からの消費税率引き上げに伴い、両施設の使用料を改定するものであります。

3の改正の内容であります。施設の利用区分ごとに定めている使用料、合わせて61件の改定となっております。

施行期日は、平成31年10月1日としております。

次に、議案第31号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

こちらの議案書では245ページ以降、当課関係分は254ページ以降になりますが、これにつきましても概要について、常任委員会資料で説明させていただきます。

委員会資料の43ページをごらんください。

まず、1の公の施設の名称は、県営国民宿舎えびの高原荘及び高千穂荘、えびの高原スポーツレクリエーション施設であります。

次に、2の改正の理由であります。こちらも平成31年10月1日からの消費税率引き上げに伴い、3施設の利用料金の基準額を改定する必要が生じたため、所要の改正を行うものであります。

3の改正の内容ですが、施設の利用区分ごと



に定めております利用料金基準額43件の改定となっております。

施行期日は、平成31年10月1日となっております。

続きまして、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況について、御説明いたします。

資料が変わりますが、お手元の決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況の9ページをお開きください。

(3) 商工建設分科会の⑨魅力ある観光地づくり推進支援事業についてでございます。「事業成果を検証し、次年度の事業や新たな取り組みに活かしながら施策を推進し、宮崎の魅力ある観光地づくりにつながるよう取り組むこと」との指摘がございました。

各市町村や観光協会等の地域が主体的に行う観光地づくりに対しましては、これまでも魅力ある観光地づくり推進事業によって、観光資源の掘り起こしや磨き上げ、情報発信などの取り組みに対して支援を行い、誘客の拡大を図ってきたところであります。

今回、指摘要望を受けまして、平成31年度当初予算案におきましては、これまでの市町村等が主体的に行う観光分野への取り組み支援に加えまして、事業効果を一層高めていくため、先ほど御説明しましたけれども、稼ぐ観光地域づくり推進事業の予算を新たに計上させていただいております。

実施主体となります市町村等に対する専門人材の派遣を初め、アクションプランづくりやプランに沿った具体的な取り組みへの支援などに、県も積極的にかかわりながら、観光振興の最重要課題であります「稼ぐ観光」の実現に向けて集中的に取り組むこととしたところであります。

観光推進課からの説明は以上でございます。

○高山オールみやざき営業課長 それでは、オールみやざき営業課の当初予算について御説明いたします。

お手元の平成31年度歳出予算説明資料、オールみやざき営業課のインデックスのところ、287ページをお開きください。

オールみやざき営業課の平成31年度当初予算額は6億7,701万8,000円をお願いしております。

それでは、主な事業について御説明いたします。

289ページをお開きください。

まず、上から5行目の(事項)海外渡航事務費3,811万3,000円であります。

これは、パスポートの発給などを行う業務を、宮崎パスポートセンターのほか県内6カ所の県税・総務事務所に窓口を設置して行っておりますが、その運営に要する経費でございます。

次の、(事項)国際交流推進事業費9,241万1,000円であります。

まず、説明欄2の外国青年招致事業1,595万8,000円は、国が行う通称JETプログラムを活用いたしまして、当課に国際交流員を3名配置し、通訳・翻訳業務や、学校等での各種の国際交流事業を行うことにより、本県の国際化を図るものであります。

次に、6の多文化共生地域づくり推進事業2,920万3,000円は、県民と外国人住民が、言語、文化等の違いを認めながら、ともに地域の一員として協力し合う多文化共生の地域づくりを推進するため、さまざまな普及・啓発事業や、外国人住民支援に取り組むものであります。

5の改善事業「外国人留学生等就職促進事業」、11の新規事業「協定締結都市等との交流促進事業」、12の新規事業「ブラジル宮崎県人会創立70周年記念事業」及び13の新規事業「JET

地域国際化塾事業」につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

次の、(事項) 海外技術協力費599万円であり  
ます。

これは、海外技術研修員や留学生を本県で受け入れ、研修機会や修学の機会を提供することにより、本県とアジア地域やブラジルとの良好な国際関係を構築するものであります。

続きまして、290ページをお開きください。

ページ中ほどの(事項) 貿易促進費9,631万円  
であります。

まず、2のグローバルネットワーク拡充事業3,253万1,000円は、上海、香港に県事務所を設置し、現地での情報収集や現地企業へのセールス、県内企業の海外展開サポートなどを行い、県産品の販路拡大や観光誘客につなげていくものであります。

4の新規事業「世界市場を目指す！みやざきSHOCHUブランド構築事業」及び5の改善事業「拓け！海外市場ビジネスチャンス創出事業」につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

次の、(事項) 県産品販路拡大推進事業費1億8,614万9,000円であり  
ます。

291ページをごらんください。

まず、説明欄1の県産品振興事業1億2,897万9,000円は、新宿みやざき館KONNEに係る維持管理費等であり  
ます。

4の改善事業「県産品販路開拓コーディネーター等配置事業」につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

次に、下から2行目の(事項) 県外広報対策費3,431万円ありますが、説明欄1の改善事業「ひなた宮崎情報発信強化事業」につきましては、常任委員会資料で御説明いたします。

それでは、資料をかえていただきまして、常任委員会資料の33ページをお開きください。

まず、改善事業、外国人留学生等就職促進事業であります。

この事業は、外国人留学生等の高度な知識や専門性を有する人材を活用し、本県産業のグローバル化を促進するものであります。

予算額は202万8,000円で、事業内容につきましては、2の(5)にありますとおり、外国人留学生等の就職活動や県内企業の採用活動を支援するためのセミナー等の開催や、企業訪問バスツアー、インターンシップ実施、九州各県共同でのマッチングサイトの運営を行うこととして  
おります。

次に、34ページをごらんください。

新規事業、協定締結都市等との交流促進事業  
であります。

この事業は、協定を締結しております台湾新竹県等との交流を深化させ、オリパラ後を見据えた将来の観光誘客の礎づくりを行うもので  
あります。

予算額は240万円で、2の(5)にありますとおり、本県の高校生と台湾の高校生との相互交流や、台湾の文化・スポーツ団体等との交流を支援することにより、本県の魅力の効果的な発信と、交流を通じた人の往来の増加につなげて  
いきたいと考えております。

次に、35ページをお開きください。

新規事業、ブラジル宮崎県人会創立70周年記念事業  
であります。

この事業は、ブラジル宮崎県人会が主催する県人会創立70周年記念式典に、知事が団長となつて参加するとともに、式典の開催を支援するもので  
あります。

予算額は1,373万1,000円で、事業内容は、2

の(5)にありますとおり、訪問団派遣、在伯功労者表彰、記念式典開催費補助となっております。

これにより、ブラジル在住宮崎県関係者との絆をより強固なものにするとともに、新たな交流の機運を醸成することができるものと考えております。

次に、36ページをごらんください。

新規事業、J E T地域国際化塾事業であります。

この事業は、国際交流員や外国語指導助手であるJ E Tプログラム参加者の地域への愛着心を高めるとともに、外国人の視点を地域の課題解決に取り入れ、本県の国際化、地域活性化を図るものであります。

予算額は300万円で、2の(5)の事業内容にありますとおり、本県の観光振興、地域おこしをテーマとした基調講演の開催や観光地などの現地視察等を行うこととしております。

次に、37ページをお開きください。

新規事業、世界市場を目指す！みやざきS H O C H Uブランド構築事業であります。

この事業は、本県の焼酎は出荷量で4年連続日本一、出荷額は1,000億円を超える重要な産業であります。全国的焼酎出荷量は減少傾向にあり、海外市場においても輸出が伸び悩んでいることから、長期熟成や樽貯蔵など特徴があり、牽引力のある高級な焼酎をプレミアムカテゴリーとして位置づけるなど、ブランディングの取り組みを通じて焼酎全体の高付加価値化を実現し、焼酎の普及拡大や海外市場の販路拡大を図りますとともに、関連産業の振興や産業人材の育成も含め、地域経済全体の活性化を図るものであります。

予算額は、2,595万7,000円で、2の(5)に

ありますとおり、海外現地でのレクチャー試飲会の開催等による焼酎のブランディング、焼酎の魅力を発信する多言語コンテンツの作成やプロモーションの実施等によるプレミアムカテゴリーの普及拡大、そして、焼酎原料用のカンショの生産体制の強化を初めとした焼酎を支える産業クラスターの形成を図ってまいりたいと考えております。

次に、38ページをごらんください。

改善事業、拓け！海外市場ビジネスチャンス創出事業であります。

この事業は、アジアにおける県産品の販路拡大を推進するため、中国本土、香港及びA S E A Nの各地域に現地在住の輸出専門家を配置し、輸出実務のO J Tを通じた人材育成を行うことにより、県内企業の海外展開に向けた体制強化を支援しますとともに、海外食品見本市出展等を通じて県産品の海外販路拡大を図るものであります。

予算額は1,064万9,000円で、事業内容につきましては、2の(5)にありますとおり、海外事業を牽引する人材の育成のため、現地商談への同行など輸出実務を通じた商品づくりや輸出ノウハウ、人脈等の指南、継承を行うほか、海外食品見本市への出展や海外食品バイヤー招聘により県産品の海外販路拡大に取り組んでまいります。

次に、39ページをお開きください。

改善事業、県産品販路開拓コーディネーター等配置事業であります。

この事業は、新宿みやざき館K O N N Eに、県産品販路開拓コーディネーター及び県産品販路開拓・販売コンシェルジュを配置し、県産品、県産酒の売り込みやP R、首都圏の小売店等とのマッチング等を行い、県産品等の需要拡大や

販路開拓・販売促進を図るものであります。

予算額は639万9,000円で、2の(5)にありますとおり、県産品販路開拓コーディネーターによる首都圏の企業等への県産品や県産酒の売り込み、県内事業者とのマッチング等を実施するほか、県産品販路開拓・販売コンシェルジュによる新宿みやざき館KONNE店舗内や首都圏で開催する物産展、イベント等における県産品等や県内事業者の紹介、PR等に取り組んでまいります。

最後に40ページをごらんください。

改善事業、ひなた宮崎情報発信強化事業であります。

この事業は、観光や食、スポーツなど、本県のさまざまな魅力を総合的に発信するため、「日本のひなた宮崎県」のプロモーションを実施するとともに、シンボルキャラクターであるみやざき犬やみやざき応援団を活用したPR等を行うことにより、本県の知名度、好感度の向上を図るものであります。

予算額は3,369万1,000円で、2の(5)にありますとおり、農産品などの各種PRイベントを一定期間内に集約して実施し、本県の魅力を集中的に発信したり、みやざき犬によるPR、大手企業等の持つ全国的なネットワークや情報発信力を活用したコラボレーションによる本県PR、みやざき応援団の活用に取り組むことにより、本県の知名度、好感度の向上及び宮崎ファンの囲い込みにつなげたいと考えております。

オールみやざき営業課の説明は以上でございます。

**○後藤委員長** 3課の説明が終了いたしました。質疑はありませんか。

**○黒木委員** 委員会資料34ページの協定締結都市等との交流促進事業ですけれども、これは本

県の高校生は何人ぐらいを募集、派遣する予定でしょうか。

**○高山オールみやざき営業課長** 協定締結都市等との交流促進事業は、2つありまして、1つは高校生の相互交流促進事業であります。

これは、本県の高校につきまして3校、それから台湾の高校につきましても3校、それぞれ募集いたしまして、交流の促進を行いたいと考えておりまして、募集に当たりましては、1校当たり最低10人以上という要件を付して募集を行いたいと考えております。

**○黒木委員** これは個人の負担はどれぐらいになるのでしょうか。

**○高山オールみやざき営業課長** 参加される高校生から負担金を取ることは考えていませんが、それぞれ実施計画を出していただきまして、1校当たり10人以上の参加ということでございまして、30万円を上限に考えておりますので、仮に10人であれば、一人当たり3万円の支援になります。

**○黒木委員** やっぱり将来の人材育成につなげてほしいなと思いますので、できればこういう事業に積極的に取り組んでいただきたいと思えます。

**○星原委員** 今の件の関連ですけれど、予算も少ないし、やり方もちょっと大したことないなと思うんですが、成果がそれで上がりますか。

**○高山オールみやざき営業課長** 高校生を海外へ送り出すことにつきましては、将来的な人材づくりという点で、非常に大切なことだと考えております。

私も昨年まで海外に赴任しておりましたので、海外を経験するのは非常に大切なことだと思いますし、それが本県の産業の活性化にもつながっていくと考えております。気持ちとしては一生

懸命取り組みたいと思っておりますが、今回はとりあえず、それぞれ3校ということで進めていきたいと考えております。

一方で、教育委員会のほうも高校生の短期海外派遣プログラムに取り組んでおりますし、また高校生の修学旅行も毎年、県内で10校以上海外へ行っておられるとも聞いておりますので、教育委員会等とも連携しながら、できるだけ多くの機会を高校生の方々につくっていきたくと考えております。

**○星原委員** 目的とかはこのとおりでいいと思うんですが、結局、何年生にするかなんですけど、高校生の今の生徒の数からいったらほんのわずかなんですよね。パーセントで行けば。やはりいろんな立場で将来地元で働くとか、そういう人材育成の分野から行けば——今グローバル社会で、どの都道府県においても、そういう面での若い人たちの育成というか、これからの10年間で世界に目を向けた形でということであれば、いろんな取り組みをしているところはいっぱいあると思うんですよ。

今の3校程度の限られた人数で、本当に効果が出るのかなと。宮崎全体で、全校で取り組んでいくとか、3年に1回ぐらいは回ってくるとか、せっかくこういう形で若い人たちに海外に少しでも触れてもらうということであれば、何かもう少し。それに触れた生徒たちが学校に帰ってきて、その子たちのいろんな話からほかの生徒たちにも影響が出てくるわけですから、それで効果がどこまで出るのかなと。

私は、こういう事業をやる以上は最終的にはやっぱり費用対効果が出るような形のものでないと、ただこういう事業をやりましたと並べるだけではなくて、やはりある程度は絞ってでも、将来的にこの子たちが10年後にはこうなってい

く、あるいはその先にはこうなっていく、宮崎を支えていくんだとか。そういうものを狙うのであれば、もう少しその辺は教育委員会とも連携をとりながらやっていく形で取り組まないと、そんなに効果があるのかなと思うんですが、どうなんですか。

**○酒匂観光経済交流局長** 委員の御指摘のとおり、金額、規模等が本当に効果があるのか。我々も趣旨としましては、こういった事業を通じまして青少年の国際感覚を磨いたり、宮崎を担う人材育成に取り組もうと思っております。我々といたしましては、なかなか3年間で全校を回すというような規模は難しい中で、モデル的に3校に取り組んでいただくことで、また協定を元にしての交流というベースをつくっております。そういった、安心した環境の中で交流を深めていただきたいという意味で、我々としては呼び水として取り組んでいきたいと思っております。

先ほど課長からありましたように、教育委員会でもそれぞれの高校が個別に交流を始める機会もでき始めております。また、市町村や民間団体等もさまざまな交流活動をされております。我々としては、その呼び水として我々の事業がなっていけばいいかなと思っております。県だけではなくて市町村、民間団体、もちろん県教育委員会とも十分連携をとりながら、県全体として青少年の国際交流に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

**○星原委員** 観光みやざき未来創造基金というものをせっかくつくったんですから、少しはそれに見合ったような形で、そしてこういうことをやることによってアウト・インの関係がより深まっていくと思うんですよ。そこまで考えていただきたいというのが——この基金がなけれ

ばだけれど、この基金をつくったのはそれなりの目的があつてつくったわけですから、やはり若い人たちにそういうチャンスを与えるというものに、もう少し光を当てていいんじゃないかなという気がするんですよ。残念ですね、せっかくの事業が。それぐらいの人数の人が行つたつて、効果がなかなか薄いような気がするんですよ。再検討はできないんですか。

**○酒匂観光経済交流局長** 星原委員の思いにつきましては十分受けとめさせていただきたいと思っておりますけれども、教育というのはどうしても長期間かけて、それぞれの世代の高校生をしっかりと育てていくというところが一方であろうかと思っております。基金については今回、東京オリンピック・パラリンピック等の機会を通じて集中的に投資するというのでやっておりますので、私どもとしましては次にもずっとつながる長い目で取り組めるような事業という形で今回取り組ませていただきました。

繰り返しになりますけれども、これを呼び水として市町村、教育委員会、民間団体等を加えて、青少年の国際感覚の醸成に努めてまいりたいと考えているところでございます。

**○星原委員** 了解しないけれど、いいでしょう。

**○坂口委員** その件で、教育委員会とも連携しながらという説明だったんですけど、教育委員会は進洋丸を持っているんですよ。今は航海実習はホノルルがほとんどですけど、1回はロサンゼルスにも行っているんです。県人会を中心に、市の消防の音楽隊が出て歓迎するぐらい大歓迎されたんですよ。だから、人数の話も出た、それと継続する話も出たけれど。あそこは実習で必ず出ます、そして外国へ1回着けますから、最適な学校で、そうすると、台湾に限らず、いろんなところと連携しながらやって

いくというのが一つ。

今度、限界に来て、新しい進洋丸をそのうちつくらないといけないので、次の計画がそう遠くないと思うんですけど。ロスへ行って、それだけ歓迎されながら、なぜ1回しか行かなかったかということ、やっぱり外国の港というのはすごく環境基準が厳しいですから、今の宮崎の進洋丸では外に出す廃水、エンジンを冷やす冷却水とか生活に使った水、これを一滴も漏らすこともできないとか、そういったものをしっかり設計上に反映した船がつけられていないからということで、入り口でとめられたんですよ。

地元は物すごく待っていたんですよ。そして、我々の誇りだということで、このはるか日本の宮崎、自分らのふるさとかから高校生たちが自分らで船を持ってきたんだということで。だから、そこら辺はまた教育委員会としっかりやりながら。あれは学校が続く限り、航海実習が続く限り続きますよ。そして、どうせ要る経費ですよ。マグロなんていうのはもう民間の商売で、それをやっている漁師だってもうこれ以上とるなど規制をかけるぐらいだから、海洋高校はあくまでもマグロ1匹でも釣ろうという航海実習でなくてもいいわけですよ。だから、今の話を聞いていて、そこは1回相談されたらどうかかと。

そうすると、いろんな国に展開できますよ。前はそれこそシドニーへも行っていたし、ブリスベンへも行っていたし。そこのお金の関係と現地が少ししけの時期があることとか安全確保の関係とかだけれど、それは両方が知恵を出せばかなり解決できるんじゃないかなと思うので、1回これはやられたらいいかもわからないですね。今、連携と言われるんなら相談までは。これは参考までだから、いいですよ。

**○有岡委員** 決算特別委員会の指摘の中の9ペ

ージで、お尋ねします。

企業誘致等の取り組みの中で、例えば今回、大手が昨年の実績として上がってきましたが、その大手あたりの関連する企業なんかも今後必要になってくると思うのですが、要するに県内に今ある企業からこういった関連企業に来ていただきたいとか、現地のフォローアップの中での意見として、そういう要望を聞くような機会はないのかどうか。

現在、関連する企業でこういう企業に来てほしいとか、こういう企業があると仕事の関係として優位に立てるとか、そういう現在いる企業の中からの要望に応じていくというんですか。フォローアップとして4人の専門家を県外から持ってくるのももちろん方法ですけれども、現在いる企業の環境をよくするための声を聞く、そういうことはされなかったのかをお尋ねいたします。

**○温水企業立地課長** 地元企業、県内の企業がフォローアップの際に、どういうことを要望されているのか、例えば、その取引拡大につながるような企業の立地をお願いしたいとか、そういうニュアンスの回答でよろしいでしょうか。(「はい、結構でございます」と呼ぶ者あり)

一つの例で言いますと、やはり日機装さんが立地されたときに航空機関連ということで、カスケードという逆噴射装置の部品の一部をつくっているんですけれども、世界のシェア90%という状況にあります。ただ、この場合は、自社で大体調達できるものですから、それを製造するに当たって取引自体がそんなにないんです。

ただし、新たに産業用の特殊ポンプの製造にもやがて取りかかれます。これについてはいろんな部品を集めて特殊ポンプをつくられます

ので、その部品の一部については地元企業との———一定の技術レベルは求められるかもしれませんが、取引の可能性はあるというふうに認識をいたしております。

そういう形で特に県外の大手の企業などが立地をされますと、やはり地元として、一般論としては取引の拡大を非常に期待されているのはあると認識しております。

**○有岡委員** 恐らく今、大きな課題があるとなれば、物流コストの問題とか、精密機械をどのように輸出していくとか、そういったいろいろな問題が関連して出てくると思うんです。現在の企業の中のフォローアップとして、やはりそういった要望に応じていくことも必要なのかなと感じたものですから、御意見を伺った次第です。

もう1点、関連してよろしいでしょうか。観光の関係で。23ページと24ページに、日本のひなた宮崎県とか、個人旅行ターゲット云々ということでインバウンド的な受け入れをしようという計画をつくっていらっしゃるんですが、これまでの反省の中で、例えば県民の皆さんに県内に宿泊していただくという取り組みを以前したことがあると思うんです。実は私も経験上、家族の中でも椎葉へ行ったことがないとか、県内の中でもまだ知らないところがあるという状況なんです。そういった意味で我々自身、県民自身も県内の魅力をまだ知らないところがたくさんあるということで、よそから来てもらう前に我々自身ももっと県内のことを知らないといけないと。

我々はこういう立場にいるので、あちこち連れていっていただくので経験するんですが、ここにいない一般県民の皆さんは意外と宮崎県内の実情も知らないことが多いのかなと考えて、

以前やっていたらよかった県民の皆さんに県内に泊まっていただくような事業をやられて、そのときの反省があって今回こういう新しい展開に持っていけるといいなと思ったんですが、前回の反省は何かお持ちでしょうか。関連してお尋ねいたします。

**○岩本観光推進課長** 100万泊県民運動といいですか、スローガンを掲げて取り組んでいるところではございますが、これについては今、総合政策部を中心に県民運動として展開をしているところでございますけれども、今回この「日本のひなた宮崎県」国内誘致推進事業というものがございます。これも主に国内の観光客を誘致しようということで取り組んでいる事業でございますけれども、メインはやっぱり県外からお客さんを呼び込もうというのが事業の組み立てとしては中心になっておりまして、従来型の団体旅行を中心に、切り口としましては、今までずっとベーシックな取り組みなんですけれども、団体旅行について推進していこうという取り組みでございます。

**○有岡委員** なぜこういうことを申し上げるかといいますと、インバウンドに努力する、それも大変大事なことです。県民の中にアウトバウンド的なやはり、よそへ行って宮崎を見る、そういうチャンスがかなり少なくなりつつあるのかなと危惧しているものですから——やっぱり受け入れるからには、よそのこともある程度理解する、また県内のこともしっかりと理解する、そういう土台になるような部分をしっかりとやらないと、来てください来てくださいという声かけ、この委員会の場の雰囲気と実際の県民の生活の環境がかなりかけ離れたような議論をしているような気がするものですから。やはり土台になる部分をしっかりと育てないと、将来の

観光宮崎のおもてなしの心とか、そういったものが育ち切らないのではないかと危惧するものですから、こういうお話をさせていただいています。

やはり県民の——先ほどの100万泊県民運動ですが、みんなが受け入れるんだと、おもてなしをするんだという、そういう風土をもう一度思い起こさなければいけないのかなという思いで今回お尋ねいたしました。

**○岩本観光推進課長** 済みません、言葉足らずで申しわけございませんでした。

委員のおっしゃるとおりだと思います。県内の観光消費をどうこうという話ではなくて、委員がおっしゃられましたように、県外から、あるいは海外からお客さんをお迎えしたときに、宮崎ならではのよさは何かといったときに、やはりおもてなしの心というのが——これは民間の調査機関でも、やっぱり宮崎県民はおもてなしの心が非常にあるというようなデータもあるんですけれども、そういったところをやはり売りにしていくのは非常に大事だと思います。

そういったときにやっぱり地元の人みずからが地域のよさを知らないといけないとっておりますので、今、直接私どもの課での具体的な取り組みはございませんけれども、そういった視点は常に持ちながら、観光客の受け入れをやっていく必要があるとっております。

後ほどまた御説明させていただくことになっておりますが、観光振興計画の中でも、そういった視点を取り入れて進めていきたいと考えているところでございます。

**○有岡委員** あと1点お尋ねします。スポーツランド推進室の関係でJリーグキャンプ魅力アップ事業ということで審判の講習とか、そういう人材育成という視点が今回出ているようで



すが、話を聞いてみるとJ 1クラスのチームが沖縄のほうにかなり力を注がれているというような話も聞いていまして。J 2、J 3もですが。

そういう人材をこれから育てていくんですけど、やはり相当こ入れしていかなければ、この魅力アップ事業で努力はしてみても、なかなか厳しくなりつつあるなという危機感を感じているものですから。そういった意味では、審判員の講習をして受け入れる体制をつくっていく、それプラスもう少し何か手を加えなければ厳しくなるのかなと危惧するものですから、そこら辺は次の手を考えていращやるのか。これがまずはスタートですけれども、今後のことをお尋ねいたします。

**○丸山スポーツランド推進室長** 確かにJリーグにつきましては、ことしは\*17チームにキャンプをいただいたわけですが、御指摘いただいたとおり、今、沖縄のほうの数で言えば多くなっている状況もあるなど、私ども受け入れている市町村も含めて危機感を持って今対応を考えなくてはいけないという共通認識であります。

その中で今回、予算を上げさせていただきましたこの事業につきましては、今までコンベンション協会が県の宿泊協会と一緒に審判の手配を中心に御協力している状況だったんですけれども、沖縄県を調査させてもらったときに、沖縄県がなぜ伸びたかという、一番のポイントとなったところがトレーニング、試合のマッチングまでされていて。実際にチームに帯同しているコーチの皆さんたちが汗をかいてコーチングしている、チームのトレーニングマッチをつくっているんですけれども、その部分を相当お手伝いするのが沖縄県の新たな取り組みということで勉強になりまして、これをぜひ宮崎で

もチャレンジできないかということで、この事業を組み立てようとしたところでございます。

有岡委員がおっしゃっているのは、その次ということかと思うんですけども、まずは、県の中で今後取り組みたいのは、ここのトレーニングマッチを含めて受け入れ体制を沖縄に肩を並ばせられるようにチャレンジしてみたいなというところでございます、そこを含めて今後しっかり検討していきたいと思えます。

**○有岡委員** ありがとうございます。

**○黒木委員** 31ページ、東京オリパラ等合宿誘致・受入推進事業ですが、この事業内容の⑤のワールドサーフィンゲームス開催はもうことしの9月ですから残り時間がないんですけれども、県の支援は開催への支援となっていますけれども、支援額はどれほどを予定しているのでしょうか。

**○丸山スポーツランド推進室長** この資料の中の⑤がワールドサーフィンゲームス開催に係る県の予算でございます、⑤の予算といたしましては、3,860万円を予定しております。この中で、宮崎市とかから開催の直接の負担金、それからさまざま協賛金とかで構成するんですけれども、県といたしましてはコンベンション協会から負担していただくんですが、そこに出すことを含めまして3,000万円余を予定しているところでございます。あとは環境整備とかで県はバックアップしていきたいと思っております。

**○黒木委員** もうあと半年ぐらいになりましたけれども、この準備は順調にいつているのか。ちょっといろいろ課題があるという話を聞くものですから。順調にいつていると考えていいのでしょうか。

**○丸山スポーツランド推進室長** 本当にあと6カ月で9月ですので、これから詰めていかなく

※次ページに訂正発言あり

てはいけないのですけれども、1月の終わりに実行委員会を宮崎市ほか関係機関と立ち上げまして、日本サーフィン連盟もここに入って、一緒に全体の事業計画なり、受け入れ体制とかを今詰めているところでございます。

また、主催となるISA、国際サーフィン連盟等も含めて協議を進めているところでございます。あと、県土整備部のほうで海岸線の道路拡幅工事とか、環境整備的なところも含めて今協議をしておりますので、これから準備が軌道に乗ってくるのではないかなと思っているところでございます。

また、先ほどサッカーのJリーグのキャンプ数につきまして、私、Jリーグは17チームと申し上げましたけれども、韓国のチームがございまして、Jリーグと韓国のチームを合わせて17チームということで訂正させていただきます。

**○中野委員** ゴールデン・スポーツイヤーズということで、ことし、来年ですよ。たくさんの選手、いろんな外国人の方が来県すると予想されて、この事業をおこし、予算を組んでいるわけですが、どのくらいの人に来るものですか。何か予測を立てていらっしゃるんですか。30年度は何人というデータがあると思うんですが、それに対して31年度、32年度はどのくらいを予定されているのかお尋ねします。

**○岩本観光推進課長** このゴールデン・スポーツイヤーズ誘客強化事業につきましては、日本に来られた訪日外国人のお客さん、あるいは在京外国人の方々を日本国内に呼び込もうという事業でございます。

これと別に、Welcome to みやぎという、インバウンド事業も今回たくさん基金を使って、いろんな海外からの誘客を図ろうと思っておりますが、29年の海外からの延べ宿

泊者数でございますが、29万7,000人程度でございましたけれども、30年、ことしの一応速報値が出まして32万人程度にふえております。これを今後この基金を使って、2022年までに延べ宿泊者数で57万人までふやしたいと今考えているところでございます。2倍弱でございます。

それとこのゴールデン・スポーツイヤーズの事業の中で、ラグビーワールドカップに向けた誘客ということで考えておりますが、このワールドカップにつきましては、ことしの9月から44日間ということが始まるんですけれども、国内12会場で試合が行われます。このうち九州では3会場で試合が行われるということで、海外から40万人ぐらい観客が来られるということです。

これは予測でございますけれども、そのうち7万人弱、6万6,000人ぐらいが——これは九州観光推進機構の見通しでございますが、九州に来るといって。隣県の大分県、それから熊本県でも試合が開催されますが、非常に試合と試合の間はスパンが長いものですから、そういった方々が試合を観戦する合間の日程で宮崎に注目していただくような取り組みを、しっかりとこの事業を使って取り組んでいきたいと思っております。

**○中野委員** 私、鹿児島県に近いから、鹿児島県のローカルのニュースもよく聞いているんですが、鹿児島県も宮崎県と似たようなことを一生懸命に言っていますよ。それで、さっき聞いたらラグビーも熊本ではするけれども、宮崎県ではしないんですよ。しょうがなかったんでしょうが。

だから、ビッグなスポーツ大会があるから海外からインバウンドということになるんですけれども、それを全国で奪い合っていると思うんですよ。その中で宮崎県に足を運ばせる、そ

してできたら宮崎県で宿泊してもらおうとすれば、これだけでいいのかなという気もするんですよ。どこも似たようなことをしている。57万人は32年度の目標でしょうけれども、何かこれで万全かなという気がしますが、これは他県に負けないような事業策なんですか。

**○岩本観光推進課長** 今回のインバウンド関係の事業ですけれども、このゴールデン・スポーツイヤーズ以外にも事業をたくさん組んでおりまして、当課の予算で行きますと、基金関連の事業としましては6事業を組んでおります。この6事業と、あとそれ以外に既定の事業等もございますけれども、それを合わせて13の事業でインバウンド関連の取り組みを進めていきたいということで、これを全て合わせますと、31年度につきましては1億3,800万円ぐらいの予算をつけて海外からの誘客を集中的に進めていきたいと思っておるところでございます。

**○中野委員** 総合的にいろんな事業を組んでいるから、それで大丈夫かとお聞きしているんですが。海外の空の便ですが、台湾が1便減る、香港はだめになった、そしてまた、陸上の交通もなかなか——陸の孤島とまでは言わなくても、それに近いような状態で、九州、日本全体が競争しているんですから。

それで、日本に来る絶対数は、幾らオリンピックをするからといっても来る手段は決まっているわけですから、よほどのことをしないと皮算用に終わってはいけないと思っているんですよ。できたら予定どおり来てもらって、そして宮崎県にも来てもらって、それが将来の宮崎県にもインバウンドでどんどん来てもらうことにつながらないといけないわけですので。そして、県内の子供たちが海外の人とも触れ合ったりしながら、いずれは我々もアウトバウンドで、ある

いはいろんな学習で海外に目を向けて立派な子供たちを育てないといけないと思うんですよ。だから、事業をたくさん組んでお金もつぎ込むわけだから、その実を上げてもらわないといけないと思うんですよ。

具体的に進める中でこれはずっと取り組んでいただきたいし、その結果が初年度の31年度で出るわけですので、31年度をちゃんとチェックしながら、できたら来年度はまた足りないところを補って、この目標を達成するようにしていただきたいと思っております。要望しておきます。

**○星原委員** 今回それぞれいろんな事業を説明いただいて、予算も組んでいただいて、やることになっていくんですけど、私から見ると毎年いろいろイベント的な感じがあって。事業効果が常にそれぞれの事業に書いてあるんですけど、多分ここに書いてあるように地域活性化につながるとか等はそのとおりだと思うんですよ。

だけど、やはりこの事業費の予算を組むに当たっては、多分いろんな計算をされたと思うんですよ。そうすると、この事業効果の中に3年間のものだったら1年目はこれぐらいの数字というのをやっぱり掲げて、それをクリアできるのか、できないのかを毎年やっていくことできないと、何となく事業をやって終わっている形になっているのかなと。

そして、その数字をクリアできなければ、なぜクリアできなかったのか、じゃあ次年度にクリアするためにはどうしていくのかとか、そういうものをやっぱり設けてやっていかないと、何となくただ事業が進んだというだけの話で本当にその事業が生きた事業になったのか、何か課題があったのか。次につなげていく成果に持つ

ていくために、やはりそういう目標値を、この事業効果の下に数字で捉えられるものはなるべく数字を掲げて、予算の使い道あるいは効果が上がった、こういう形にしていくというパーセントでも人数でも金額的なものでも、何でもいいんですけれど。

この事業をやったおかげでこうだったとか、やっぱりそこまで追いかけていくぐらいの形にならないと、私は責任を——事業を推進した皆さんが、事業を始めるときに、目的とか背景とかをうたいながら、その中で多分計算しているはずですから、それに向けて数字を出せるものは数字を出して、ここにこの数字を持っていくんだとか、そういったところまでやっていかないと、なかなかかなと思うんですよ。

海外からのインバウンドでも九州内で最下位ですし、じゃあ何が足りない、どういうふうに今度お金を使って、どういうふうにすれば、これぐらいはふやせるだろうと。あるいは、ほかの県のやり方がどういうふうにやっていて、自分たちの県はどういうところが足りないのかとか、そういうものまで見ながら、じゃあ宮崎の売りになるもの、宝になるものは何なのかとか。そういうふうにしなごら、係る経費と実際に成果の数字とがどうなっていくかぐらいは、やっぱりもうそろそろ、そういうことまでやって——この事業効果の中に、そういうものを出していくぐらいのことをやっていかないといけないんじゃないかなという気がするんですが、部長、どうですか。

**○井手商工観光労働部長** 事業ごとの成果指標のことだろうと思います。全庁的に言えば、総合計画の中のアクションプランで毎年、施策、そしてその下の事業ごとの目安値を決めておまして、その目安値に行ったか行かないかでA

・B・C・Dと評価をいただいています。正直申し上げまして、観光施策は最近、評価が高くない状況でございます。

そこから先でございますけれど、星原委員がおっしゃるとおり、ではなぜそこに達せなかったのかという分析が、他県と比べて何が本県は足りていないのか、他県がどういうことをやって伸ばしているのかというところの研究が少し足りていないのかなということで、部長としても反省しているところであります。

今般、この基金を活用した事業を構築させていただきましたけれども、今回の事業構築に当たりましては、まずは認知度を上げていこうということでプロモーション経費を多目に組んでいます。これはやはり全国で見てもそうですし、ましてや海外で見たところの宮崎の認知度、知名度が低いというところに反省点を置いてからの事業構築であります。

ただ、それぞれの事業につきまして、一つ一つの成果指標を上げてどう対応していくかということについては今後、少し詰めてまいりたいと思います。事業執行の段階においてきちんと指標、目安値を立てて、そこに対してどうやっていくのか、その目安値においても現時点ではアウトカム指標、要するに最終的に言えば、観光入り込み客数でありましたり、インバウンドの数でありましたり、観光消費額を使っておりますけれども、一つ一つの事業が一体何を目指してどうやっていくのか、ある意味アウトプットという言い方をしますけれども、事業が本当に何をするためにやっている事業かということも含めながら考えてみたいと思っております。課題はたくさんあると認識しておりますので、引き続き努力をしてまいりたいと思います。

**○星原委員** 今、部長がそう言ってくれたので

あれなんです、できればその事業が始まる時に説明していく、じゃあ3年たって終わったときにその事業の効果はこうだと。今度は年度の終わりのときにやはり何らかのそういう報告をしてもらう。あるいはそういうことぐらいはやっていって、次に向けてまた同じようなのが回転するためには今度はと、そういうものが見えてくると思うんですよ。

皆さん方だけが知っているのかもしれないけれど、我々はこうやって説明は受けるけれども、さあ、終わったときにあの事業の成果がどうだったのか、効果はどうだったのか、県民にとってどういうプラスがあったとか、こういう地域が活性化されたとか、やっぱり具体的にもう少しその辺のところを追っかけていきたいなと思いますので、ぜひそういうところも検討していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○後藤委員長 ほか、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○岩本観光推進課長 それでは、宮崎県観光振興計画の素案について御説明を申し上げます。

常任委員会資料で説明させていただきます。

委員会資料の48ページをお願いいたします。

まず、1の改定の理由についてでございます。

本計画は、県総合計画を具現化するための観光に関する分野別計画として位置づけられるものでございまして、今年度、計画期間が終了しますことから、社会情勢等の変化を踏まえた所見の見直しを行うものであります。

次に、2の計画素案の概要につきましては次のページをごらんください。

まず、計画策定に当たりましては、本県観光

の現状と課題の分析を行ったところでございます。

まず、上のほうの観光を取り巻く環境の変化のところでございますが、本格的な少子高齢化と人口減少時代が到来する一方で、外国人観光客が急増しているほか、観光ニーズや旅行形態の変化、情報流通ルートの多様化、LCCの就航拡大を初めとします交通環境の変化といったことが挙げられるかと思えます。

そして、本県観光の現状でございますが、観光入り込み客数が九州で一番少ない、宿泊客の割合が2割程度であることや、閑散期の客室稼働率が低水準で、特に繁忙期との差が大きいこと、それから訪日外国人の延べ宿泊者数が九州で最も少ないというようなこと、そして一方で、スポーツキャンプ・合宿の受け入れ実績は、おおむね増加傾向にあるといったことなどが挙げられるかと思えます。

これらの状況を踏まえた本県観光の課題でございますが、書いてございますように、宿泊に結びつくような魅力ある観光メニューづくりや、国内外への効果的な情報発信、多様化するニーズに対応した人材の育成や外国人観光客の受け入れ環境の整備など、こういった取り組みが必要であると考えております。

その下ですけれども、本県観光の目指す姿と数値目標を掲げております。

まず、本県観光の目指す姿でございますけれども、今回は視点として新たに、下の図にございますけれども、マーケティングに基づく観光地経営の視点を明記したところでございます。

今後はこういった視点を関係者で共有しながら、1人当たりの観光消費額、観光客数、訪問回数をそれぞれ増加させることによりまして、観光消費額の増につなげることを最終目標に各

種施策に取り組んでまいりたいと考えております。

こうした視点のもと、上のほうに記載しておりますけれども、①の地域が潤う観光みやぎ、②としまして、多くの観光客で賑わう観光みやぎ、③としまして、また来たくなる観光みやぎ、この3つの取り組みを進めまして、最終の目指す姿として、世界から選ばれる観光みやぎを掲げているところでございます。

次のページでございますが、主な数値目標としまして、ここでは大きく3つ掲げております。4年後の数値目標値が右側に書いてございます。

最終の目標でございます、一番上の観光消費額につきましては、1,660億円に増加させたいと考えておまして、この目標を達成するためにはやはり消費単価の高い宿泊客をふやすことが重要となりますため、その下にあります延べ宿泊者数の増加を第二の目標と掲げているところでございます。

日本人と外国人を合わせて455万人という目標、うち現在、九州で最下位の訪日外国人延べ宿泊者数につきましては、先ほども御説明申し上げましたけれども、平成34年度に57万人に増加させたいと考えております。

なお、別途配付の素案に記載しておりますが、このほかにスポーツキャンプ、それとMICEにつきましても個別の指標と数値目標を掲げておりますので、後ほどごらんください。

次に、これらの目指す姿、それから数値目標を実現するための具体的な施策の展開についてでございます。図の下でございます。

本県観光の振興に向けて普遍的に取り組まます基本施策と、下のほうは、今後4年間で特に力を入れる3つのプロジェクトに分けて整理をしたところでございます。

上のほうの基本施策では、マーケティングに基づく持続可能な観光地域づくりを掲げまして、本県観光が抱える課題を踏まえながら宮崎版DMOの確立、推進など、基本となる7つの施策を推進いたします。

その下のプロジェクトにつきましては、まず1番目にはみやぎの強みを生かすという基本的な視点からプロジェクトを掲げておまして、宮崎の強みを生かした誘客の推進を図ってまいりたいと考えています。

続きまして、その下、2、3でございますが、ゴールデン・スポーツイヤーズ等の観光需要拡大の好機を生かして集中的に取り組むということで、外国人観光客の誘致の強化、推進とスポーツランドみやぎの進化を掲げたところでございます。

48ページにお戻りをいただきまして、一番下の3、改定経緯及び今後の予定でございます。今後、計画策定に当たりましてパブリックコメント等を実施し、観光審議会での審議を経た上で6月議会に議案として提出させていただきたいと考えております。

観光推進課からの説明は以上でございます。

**○高山オールみやぎ営業課長** オールみやぎ営業課からは、みやぎグローバルプランの素案について御報告いたします。

同じく、常任委員会資料の52ページをお開きください。

この計画につきましては、昨年11月当委員会に骨子案を御報告させていただいておりますが、このたび別冊のとおり素案がまとまりましたので御報告いたします。

まず、常任委員会資料の1の策定の趣旨と2の概要につきましては、次のページの概要版で御説明いたします。ページを1枚おめくりいた

だきまして53ページでございます。

概要版左側の上段、計画概要をごらんください。まず策定趣旨等についてでございます。

県としましては、本県が将来にわたって持続的に発展していくためには、世界の活力を取り込むことによって本県の社会・経済・産業の活性化を図ることが重要であると考えております。また、グローバル化が進展する中、国境を越え本県に直接影響を及ぼす世界の潮流や動きにも迅速かつ的確に対処していくことも必要と認識しております。

このため、アジアを初めとしますが、県内企業の動きや経済連携協定の進展等を踏まえまして、北米やEUなどの有望市場もターゲットとした県産品の販路開拓や観光誘客のほか、グローバル人材の育成確保、多文化共生社会づくりの推進、国際交流・国際協力の促進などの施策を総合的かつ計画的に推進するため、「みやざきグローバルプラン」を策定するものであります。

プランの位置づけとしましては、県総合計画のグローバル関連施策の実行計画であり、かつ県民の共有の指針となるとともに、多文化共生社会を推進するための計画としております。

推進体制につきましては、本県の海外事務所や海外専門家など、海外拠点機能を活用するとともに、市町村やJETRO等との関係機関・団体との連携・協働によりまして施策を推進し、その進捗については庁内に設置する推進本部のもとで行っていくこととしております。

推進期間につきましては、上位計画でありますアクションプランに合わせ2019年度から2022年度までの4年間としております。

続きまして、本県の現状と課題でございますが、国内市場の縮小などといった課題があるとの認識のもとに、その下の施策の方向性と施策

体系を整理しているところでございます。

まず、目指す姿としましては、現在の2つの戦略プランに基づくこれまでの取り組みや外国人材の受け入れ拡大に向けた動き等を踏まえ、挑戦から成果へ、共存から共生へという視点に立って、「世界に開かれ、世界を舞台に躍動するみやざき」とし、世界の活力を取り込む、世界とつながる、世界とともに歩むという3つの理念のもと、施策の展開を図ることとしております。

具体的な施策の展開につきましては、次の54ページの上段をごらんください。

前回の骨子案から大きな変更はございませんが、まず施策1、グローバル経済交流の強化におきまして、県内生産品の輸出の促進や外国人観光客誘致の推進、航空・海上等のネットワークの維持・充実など、経済交流にかかる取り組みをさらに推進してまいります。

その下、左側の施策2、グローバル人材の育成・確保につきましては、グローバル社会に対応できる幅広い人材の育成と、産業分野における人材の育成・確保に努めます。

またその右、施策3、多文化共生社会づくりの推進につきましては、外国人住民に対する日本語学習等の支援や外国人と共生する地域社会づくりに取り組みます。

そして、一番右の施策4、国際交流・国際協力の促進では、国際交流・国際協力に関する取り組みを行い、海外とのネットワーク拡大も図ります。

これらの4つの施策を推進することによりまして、下段の概念図にありますように本県の強みであるグローバル資源を活用しつつ、豊かな土壌を育み、海外との交流拡大を図りながら力強い宮崎県という木を大きく育て、外貨の獲得

やビジネスチャンスの創出という果実を実らせていくというイメージで施策を推進していきたいと考えております。

また、一番下の右側にありますとおり、プランの推進に当たりましては、経済交流に係る施策1につきましては、輸出額や訪日外国人延べ宿泊者数、施策2から4につきましては、外国人住民が暮らしやすいと感じる割合や県民のパスポート所有率等の成果指標を定めまして、毎年しっかりと進捗管理を行いながらプランを推進していくこととしております。

52ページにお戻りいただきまして、3の策定経緯及び今後の予定についてでございます。

今後パブリックコメントを実施した上で、6月議会において議案として提出させていただきたいと考えております。

続きまして、みやざきグローバルプランの策定に伴う海外における経済活動等の推進体制について御説明いたします。

常任委員会資料の55ページをお開きください。

1、基本方針につきましては、本県の経済交流に係る取り組みにつきましては、これまで以上に成果が求められるステージに移行しつつあることから、海外事務所等の体制を見直し、推進体制の充実を図ることとしております。

2の推進体制の変更でございますが、まず(1)の上海事務所につきましては、現地に幅広いネットワークを持つ日中経済協会上海事務所内に移転し、宮崎県経済交流室とするとともに、常駐代表には現地職員を配置いたします。

また、中国本土市場における県産品の販路開拓を推進するため、民間の貿易専門家を配置し、上海はこの体制で貿易・観光の両面から取り組みます。

続きまして、(2)香港事務所につきましては、

中国本土・華南地域を新たに所管させるとともに、利便性を高めるため、事務所を郊外の物流地区から中心地区に移転することといたします。

最後に、(3)その他でございますが、香港、台湾、シンガポールを含めたASEAN、北米及びEUに貿易専門家を配置するとともに、東アジア地域からの観光誘客を推進するため、上海、香港、台湾の海外駐在員を新たに「MIYAZAKI観光コンシェルジュ」に位置づけることといたします。

オールみやざき営業課からの説明は以上でございます。

○後藤委員長 執行部からの説明が終了いたしました。質疑はありますか。

○中野委員 さっきインバウンドということで外国人の来県者数を聞いて、57万人というのは32年かと思ったら34年のことですね。31年、32年は具体的に何名を目標とされているんですか。

○岩本観光推進課長 57万人は34年の目標でございます。31年が42万人、32年が48万人、33年が52万人、34年が57万人と一応目標を立てているところでございます。

○中野委員 ゴールデン・スポーツイヤーは31、32年ですが、今後はずっと伸びるという計画ですか。

○岩本観光推進課長 計画の最終目標値として57万人を掲げて、計算上は右肩上がりな立て方にはしておりますけれども、実際に31年、32年が一番大きなゴールデン・スポーツイヤーズのメインの年になりますので、そこでいかに海外からインバウンドを取り込むかにかかってこようかなと思っております。

○中野委員 ぜひそうあってほしいと思いますが、1年間で10万人ふやしますからね。ことしは速報が32万人と言われたましたが、10万人プ



ラスしていくわけですから、よっぽどはまらないといけませんよ。

画餅に帰するような目標じゃなくて確実なものをやらないと、さっき言ったように九州ばかりでなくて日本全体での取り合いですからね。4年後の34年の目標57万をきちっとやってほしいと思うんですがね。目標が目標にならないように、きちんと管理されて達成するように、これは要望です。

それと、午前中から産業振興戦略、観光振興計画、グローバルプランということで、この冊子をもってやっているんですが、5月1日から元号が変わることへの配慮だと思うんですが、全部西暦で書いてありますので、できたら5月以降はちゃんと新しい元号がつくわけだから、それを入れてほしいと思うんですよね。ここは日本国ですから、お願いしておきます。

○有岡委員 54ページのみやぎのグローバル資源の話をちょっと一つだけさせていただきますが、新宿KONNEに行って昼食を2階で食べようと思ったら、延岡の魚が人気があるということそのとき教えてもらったのですが、実はきのうニューヨークの知り合いからメールが来まして、ロブスタークラブのシェフが豊洲から入っていたものを直接延岡から仕入れるルートをつくりたいということで宮崎に入ったと聞きまして。やはりいいもの、認めてもらえるものがたくさんあるんだと。

新しいルートができて、宮崎のものが直接海外でも食べられる動きにもなっていますので、ぜひどういものが世界に通用するかをもっともっと探求していただいて、この資源がとれぐらいあるものかを積極的に広げていただくと、宮崎に直接食べに来てもらおう、その方たちがまた宿泊に寄与していただけるんじゃないかなと

思いますので、そういう資源はどれくらいあるのか、もっともっと探求していただけるといいなと感じました。一つの情報です。

○坂口委員 説明資料の49、50ページあたり。一つだけまず確認したいのですが、僕の記憶違いかもわからん。50ページの一番上の表なんですけれど、観光消費額が平成29年は1,544億円だったような気がするけれど違いますかね。こだわる問題じゃないけれど取り方がいろいろあるのかなと思って。

フェニックスリゾートのグランドオープンと比較して、平成6年と平成29年を、この前ちょっと調べたことがあって、もう日にちが過ぎているから記憶違いかもわからんけれど、1,097億円が1,544億円になったというような感じで僕は記憶しているんですよね。

こだわることではないから、これはそうじゃなかったかなということだけ言っておいて本題に入りますけれど、本県観光の現状のところ観光入込客が九州で一番少ないとなっていますよね。九州で一番少ない中で、本県は新幹線での入込客はゼロですよ。今鹿児島あたりがふえたのがその最たるものだけれど、かなり新幹線移動の人は多いですよ。これを持ってくることを本気でやらなくていいのかなと。それが代替新幹線ですね。

全国知事会でまたこれがあったのが、おとといですか。あれを見ると、まだ相も変わらず河野知事は九州新幹線の東九州ルート九州の代表を務めているんですよ。これなんて本当絶望に近いというぐらいかなと思うんですよ。

鹿児島からつなげないと、新幹線は絶対高速道路みたいに途中にぽつんとつくって部分供用はあり得ないわけで、どこかから延長するしかないですよ。大分から宮崎に延ばすルートの

会長なんかやっていて本当いいのかなと。

僕はやっぱり宮崎独自に鹿児島から宮崎市まで。JR九州も国も元を取らないといけないので、そうしたら人の動きが想定できる区間だけで延長できる区間といたら、やっぱり鹿児島からまずは宮崎市、これがかなり採算ベース、投資効果とか考えたら、本県がかるうじて可能性を見出そうとすればそこですよ。入込客がゼロと。よそはこの効果は少なくとも入込客にはかなり貢献している移動手段ですよ。こんなことを知事は本気でやっているのかなという疑問が。ずっとこの考え方を指摘しながらもやらないんですよ。

見通しがあればいいですよ、これは商工観光労働部ではないけれど。僕は宗太郎を超えて、そして人が余り移動しない区間をずっと通過しながら、これを鹿児島までつなぐなんていったら、時代は相当変わっていると思うのですね。

そこはやっぱり、その投資ができるかどうか、せめて見通しぐらいは立てて知事はこの会長をやっつかないと。あれは下手すれば、隔離されているのと一緒ですよ、宮崎はもう新幹線から外に出なさいというのをみずから選択しているようなもんだと僕は思うんですけれど。ここは商工観光労働部として九州で一番お客さんが来ないんだと、ゼロなんだと新幹線は。

これを克服しない限りは、宮崎空港を幾らやっても、あるいはそのダイヤをどう過密にしても、新幹線を持っているところには入込客は少なくとも観光面ではかなわないです。

そんな状況の中で、じゃあ観光客の1人当たりの消費単価をふやしていこうなんていったら、自分なりの第2の人生といったぐあいなことで、ゆっくりお金使いながらやっつかうという人たちと同時に、行ったことのない宮崎に金がか

からなければ行けるんだがなという人たちにも目を向けないと、これはそんなに遅れていながら自分らから排除の道を選択しているような気がして。

ここら辺については、間違っているのかもしれないけれども、やっぱり部の大きな課題として認識ができれば、そこはやっぱり新幹線については、やるのであれば本気でやっつかうし、会長なんか務めていいのかなというようなことを、そう思われれば知事にしっかりと突き当てていくべきじゃないかなと思うんですけれど、実際どうですか。新幹線が、具現化も含めて必要性とかどう考えられますか。

**○井手商工観光労働部長** 商工観光労働部長の枠を超えるかもしれませんが、前年度まで総合政策部におりましたので、その知識も踏まえてお答えできる部分だけお答えしようと思います。

まず、東九州新幹線という言葉で表現していますけれども、北九州から鹿児島までの路線ということに、もっと言うと福岡市から鹿児島市までの路線ということで、当初想定した東九州新幹線という計画路線がございました。

新幹線については皆さん御存じのとおり、基本計画路線に上がって審議会にかからないと、細かな事業費等の検討には入らないということになっております。東九州新幹線は、そのテーブルに乗らないまま置かれているという状況になっております。

これにつきまして、ほかの基本計画路線となった新幹線がほぼ整備にめどがついてきている状況の中で、国土交通審議会の中でこの新しい計画路線をテーブルに乗せる可能性があるということで、四国の新幹線でありましたり、この東九州の新幹線が手を挙げて、ここもあるよとい

うアピールをしている状況でございます。

3年前ですか、福岡、大分、宮崎、鹿児島  
の協議会のもとで、東九州新幹線の可能性調査を  
JRと一緒にやりまして、なかなかフィジビリ  
ティー的には持つのではないかという結論が出  
たところでありまして。

この報告をさせていただいたときに、やはり  
県議会の皆様方からは、今委員おっしゃるとお  
り、中野委員からも言われたことをはっきり覚  
えておりますが、南からもしくは八代から持つ  
てくるという方向もあるのではないかというよ  
うなさまざまな御意見をいただいております。

それにつきましては、内部的にはいろいろな  
検討をして可能性があるのかというのはJRと  
もお話をしたことがございます。この場で詳細  
を申し上げることはできませんけれども、現時  
点で東九州新幹線で動いているのはやはり福岡  
から鹿児島まで、それはテーブルに乗せるとい  
う段階で動いているというのが県としての認識  
でございまして、乗った上でじゃあどこから始  
めるかという話になったときには、ぜひ南から  
というようなお話になるのかなというふうに私  
個人的には思っているところでございます。

**○坂口委員** ただ宮崎が会長やっていて、それ  
をやれるかどうかですよ。宮崎だけならそれで  
きるんですよ。それと東九州ルート、鹿児島  
ルートでそのところをはっきりと国と約束で  
きているかどうかですね。東九州ルートが決まっ  
ても鹿児島ルートの延長という手法はとれるん  
だよということが。

それだって、こちらのまだ期待、希望的観測  
で、それもちょっと厳しいと思いますよ。それ  
ぞれ東九州なら東九州、鹿児島ルートなら鹿児  
島ルートにとってそれぞれの個別計画になるで  
しょうか。それが一つと、仮に実現してできて

も、これは投資を回収するためのリース料とい  
うのをJRから取るんですよ。

そうしたら採算が合わないということで、J  
Rは最近とりだした手法だけれど、公金を入れ  
てくれと。宮崎のためにそれ走らせるなら、う  
ちが代行運転してあげましょうぐらいの考え方  
でしかやらない。それは人吉ルートもあります  
よ、これトンネル抜いてみらんですか。途中に  
はもう駅もできない、投資がどれぐらい要るん  
ですか。鹿児島ルートは年間のリース料が100億  
ですよ。あれだけのお客さんで100億です。それ  
で途中もとめない、外の景観も見えない、そん  
な山の中にトンネルでこの新幹線という高度な  
移動手段、普通的高速道路のトンネルみたいな  
のじゃとてもだめですよ。

そういったことを考えたときに、やっぱり宮  
崎はもう大分と離れて宮崎なりの手法で鹿児島  
と組むべきだと思うんですよ。宮崎鹿児島での  
移動手段ができたときに、どうお互いがメリッ  
トを見出せるかということを僕は、組むべきで  
すよと言ったらいけないけれど、それはやっぱ  
り考えてほしいということと、北から下げる方法  
が本当に実現するのかと。

これがつながれば、鹿児島ルート延長という  
ぐあいにはスイッチ切りかえられるのかとか、そ  
こらはもうちょっとやっぱり一歩踏み込んで  
やってほしいなと思うし、これは会長について  
いると責任がありますよ、全部当初の方針どお  
りに整備していくんだということを達成させる、  
その責任は私が持ちますということですから。

**○井手商工観光労働部長** 委員がおっしゃるこ  
とを踏まえながら、総合政策部とも話をしてま  
いりたいと思います。

確かにおっしゃるとおり、一番推進している  
のは大分県の知事でございますので、そことの

関係性の問題もあろうと思っております。今後長い取り組みになっていきますので、会長をどこまで務めるのかも含めながら知事と話をしてみたいと思います。

あと1点申し上げますと、私個人的なことでありますが、JRの専務と同級生でございまして、しかも鹿児島出身ということで、鹿児島ルートの可能性について議論をしたことがあります。

JRとしましては、鹿児島中央駅から東側に引くと鹿児島市内を通過していくと、その工事費が非常に多額になるだろうという見込みは持っているというところまでの言質はいただいております。その辺のところまで踏まえて、だからJRとしても全く現実味のないものとして排除しているわけではないというふうに私はとったところでございます。

**○坂口委員** ですね、コスト比較も当然あるでしょうけれど、コストイコール今度はお客さんでまた違ってくるし、回収がですね。それよりも何よりも、言いましたように国がつくったものを借りるということですよ。

そして、それも今度は国もいよいよ直轄でやり出すんじゃないかというような話まで最近出てきた中で、これはやっぱり慎重にというかの確に分析していく必要があるような気がして、どうもそこが心配なんですね。

これはもう答えのない議論ですからこれで終わりますけれど、そういったことも含めて次のページのプロジェクトのところ宮崎の強みを生かした誘客の促進というのがありますけれど、強みと同時にやっぱり弱みもしっかり表に出して、それが何なのかと。新幹線がないんだとかJRも単線なんだとか、高速道だって暫定なんだとか、飛行機だってどうなんだとか、そうい

うのもやりながら、これはやっぱり強み弱みを前面に出しながらやったほうがいいのかな思っています。

もちろんこれは振興計画だからそれをここにうたう必要ないのかもわからんし、しっかり把握していればいいのかもわからんけれど。この強みと言えるかどうかかなというものも載っているんだけど、弱みのほうがまだまだ、むしろあるからこそ尻から2番目あたりだったりするので、そこら辺をしっかり把握しながらシビアに取り組んでほしいなという気はしますね。

すごく批判がくどくなるけれど、さっきのように1人当たりの消費単価を上げると同時に下げる方策とか、上げるにはどうやって上げるのかとか、満足がそれに伴わないとだめですから、そこら辺もしっかり分析して、こう取り組むんだというものをやってほしいとは思うんですね。

**○星原委員** この観光振興計画の素案を説明いただいて、数値目標なんかもいただいたところですけど、じゃあ宮崎が稼げる観光、要するに観光消費額を上げるためには、やっぱり宿泊者をふやすしかないんですよ。

その場合にホテルとかは、キャンプの時期はかなり不足しているのはあるんですが、業界の人たちとの話の中で、これから国体もあるわけで、そういう宿泊施設関連についてどういうふうに考えているのか。ここには数字で延べ宿泊客数が419万から455万人と書いてあるんですけど、県外、海外からの観光客を迎えたときに来た人たちが満足できるような、それだけの目指す数字に対して、宿泊、そういう客室数というのは計算できているんですか。

**○岩本観光推進課長** 観光庁から平成30年1月から12月までの客室稼働率が、速報値として発表されておまして、本県はいろんな旅館とか

ビジネスホテルとかでそれぞれ異なるんですけども、全体の平均で54.5%という客室稼働率になっております。

ただし、委員からの御指摘にもありましたように、これが春のキャンプシーズン2月、それと秋のゴルフシーズン11月は、6割を超えるような客室稼働になるんですが、それ以外の、特に梅雨時期を中心に夏場の客室稼働率はがたと落ちると。九州でも南九州3県でも最下位というような状況でございまして、大きな課題としては、やはり年間を通じて客室稼働率がある程度確保できるような施策を打っていかないといけないと思っております。

そうしないと、客室が足りないからふやしてくれといっても、それは設備投資を伴うものでありますので、それなりの需要見込みが立たないと民間も投資ができないということでございます。そこは本県の非常に大きな課題の1つだと思っております。そこも今回の計画の中には明記して、いろんな施設ごとの魅力ある体験メニューだったり、そういったものを取り込みながらやっていくというようなことで考えているところです。

**○星原委員** ホテルで言えば、安いのではビジネスホテルがあるんですけど、やっぱりある程度高級感のある、海外からとかいろんな人を呼び込むホテルとなれば、1泊1万5,000円とか2万円とかそういったホテルが私は不足しているような気がしているんですよ。

だから、消費額を上げるには、そういう高級感のあるホテルなんかでおもてなしをしないと、ビジネスホテルは、一般のビジネスの人たちが泊まる分にはいいんでしょうけれど、やっぱり観光に来た人たちのそういう面が不足しているんじゃないかなという気がするんですよ。もう

ちょっと高めの、四、五千円のところが七、八千円、あるいは1万円前後とかね。そうすると1人の消費額が1泊で倍ぐらい違ってくるので、やっぱりそういったものまでどこかで考えていかないと、なかなか稼げる観光と掲げる以上はその辺が苦しいのかなと思います。

それと、このグローバルプランの策定に伴う海外における経済活動等の推進体制ですが、この基本方針の最初のところでグローバル戦略の策定から3年となっているんですけど、その前の3年が東アジア経済交流戦略というのを打ち出していたと思うんですよ。

ということは、それからスタートしていれば経済戦略としてはもう6年たつわけですよ。そういう中で、何ができてきて何が課題なのか、どういったところと経済協定というか会社なんかの取り引きが始まって、伸ばすべきものはどういったものがあるのか。

もう6年もたつんで、具体的にどういったものが出てきて次にどういうふうに推進していくのか。体制となっているので、そういう取り組みの姿勢なんかも打ち出していないと、それは国によっても違うと思うんですよ。あの当時は東アジア6カ国を相手にしていたわけですから、6カ国とどういう形で今きていて、どういう課題が見えてきて、今後はどういうふうに展開していくんだというものをしっかり把握しながら進めていかないと、ここに貿易専門家を各所に置くとはいっているけれど、その方々がどういう能力を持った方なのかによってもまた違って来るだろうなと思いながら今眺めていたところなんですけど、そういう点はどういうふうに今考えて、今後に向けて取り組まれようとしているんですか。

**○高山オールみやざき営業課長** 先ほど委員か

らございました東アジア経済交流戦略につきましては、平成24年度からスタートしております。宮崎県の農産物、食料品の輸出額で見ますと、平成24年度に東アジア戦略がスタートしたところでございますが、そのときが輸出額としては8億4,000万円ほどございました。それが一番直近のデータである平成28年は43億3,000万ということで、平成24年の東アジア戦略の時代から、平成28年からはグローバル戦略を策定しておりますが、この間4年間で農産物、食料品の輸出額は5倍に伸びております。

しかしながら、内訳を見ますと農産物、特に宮崎牛が大きく伸びておりまして、一方でなかなか加工品が伸びていないと。特に、本県の重要な産品であります焼酎につきましては、国全体で見ましても輸出額は減っていると。

そういう中で、宮崎県としても焼酎の輸出はこれから伸ばしていかないといけないということで、今回新規事業をお願いしております。そういったように、全体として伸びている中で加工品がなかなか伸びていないといった状況も踏まえながら取り組んでいかないといけないということもございますし、またこれまで東アジアを中心に輸出の展開をしまいにしまして、おかげさまで香港、それからシンガポール、台湾、それからアメリカと伸びてきておりますが、特にことし2月に日本とヨーロッパとの経済連携協定も発効いたしまして、これからヨーロッパに対する輸出は輸出障壁とか関税も段階的に撤廃されます。そういった動きもありまして、県内の事業者の方々もヨーロッパに着目をされたりとか、そういった動きもありますので、そういった動きを現地の専門家であります海外専門家、そういった方の力を活用しながら今後とも展開していかないといけないと。

いずれにしても、いろんなこれまでの取り組みの成果、JETRO宮崎事務所も3年ほど前に設置されましたので、そういったところの御支援もいただいているところではございますが、いろんな成果なり、課題なりが見えてきておりますので、まずそういったことを踏まえまして、今後とも戦略的に取り組んでまいりたいと考えております。

○星原委員 海外と経済交流していくには、やっぱり民間の人たちはかなり時間がかかって苦勞しているわけですよ。私も地元の企業の話で、我々は10年かかってきたとか言われるわけですよ。

そういうことであれば、今後はやっぱり地元から海外に向けたいろんな形での経済交流や、商売をしたいという人がいれば、このひなたマークとかいろんなもので県が保証しますとか、何か問題あったときは県が責任もちますとかいうぐらいの気持ちで相手国、相手の都道府県とか——あるかどうかわかりませんが、そういう国との関係にやっぱり積極的に県がかかわっていかないと、なかなか民間レベルでは時間がかかってしょうがない、あるいはそういう支援をしてもらわないとしょうがないという声を聞くんですよ。

だから、県がこういうことを掲げるのであれば、それぐらい本気度を出してやっていかないと、なかなか人間関係をつくって商取引になっていって、そこである程度商売として成り立つかどうかは、非常に難しいと思います。

やっぱり県として果たす役割は、民間と一緒にやって、そうやってばんと乗り込んでいってやるとかいろんなことも計画しないと、単なるイベント的にやっているだけではなかなか広がらないのかなと私は思っています。

ですから、ここに載っている言葉からいえば、世界の活力を取り込む外貨の獲得とかビジネスチャンスの創出とか、ここまでうたっているなら、もう少し行政が本気度を出して積極的に取り組まないと、うたい文句で終わるんじゃないかなという気がしますので、ぜひこういうことを掲げて、今度改定してこういう形でやる以上はそれぐらいの気概というか、やっぱりある程度予算的なものもしっかり組んでもらって取り組まないとなかなか、3年後とか5年後を目標とするのであれば、それに向けては厳しいのかなという気がしますので、ぜひ予算面でもしっかりした形で、民間とかあるいは市町村ともしっかり連携をとっていただければと思います。よろしく願いしておきます。

**○岩本観光推進課長** 先ほど坂口委員からございました本県の観光消費額の数値のことがわかりましたので、御報告させていただきたいと思えます。

この計画の素案の中に書いております消費額、現況が平成29年1,551億円と書いてありますが、これは日帰りの外国人を含んだ数字になっておりまして、委員がおっしゃられました1,544億円は私どものほうでまとめておりますこの統計調査の結果でございます。こちらは関連で訪日外国人の日帰り客を除いておりまして、その関係で数値が違っているということでございます。

**○坂口委員** 確認だけれど、例のKONNEの予算がここに出ておりますからその関連で。きのうの部長からの報告の中でありましたように、最終的な決着はAPカンパニー、塚田農場どちらになるんですかね。この事案は、課徴金981万円が課せられたという報告で終わりですよ。

引き続きあそこをやっていくことになったんですが、宮日さんの記事にもあったんですけれ

ど、これを随分心配している人たちも多くて、特に養鶏農家あたりが。あそこが地頭鶏のシェアの半分を握っているということもあるんでしょうけれど。

そこでですけど、部長からも説明は簡単にいただいたんですが、しっかりこれを反省して再発防止をやりながら、より期待に沿える、それ以上の運営をやっていくんだということを約束をしていると言われたけれど、具体的にそれは文書でやっているのかとか、どういうことなのかをもし何か説明ができれば課長から。

**○高山オールみやざき営業課長** 本日の宮日新聞を私も拝見させていただきまして、県内にいろいろ厳しい意見があるということは真摯に受けとめております。

今回、先週の金曜日に消費者庁から課徴金納付命令がございまして、その日のうちにAPカンパニーから県に対しまして確約文書が提出されております。

内容につきましては、今回の課徴金納付命令を踏まえまして、改めて再発防止の徹底を図っていくことが1点、それから新宿KONNEのレストラン運営については誠実に取り組んでいくというのが2点目、それから3点目としまして、本県の食及び食材の魅力発信と販路拡大の一翼を担っていきたいということの3点が記載されました確約文書が提出されておりまして、県といたしましては法令遵守の一層の徹底を要請するとともに、これからもきちんとAPカンパニーを指導監督しながら取り組んでまいりたいと考えております。

**○坂口委員** ですね。そのところやっぱり随分心配、また心配があって当然ですけど、それにしっかり応えるように県も責任持ちながら指導していくという。981万円というのは対象販

売額の3%がたしか根拠だと聞いていますから、やっぱり3億二、三千万の商品が対象になっているわけですね。

だから、その重さをお互いがしっかり受けとめて、ただあそこをじゃああなた出ていけとなるとさまざまな災いごとと、これから整理すべきこと、それからそのかかる日数とかあるから、総合的にはやっぱりその選択が僕も、県の総合的な意味では一番利益につながる方法かなとは思っているから、これは否定しないんですけども。県民の心配は一切払拭していかないといけないということで、さらに気を引き締めてやっていただきたいということをお願いしておきます。

**○後藤委員長** よろしいですか。それでは、以上で企業立地課、観光推進課、オールみやざき営業課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後3時15分休憩

---

午後3時19分再開

**○後藤委員長** 委員会を再開いたします。

各課の説明及び質疑が全て終了しましたので、これより総括質疑を行います。

商工観光労働部全般について、質疑はありませんか。

**○黒木委員** 先ほどグローバルプランの概要について説明があったんですけども、その中の施策の2で、グローバル人材の育成、確保がありますが、先ほど質問しました高校生の国際交流とか、やっぱりこれは星原委員も言ったように、1桁丸をふやしてでも進めるべきではないかなというような気がします。

今、グローバル化と言いますが、長期の農業の研修は、ヨーロッパはもう打ち切りを

始めました。これは移民問題があつてと思いませんけれども。それから、アメリカでもそういう団体の講座があつたけれども、もうそれを引き払うというようなことで、これは大統領の関係だと思ふんですけど。そういった一部に閉鎖的な動きも出てきていて、今おかしなことにちょっとなろうとしていますけれども、やっぱり行けるときには、こういう若い人材を、遠回りになったとしても、将来の人材育成のためにしっかり進めていく必要があるだろうなと思います。それは要望しておきたいと思います。

それから、商工政策課長が説明しました産業振興戦略の素案のイメージ図をさっきからずっと見ておりましたが、イノシシらしきものが2頭いるんですね。これはイノシシで間違いのないのか。それから、どういうイメージなのかなと。

**○小堀商工政策課長** 今お話がございました46ページが一番下のイメージ図でございますが、こちらのほうは森をイメージしておりますので、森に生きている生き物、イノシシだったり、熊だったり、そのほか鳥等も含めて入って、全体を構成している形になっております。

それで、イメージ図のところに、企業を木や植物に例えるということを書いてございますけれども、さまざまな企業、そして関連する業態、そうしたものがお互いに関連し合ひまして、一つの生態系、それについては植物だけではなくて、先ほどおっしゃいました動物も含めて、関連を持ちながら連鎖、循環をして、一つの――済みません、ちょっとわかりづらい部分があるかもしれませんが、この循環は水という形でしていただきますと、雨が降って、地面にしみ込んで、木が吸い上げて、またそこから蒸散作用で出してという形でどんどん循環してまい



りますけれども、そうしたイメージで、本県の産業についても発展、振興をさせていきたいという形のイメージでございます。

**○星原委員** さっきも言ったんですが、やっぱり34ページの高校生の240万円という数字が、きょう終わるのにどうしても頭から離れないんですが。先ほどの観光振興計画で世界から選ばれるとか、観光みやぎきとかをうたう、一方では、世界に開かれたとか、世界を舞台に躍動するとか、ここまでのことを掲げるのであれば、もう少し若い人たちを海外に飛び出させて、若い人たちが何を学んでくるかとか、何を考えているかとか、そういうものをやっぱり教育現場の中でも話ができる。それに行った子たちと行けなかった子たちの間で議論し合ったり、いろんな格好をつくって行って人材を育てるということは、グローバルの中で大きな役割を果たすんじゃないかなという、どうしてもその思いが消えないんですが。

ことは無理であれば、来年以降——人を育てるのは時間もかかるし金もかかるかもしれないけれど、やっぱりそういうところもやっていかないと、いろんなイベントで2,000万円とか3,000万円とか予算を組んでいるのに、人材育成のところは、将来の人材を育てる意味から言っても、丸が1個ぐらい少ないんじゃないかなと思うんですが。再度お願いします。

**○酒匂観光経済交流局長** 星原委員、黒木委員にそれぞれ意見をいただきました。我々もその趣旨で今回、この事業をつくらせていただいております。来年度事業の成果を踏まえながら、再来年度以降につきましては検討させていただきます。と思います。

**○星原委員** よろしく申し上げます。

**○中野委員** 宮崎県観光振興計画で、外国人観

光客の急増とか、国内を含めての観光全体の入り込みは、4年間の計画ですから、4年後では大差ないと思うんですが、やはりこの東アジアばかりをターゲットにしていたら、先ほどもちょっとあったと思うんですが、非常に不安材料が多くなると思うんです。だから、もっと東南アジアや、そのほか欧州を含めて、いろいろと今のうちから全部先駆けてやってほしいなということと、海外もですが、国内でも、那覇空港は今、着々と工事が沖合のほうで進んでいると思うんです。

昔は、宮崎県も観光で、昭和30年代、40年代の中ごろまで、新婚さんが来ていて。それが、沖縄返還が昭和47年でしたか、日本に復帰して、おいおい海外ブームも出てきて、それが、もう全くなかったわけですから。それで、また那覇空港が立派なハブ空港みたいになってくれば、海外あるいは国内含めて、また沖縄の時代が来るんじゃないかなと思うんです。

さっき、新幹線もない云々という話もある中で、どんなふうにしていけば、本当に計画どおり、海外からも57万人を、もっと上を目指すんでしょう。国内の観光客もどうなるのかを、本当にもっと中長期で考えた観光振興計画を立てて、ビジョンを立てていかないと、またぞろ宮崎の観光はおくれてくるんじゃないかなという気がするんです。ぜひその辺を含めた、計画に至らなくても、トータル的なビジョンがあるわけだから、見通してほしいなと思うんです。

**○岩本観光推進課長** 委員おっしゃられるとおりだと思います。今回、この観光振興計画は、冒頭申し上げましたように総合計画の分野別のビジョンということで、中期、4年間の計画なんですけれども、おっしゃられるように、将来どうなるかというようなところも含めて、目標、

視点を置きながら、計画も進行していきたいなと思っております。

それと、先ほど言われました、東アジアだけでなくもっと遠くに目を向けてということですが、今回の事業でWelcome to みやざき海外プロモーション事業という新規事業を、基金を使ってつくらせていただきました。こちらのほうでも欧米豪等の市場をターゲットにした取り組み、やっぱり遠くなればなるほど、宮崎という地図が小さくなりますので、そこをしっかりと認識していただけるようなことから、まず始めたいと考えております。

○中野委員 11月議会でも申し上げましたが、例えば、浅草に行けば、もう本当に諸外国から食事も含めて、ヨーロッパ人とかたくさん来ていますから。東京とか福岡あたりは特別こんな計画しないでも、ビジネスマンばかりでもかなり入り込みがあるものだから、努力をしないでも来ると思うんです。何か黙っていても海外からどんどん来るような宮崎県にしてほしいと思うんです。

○酒匂観光経済交流局長 観光は、宮崎にとりまして大変重要な産業でございます。過去、観光で全国にも名をはせたときがございました。それを思うと、現在の観光が置かれている状況は大変厳しいものがあると思っております。

長期的には、宮崎が世界から選ばれる観光みやざきになっていくということは、最後まで掲げておく課題、目標であろうと思っております。それに向けて、4年という短期的には、いよいよ始まりましたゴールデン・スポーツイヤーズ等々の機会をしっかりと捉えまして宮崎の名を世界に売っていく、少しでも宮崎においでいただくということ。東京、大阪のゴールデンルート以外に、リピーターとなれば、次は九州、

宮崎という時代が来ると思います。

鹿児島等とお話もありましたが、隣県ともライバルではありますが、外国に向けては協力関係にあるパートナーであると思っております。新幹線もないというような課題もございましたけれども、我々はその課題に対して、例えば鹿児島からしっかりと宮崎に持ってくる二次交通等の対策もとっております。課題をしっかりと見極めながら、強みを生かして、観光宮崎の再生を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○後藤委員長 ほか、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、その他で何かありませんか。

○小田県立産業技術専門校長 きのう、中野委員から御質問のありました県立産業技術専門校の29年度及び30年度の入校者に占める高卒者及びその他の人の割合につきまして、補足して説明させていただきます。

29年度の入校生52名の内訳でございますけれども、高校新卒者が42名、高校既卒者が8名、大学既卒者が1名、その他高等学校卒業程度認定試験合格者が1名の計52名でございます。

次に、30年度の入校生52名の内訳でございますが、高校新卒者が46名、高校既卒者が5名、大学既卒者が1名となっております。この2カ年の入校生中、高校新卒者の割合が84.6%、残りの15.4%が高校、大学の既卒者等となっております。

○岩本観光推進課長 昨日の補正予算の審議におきまして、資料提出の御指示がございました事項につきまして御説明します。

お手元の資料をごらんください。えびの高原施設指定管理の状況についてという資料でござ

います。

まず、1にえびの高原施設指定管理者の平成30年度4月から12月までの収支状況をお示ししております。支出の欄につきましては、県への納付金、そして仕入れ材料費や広告料などの売り上げ原価関係費、そして、人件費や備品購入費等を含むその他という費目に分類をしております。

なお、県への納付金につきましては、年額1,544万4,000円を全額納付するという前提で、各月に128万7,000円を計上しているところでございます。この場合、4月から12月までの収支差額の合計は、右下の欄にありますとおり、マイナスの4,678万8,000円となりまして、平成30年度はこれまでの指定管理期間で最も大きな収支不足になるものと見込まれます。

昨日の審議の際に、収支不足をマイナス3,650万円と御説明しましたけれども、これは納付金を含まない場合の見込み額でございました。納付金を全額支払いをした場合、ここにお示ししたマイナスの4,678万8,000円となります。

次に、2に、平成18年度から平成29年度までの指定管理者の収支状況をお示ししております。備考欄には火山の噴火や県道の通行どめの状況などを記載しております。

まず、第1期の指定管理期間であります平成18年度から22年度までにつきましては、年々利用者が減ってきております。特に平成22年度は、備考欄にありますように、平成23年1月の新燃岳の爆発的噴火の影響を受けまして、収支が大きく悪化しております。このときには、県道1号線の通行どめは行われておりません。

そして、次年度から第2期の指定管理期間になっておりますが、このときも1月の新燃岳噴火の影響が続いておりまして、平成23年度は収

支が悪化しているという状況でございます。そして、その後、24、25年度の2年間は噴火等の影響もございませんで、収支もプラスに転じているところでございます。

なお、収支状況につきましては、それぞれ次期の指定管理者の選定を行う際に、議会の委員会におきまして御説明しているものでございます。

しかしながら、平成26年10月には、硫黄山火口付近に、今度は警報が出され、県道1号が27年5月まで6カ月以上通行どめとなるなど、これ以降29年度にかけて断続的に警報の発令や県道の通行どめが行われておりまして、さらに28年4月には熊本地震の発生、こういったものも収支に影響を及ぼしているところでございます。

こうした中、指定管理者自身も、宿泊プランの見直しによる宿泊者をふやす取り組みですとか、予約状況に応じた職員のシフトの見直し、より効率的な施設活用によるコストの削減など、収支改善の努力を続けてきたところでございますけれども、たび重なる警報発令や県道1号の通行どめなど、先の見通しが立たない状況となったことから、昨年3月に平成30年度納付金の減額について協議の申し出があったものでございます。

県としましては、この申し出を踏まえまして、納付金の減額については、その後の火山の状況とか影響を踏まえて、総合的に判断することにしておりましてけれども、昨年4月に硫黄山の250年ぶりの噴火が発生しまして、新たな噴気孔もできたりということで、県道1号線の規制解除の見通しも立たなくなったというような状況から、今回、特別な事情が生じた場合に該当するものとして、納付金の減額を行うこととさせていただきますところでございます。

平成31年 3月 7日(木)

説明は以上でございます。

○後藤委員長 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、以上を持ちまして商  
工観光労働部を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後 3 時38分休憩

---

午後 3 時40分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

明日は午前10時の再開といたしまして、本日  
の委員会日程は終了いたします。お疲れさまで  
した。

午後 3 時40分散会

平成31年 3月 8日 (金曜日)

午前 9 時 59 分再開

出席委員 (7人)

委員 長	後藤 哲朗
副委員 長	新見 昌安
委員	坂口 博美
委員	星原 透
委員	中野 一則
委員	黒木 正一
委員	有岡 浩一

欠席委員 (1人)

委員	満行 潤一
----	-------

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

県土整備部

県土整備部長	瀬戸長 秀美
県土整備部次長 (総括)	阪本 典弘
県土整備部次長 (道路・河川・港湾担当)	蓑方 公
県土整備部次長 (都市計画・建築担当)	松元 義春
高速道対策局長	中尾 吉宏
管理課長	弓削 博嗣
用地対策課長	河野 和正
技術企画課長	大坪 正和
工事検査課長	川野 福一
道路建設課長	中村 安男
道路保全課長	廣前 秀一郎
河川課長	石井 剛
ダム対策監	杉本 一隆
砂防課長	矢野 康二

港湾課長	江藤 彰泰
空港・ポート セールス対策監	横山 義仁
都市計画課長	米倉 昭充
美しい宮崎づくり推進課長	森 英彦
建築住宅課長	志賀 孝守
営繕課長	宮里 雄一
設備室長	横山 浩二
高速道対策局次長	林 謙二

事務局職員出席者

政策調査課主幹	花畑 修一
議事課主査	本田 雄毅

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託された議案等について、県土整備部長の概要説明を求めます。

○瀬戸長県土整備部長 おはようございます。

県土整備部でございます。よろしく願いいたします。着席させていただきます。

説明に入ります前に、東九州自動車道につきまして、御報告を申し上げます。

先ほど国土交通省において、宮崎西インターチェンジから清武インターチェンジ間のうち、約3.7キロメートルを4車線化の来年度からの事業候補箇所として選定した旨の公表がなされました。

これまで御尽力いただきました県議会の皆様に、心より御礼を申し上げます。

今後とも、県内高速道路の一日も早い全線開通とあわせ、暫定2車線区間の早期4車線化に向けて、全力で取り組んでまいりますので、引き続き、県議会の皆様の御支援、御協力をお願い申し上げます。

それでは、今回の委員会で御審議いただきま

す県土整備部所管の議案等につきまして、お手元の商工建設常任委員会資料により概要を御説明いたします。

資料の表紙をめくっていただきまして、目次をごらんください。

平成31年度当初予算の関係議案のほか、使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例外6件の特別議案、その他報告事項として、平成31年度県土整備部組織改正案でございます。

資料の1ページをごらんください。

県土整備部の当初予算一覧でございます。

平成31年度当初予算は、骨格予算ではありませんが、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に必要な額等を計上し、一般会計と特別会計を合わせた部予算合計で、一番下の段の右から2番目にありますとおり、832億323万円余、対前年度比はその右側にありますとおり、116.5%となっております。

また、資料の12ページ以降には、新規事業及び改善事業の主な事業につきまして、平成31年度事業を検討するに当たっての視点に沿って掲載をしております。

議案とその他報告事項のほか、別冊で配付しております決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況につきましては、担当課長等からそれぞれ説明いたします。

どうぞよろしく願いいたします。私からは以上でございます。

**○後藤委員長** 県土整備部長の概要説明が終了いたしました。

引き続き説明をお願いいたしますが、4つの班に分けて、議案の説明と質疑を行い、最後に総括質疑の時間を設けることといたしますので、御協力をお願いいたします。

また、歳出予算の説明につきましては、重点

事業、新規事業を中心に簡潔明瞭に行い、あわせて決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明をお願いいたします。

それでは、管理課、用地対策課、技術企画課の審査を行います。議案に関する説明を求めます。

**○弓削管理課長** 管理課であります。まず、県土整備部の平成31年度当初予算の概要について御説明いたします。

委員会資料の1ページをお開きください。

この表は、先ほど部長からも説明させていただきましたが、部の当初予算額の総括表であります。

平成31年度当初予算額は、右から2列目の太線で囲んでおりますCの欄ですが、下から5行目の一般会計が814億5,679万6,000円、下から2行目の特別会計が17億4,644万1,000円、一番下の部の予算合計で832億323万7,000円でありまして、対前年度比はその右の欄ですが、116.5%であります。

なお、公共事業につきましては、表の中ほどの行、括弧書きの公共計のCの欄にありますように、730億7,824万1,000円で、対前年度比120.4%であります。

次に、公共事業関係予算の内容について御説明いたします。

2ページをお開きください。

2の補助公共・交付金事業であります。事業別の予算額は、表のとおりであります。太線で囲んだCの欄ですが、多い事業が道路事業、河川事業でございまして、合計が一番下にありますように、460億8,455万5,000円となっております。

なお、右列の欄に、防災・減災、国土強靱化対策分として、内数で合計143億4,116万7,000円

を記載しておりますが、これは国の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の実施に対する県の取り組みの予算として計上しているものであります。

これにより、対前年度比は141.4%となっております。

次に、3ページをごらんください。

3の県単公共事業であります。太枠で囲んだ枠内のCの欄ですが、多い事業が、道路事業、河川事業などでありまして、合計で117億8,849万7,000円で、対前年度比は96.4%であります。

次に、4ページをお開きください。

4の直轄事業負担金であります。太線で囲んだCの欄であります。道路事業19億円とか、河川事業、また高速道路等が予算額の多い事業でありまして、合計で61億3,469万4,000円であります。

次に、5ページをごらんください。

5の災害復旧事業であります。太線で囲んだCの欄であります。土木、港湾、都市の各災害について、補助と県単の合計で一番下にありますように、平成30年度当初予算と同額の90億7,049万5,000円あります。

次に、6ページをお開きください。

一般会計の債務負担行為の追加でございます。このページから債務負担行為を設定する事業を掲げておりますが、主なものといたしまして、道路や橋梁などの工事契約において、その工事期間が年度をまたがるため、今回新たに設定するものであります。

7ページをごらんください。

下から2番目、公共道路維持事業費、国道219号の横谷トンネル本体補修工事の52万5,000円あります。これは29年度に債務負担行為の議決を受けて契約発注し、32年までの工期で施工

中のものでありまして、31年度の消費税率の引き上げに伴う契約変更のため、今回は所要額を追加するものであります。

8ページをお開きください。

下から5つ目になりますが、宮崎県サンビーチーツ葉管理運営委託費から下に行きまして、さらに右のページ、9ページの県営住宅管理費までの6つの事項につきましても、28年度及び29年度に議決を受け、各施設の指定管理委託を実施しているものであります。今回消費税率の引き上げに伴う所要額を追加するものであります。

これらの債務負担行為の合計は、9ページの一番下の計の欄にありますとおり、88億2,730万4,000円となっております。

次に、10ページをお開きください。

港湾整備事業特別会計の債務負担行為の追加であります。

宮崎港マリーナ施設の指定管理委託に係るものであります。こちらも消費税率の引き上げに伴う所要額を追加するものであります。

次に、11ページをごらんください。

議案第45号「土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について」であります。

平成31年度の土木事業に要する経費に充てるため、こちらの5つの事業について、起債の負担率のとおり、市町村負担金を徴収することにつきまして、地方財政法第27条等の規定により、議会の議決に付するものであります。

なお、これらの負担金の徴収につきましては、既に関係市町村からの同意を得ているところであります。

県土整備部の当初予算の概要及び関連議案は以上であります。

続きまして、管理課の31年度当初予算について

て御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の369ページ、管理課のインデックスの部分をお開きください。

当課の当初予算額は、19億4,237万8,000円です。以下、主なものを御説明いたします。

371ページをお開きください。

まず一番上の(事項)職員費15億6,803万4,000円です。これは、管理課及び土木事務所職員の人件費です。

次に、一番下の(事項)建設技術センター費1億2,690万2,000円です。これは、372ページの一番上にありますが、建設技術センターの施設・設備等の維持管理費や産業開発青年隊の運營業務に伴う指定管理料などです。

次に、372ページの一番下の(事項)建設業指導費2億1,883万5,000円です。説明欄の1と2につきましては、建設業の許可や経営事項審査に要する事業費です。

次に、3の改善事業「みやざき建設産業経営力強化支援事業」ですが、これは建設業者の経営基盤の強化等を図るため、建設業協同組合等が行う組合に対する貸付事業や建設業者によるICTの活用などの、新たな取り組みへの支援などに要する経費です。

次に、4の改善事業「建設産業の未来を担う人づくり促進強化事業」ですが、これは、若年者の建設技術に関する資格取得や、新たな採用に向けた職場実習のための取り組みを支援するとともに、建設業の担い手確保のための産学官連携会議の開催などに要する経費です。

続きまして、委員会資料に戻っていただきまして、21ページをお開きください。

議案第21号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」につきまして、用地対策課

以外の管理課、港湾課及び都市計画課美しい宮崎づくり推進室分を一括して説明させていただきます。

1の改正の理由であります。消費税及び地方消費税の引き上げに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、2の改正の内容であります。(1)建設技術センターにつきましては、宿泊室、大教室、中教室、小教室、体育館及び運転練習場の、(2)サンビーチツ葉につきましては駐車場の、(3)青島亜熱帯植物園につきましては学習室の使用料について、消費税の引き上げ相当額を加算するものであります。

具体的な使用料の金額につきましては、お手元の平成31年2月定例県議会提出議案の125ページから127ページにそれぞれ掲載しております。

最後に、3の施行期日ですが、平成31年10月1日から施行したいと考えております。

議案第21号については、以上でございます。

議案第21号と同様に、消費税及び地方消費税の引き上げに伴い所要の改正がございますので、私から一括して御説明をいたします。

委員会資料の24ページをお開きください。

用地対策課の関係で、国土交通省所管の公共用財産管理条例も消費税でございます。

次に、25ページ、議案第24号、道路保全課の関係で、道路占用料徴収条例も消費税でございます。

26ページ、27ページをごらんください。

こちら両方河川課の関係でございます。河川法及び海岸法等に基づく占用料等徴収条例の関係で消費税のみの改正でございます。

次に、28ページをごらんください。

28ページについては、消費税及び地方消費税の引き上げに伴う改正のほか、それ以外の理由



による改正が含まれておりますので、後ほど港湾課長から説明させていただきます。

最後に30ページをお開きください。

都市計画課美しい宮崎づくり推進室の関係で、こちらも消費税及び地方消費税の引き上げの改正のみということでございます。

続きまして、決算特別委員会の指摘要望に係る対応状況について御説明いたします。

別冊の決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況の10ページをお開きください。

⑩防災・減災対策について、「国に対してしっかりと声を上げ、強く要望活動を行うなど、防災・減災のための施設整備予算の確保に取り組むこと」についてであります。

記載してありますように、切迫する南海トラフ巨大地震や霧島連山の火山活動の活発化、頻発・激甚化する豪雨などの大規模自然災害から県民の生命、財産を守るための防災・減災対策には、多額の予算が必要でありまして、さらなる予算の確保が大変重要であると考えております。

このため、知事を先頭に、あらゆる機会を捉えまして、国土交通省や財務省等に対して繰り返し要望活動を行い、社会資本整備がおくれている本県の実情を強く訴えてきたところであります。

また、県議会におかれましても、昨年9月に国土強靱化対策の推進に向けた予算の確保を求める意見書を可決、提出いただくなど、地方の声を届けていただきました。

このような中、今般、国において、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策が取りまとめられ、県土整備部におきましても、先ほど御説明したとおり、平成31年度当初予算案で前年度を上回る公共事業予算を措置したところ

であります。

今後とも、必要な予算を確保し、本県の喫緊の課題であります防災・減災、国土強靱化対策に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

管理課の説明は以上であります。よろしくお願いたします。

○河野用地対策課長 用地対策課であります。

まず、当課の当初予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の373ページをお開きください。

当課の当初予算額は、一般会計が7億4,077万3,000円、特別会計の公共用地取得事業特別会計が8億3,272万5,000円、一般会計と特別会計を合わせまして、15億7,349万8,000円であります。

以下、主なものについて御説明いたします。

375ページをお開きください。

まず、一般会計であります。ページ中ほどの(事項)収用委員会費1,973万3,000円であります。これは、収用委員の報酬のほか、収用裁決に必要な土地や物件の鑑定料など、委員会の運営に要する経費であります。

次に、(事項)用地対策費488万1,000円であります。これは、登記事務委託料など用地対策の推進に要する経費であります。

次に、376ページをお開きください。

(事項)特別会計繰出金6億5,272万5,000円あります。これは、次に説明いたします特別会計の公共用地取得事業特別会計の事業費として、一般会計から繰り出すものであります。

続きまして、377ページをごらんください。

公共用地取得事業特別会計であります。当初予算額は、8億3,272万5,000円あります。

説明欄 1 の公共用地取得事業費 6 億 5, 272 万 5, 000 円は、用地の先行取得や代替地取得のための用地補償費及び事務費であります。

説明欄 2 の一般会計への繰出金 1 億 8, 000 万円は、先行取得した用地を事業課に売却した際の収入及び県が代替地として取得した用地を地権者に売却した際の収入を一般会計へ繰り出すものであります。

予算の説明は以上であります。

次に、委員会資料の 22 ページをお開きください。

議案第 21 号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

まず、1 の改正の理由であります。

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行に伴いまして、所有者不明土地を円滑に利用する仕組みとして、2 つの知事裁定制度が創設されることから、これらの裁定に係る申請手数料について定めるものであります。

ここで右側の 23 ページをごらんください。

所有者不明土地を円滑に利用する仕組みの概要でございます。

まず、1 の背景についてであります。人口減少や高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下等により、所有者不明土地が全国的に増加し、公共事業用地の取得等において、多大な時間とコストを要し、円滑な事業実施の支障となっております。

このような状況を踏まえまして、昨年の 6 月に特別措置法が制定され、所有者不明土地を円滑に利用するための 2 つの仕組みが創設されたところでもあります。

今回の制度は、2 に記載のとおり、所有者不明土地のうち、反対する権利者や建物がなく、現に利用されていない土地である特定所有者不

明土地を対象とするものであります。

このような土地につきまして、(1) の地域福利増進事業を創設しております。

この事業は、四角囲いで記載しているとおり、公園、広場、購買施設を整備する事業など、地域住民等の共同の福祉や利便の増進を図るために実施されるもので、民間事業者や N P O など、幅広い主体が事業主体となるものであります。

この事業を実施する場合は、知事の裁定により、最長 10 年間の使用権を設定し、異議がない場合は、使用権の延長も可能となっております。

この事業のイメージとしましては、ポケットパークやまちなかの防災空き地、直売所などでの活用が想定されております。

次に、(2) の土地収用法の特例についてであります。

これは、土地収用法に基づき、国等から公益性などについての事業の認定を受けた後、特定所有者不明土地を収用しようとする場合に、収用委員会の裁決にかわり、知事の裁定により、事業者と権利者の意見聴取を行う審理手続を経ずに、土地を取得することが可能となるものであります。

22 ページにお戻りください。

2 の改正の内容についてであります。 (1) (2) のとおり、ただいま御説明いたしました 2 つの知事裁定制度に係る申請手数料を新設するものです。

手数料の額につきましては、①のとおり、損失補償金の見積額に応じて、1 件につき 2 万 7, 000 円から 36 万 100 円の範囲で定めることとしております。

また、②のとおり、申請者が国または県の場合は、現行の収用裁決申請手数料と同様、手数料を免除することとしております。

具体的な手数料の金額等につきましては、お手元の平成31年2月定例県議会提出議案平成31年度当初分の68ページから71ページにお示ししております。

最後に、3の施行期日であります、法律の施行日である本年6月1日としております。

議案第21号につきましては、以上であります。

次に、委員会資料の24ページをお開きください。

議案第23号「国土交通省所管公共用財産管理条例の一部を改正する条例」についてです。

改正の理由等につきましては、管理課長のほうから説明したとおりでございます。

なお、この条例における公共用財産とは、米印にありますとおり、国土交通省が所管するもののうち、その管理について、他の法令に特別の定めのない国有財産で、主なものとしましては、沖合約22キロまでの海域の海底の土地であります。

用地対策課からは以上であります。

**○大坪技術企画課長** 技術企画課であります。当課の平成31年度当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の379ページをごらんください。

当課の当初予算額は、一般会計3億4,136万1,000円であります。

以下、主なものを御説明いたします。

381ページをお開きください。

初めに中ほどの(事項)土木工事積算管理検査対策費6,923万3,000円あります。このうち、下の説明欄の3、公共工物品質確保推進事業3,194万8,000円ありますが、これは将来にわたる公共工物品質確保を実現するため、施工体制監視チームによる施工体制点検や、県内

技術の活用推進を図るための新技術活用促進システムの運用、職員の技術力向上など、改正品確法の取り組みを推進していくための環境整備や人材育成を行うものであります。

ページをめくっていただいて、382ページをお開きください。

(事項)公共工事技術力向上事業費のふるさとみやぎ土木の魅力発信事業207万7,000円でございます。これは、公共事業や建設産業の重要性について、若者を初め、広く県民の理解を深め、将来の担い手確保や社会資本の計画的かつ効率的な維持、整備体制の構築を図るため、インフラのストック効果事例集の作成や小中学生、高校、大学生を対象とした出前講座、現場見学会などを実施するものであります。

技術企画課につきましては、以上であります。

**○後藤委員長** 3課の説明が終了しました。

質疑はありませんか。

**○有岡委員** 議案第21号の件でお尋ねいたします。

この特定所有者不明土地のことで、条例化していく中で、どの程度こういう特定所有者不明土地がある見込みなのか、大体の検討がついていらっしゃるのか。それとも事案が出てきたときに対応するための条例と理解してよろしいのか、そこら辺を。

**○河野用地対策課長** 全国にどれぐらいの所有者不明土地があり、その中で今回の特定所有者不明土地と言われるものがどれぐらいあるのかで言いますと、これは国が調査した数字になりますけれども、平成28年度に全国で地籍調査が実施された62万2,608筆の土地を対象にしたところで、特定所有者不明土地、登記簿上の最初の所有者の所在が確認できなかったものが、大体20%程度ということになりまして、その20%をさ

らに追跡調査したところ、最終的に所有者不明とされた土地が全体の約0.4%で2,526筆となっております。

この調査のときの、宮崎県の状況を御説明しますと、宮崎県では、最初に調査対象となった国勢調査の行われた土地が2万1,509筆、そしてこの中で所有者が当初確認できなかった土地が、全体の13%で、2,838筆になって、最終的に所有者が不明といったものが、全体の1.5%に当たる329筆という数字が出ております。

全国からいくと、宮崎県はちょっとパーセンテージが高いですけれども、実際にこの条例でどれぐらい出てくるかということになると、これはまた別の話で。特定ということで、所有者が判明できなくても、事業に対して反対がないとか、そういった土地になりますので、なかなか数的なものが想定できないのですけれども、法が施行されますので、宮崎県としても、対応をとるというところで条例を制定させていただくところでございます。

**○有岡委員** これは積極的に取り組むとすれば、やはり地域の活性化なり、NPOの活動拠点をつくっていただいたり、地方創生の考え方からしても、ある程度積極的に取り組むことが予想されるんですが、最終的には、土地を取得することが可能だということで、この土地を購入するとなったときに、この所有者が不明な中で、その土地を購入する。その購入したものは、どこに行くのか、そこがよくわからないのですが、10年間は使用するにしても、最終的には取得したいということで、土地収用法の中で、購入するときには、県に入ってくるのか、そこら辺がよくわからないのですが、もしわかっていたら、参考にお答えください。

**○河野用地対策課長** 基本的に、土地売買が行

われますと、相手方に土地の補償金を渡すのが通常ですけれども、今回、対象者がいないといった場合には、今も行っておりますけれども、法務局に供託を行う形になります。

ですから、10人のうち、例えば8人がわかって、2人がわからないといった場合には、2人分は供託をされる形になります。

**○有岡委員** ありがとうございます。

**○中野委員** この地域福利増進事業のほうは、使用権ですから、また延長も10年ずつできると思うので、これは問題ないと思うのですが、所有権の取得のほうです。

収用委員会にも余り届けられなかったようなものを、知事の裁定により、土地を取得するわけでしょう。知事の腹でしょうね。宮崎県に最終329筆と言われたかな。これ事業するとき、本当に決裁が下りるものですか。

**○河野用地対策課長** まず、土地を取得となりますと、収用法になりますけれども、今回の事業の不明者土地法につきましては、収用法の特例という形で、その特例は、手続が簡潔になったということであって、収用法の趣旨である公共性がある土地の収用という部分では、全然変わらないこととなります。

ですから、土地を収用したい、取得したいといった場合に、県の事業であれば国から、まず事業認定を受けることによって、公共性が付与されて、土地収用権も与えられる形になります。

それで、今回の土地収用法における特例の取り扱いは、そういう事業認定を受けた、公益性のある事業に対して、判明している所有者、共有者の中の判明している人たちが反対をしないという大きな要件があります。反対をしていないので、意見聴取をやる手続を簡略化することで、期間が短くなりますよという手続となりま

す。

土地を取得する部分においては、土地収用と何ら変わらないので、知事としても、裁定がしやすいのではないのかなと思います。

○中野委員 ここ二、三年でいいですが、収用にかけた件数は、どのくらいあるんですか。

○河野用地対策課長 過去、10年間の状況ですけれども、収用裁決案件は20件ありました。この中で、今回の土地収用の特例に当たるようなものはあるのかとなりますと、今のところ、所有者の反対がないという条件がありますので、過去20件においては、それぞれに権利関係の問題があって、反対があったりとかいうような条件で、争いがありますので、今回事例として上げられるような案件ではないということになります。

○中野委員 相続者が1人でもわかっている分については、この案件にはならないわけですよ。反対しているけど、どうしても道路つくりたくないから収用に普通はかけますよね。さっき最終で329筆あったと言われたけれど、反対者もないものに手続がただ簡素化されただけであれば、収用委員会でも、さっさとできたはずよ。最初329筆あったというのは、ちょっと意味がわからんけれどな。

○河野用地対策課長 先ほど言いました329筆につきましては、地籍調査を行った土地でありまして、取得しようとした土地ではありません。

○中野委員 わかりました。御承知のとおり、国道、県道、あちこちでストップしていますが、特にえびのは多いような気がします。

全て所有者はわかっているのに、相続権等の問題でできないわけだから、これには該当しないと判断できるわけですね。

○河野用地対策課長 個別具体的な中身がわか

らないので、余り言えませんが、具体的には、所有者、相続人の中で、土地の権利の争いがあったりとかした場合には、今回の知事裁決には該当しない形になります。

どうしても国県道において、用地を買収しないといけないとなると、まずは事業認定を受けないといけませんので、事業認定手続を受けて、そして取得するということで、収用委員会に上げるか、反対がなければ知事裁決を求めるかという2つの方向になってくるのかなと思います。土木事務所も頑張っておりますので、日々用地交渉を続けていくことになるかと思えます。

○中野委員 この特定所有者不明土地ですが、昔のじいちゃんの名前で相続権があって、数百名いますよね。日本にいる人は、死亡とかそこで途絶えたりすれば大体わかるけれど、えびのは移民者が多いものだから、ブラジル関係がかなりあるんです。そのブラジルの先がわからない。

例えば100人に相続権があって、1人ブラジルの人がわからないとした場合、その1人だけでも、特定所有者不明土地となるんですか。例としてですよ、99人は所有者がわかっているけれど、1人ブラジルに行って不明だという場合も特定所有者不明土地になるんですか。

○河野用地対策課長 1名であっても、残りの99名が反対をしていなければ、これに該当するかと思います。

ただ、1名であれば、多分、不在者財産管理人とか、別な方向を使ってやっていくのかなと思います。

○中野委員 1名というのは例えばの話を言っただけのことで、特定所有者不明土地を理解するために質問したんです。1人でもいれば、そうなるということですね。

○坂口委員 所有者の相続権利者がわからないということはないんですよね。誰々が権利があると。その中で居場所がわからない、ただ当たらないというのが、所有者不明ということになると思うんですけど。わからなくなるまでの、公告をして、それを求めたりする手続、努力をどこまでやられて、結果、わからないという線引きが一つ要と思うんです。

そこをどう判断するのかというのが。それを判断した上でしか、知事は権利の行使ができないと思うんですけど。これが不明ですというのは、どんな場合になっていくんですか。

○河野用地対策課長 相続人探索の手続のことになると思うんですけども、今までは、まず登記簿を見て、戸籍を調べて、一つ一つ相続図をつくって、そして住所を確認していくと。

住所がわかって、その市町村に対して、公用申請で住民票をとったりとか、一人一人を確認して、そして不在であるとか、確認できないといった場合には、やり方として、不在者財産管理人を使ったりとか、ほかの手を使って、一応取得しようとしては、最後までわからないといった場合には、事業の変更というような形をやったりとかしていたわけですが、今回の特定所有者不明土地法につきましては、まず、当然登記簿、戸籍から相続人を調べ、やっていくという形になりますけれども、今までは、近隣の古老に話を聞いたりだとか、いろいろ探索をやってきたけれども、ある程度簡素化していいという手続が今回示されております。あと、今まで使えなかった課税台帳とかも市町村に頼んで見せてもらうことも出来る手続になってきましたので、ある程度のところまでは、確認がとれるのかなと。

ただ、国が今までみたいにとことん調べ上げ

ていくような手続までいかななくてもいいよと示しております。

○坂口委員 最終的に不明だという判断を受けて、知事は権利を行使すると思うんですけど、これで不明だという最終的な判断は、どこがやるんですか。

○河野用地対策課長 具体的には、ここまでやりましたよというふうな調書なり意見書なりを出していただいて、それで確認をとる形になるかと思えます。

○坂口委員 知事がこれは対象になるという判断は、知事がやることになるんですか。それとも法務局みたいなところがやることになるのか、裁判所がやることになるのか。

○河野用地対策課長 県で判断することになります。

○坂口委員 そうしたら、大分簡素化されるんですね。

○後藤委員長 ほか、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○弓削管理課長 委員会資料の最後のページ、31ページをお開きください。

平成31年度県土整備部組織改正案についてであります。

県土整備部におきましては、国民スポーツ大会の関連施設の整備を円滑に行うため、営繕課にスポーツ施設担当を設置するものであります。

表をごらんください。上半分が現行の組織であり、点線の下が営繕課の体制であります。改正内容は、現行の体制に加えまして、下の改正後の営繕課にありますとおり、スポーツ施設担当を新たに設置するものであります。

今後、国民スポーツ大会準備課と連携を図り

ながら、施設整備を着実に進めてまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

○後藤委員長 組織改正案についての説明が終了しました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、以上をもちまして、管理課、用地対策課、技術企画課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時44分休憩

---

午前10時46分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

それでは、道路建設課、道路保全課、高速道対策局の審査を行います。

議案に関する説明を求めます。

○中村道路建設課長 道路建設課であります。当課の平成31年度当初予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明書の383ページ、道路建設課のインデックスの部分をお開きください。

当課の当初予算額は187億2,526万3,000円です。

以下、主な事業について御説明いたします。

385ページをお開きください。

初めに、表の中段部分になりますが、(事項)直轄道路事業負担金19億5,200万円です。これは、国道10号や国道220号において行われまず国の直轄道路事業に対する県の負担金です。

次に、表の一番下から一つ上の段、(事項)公共道路新設改良事業費162億9,341万円です。主な内容を御説明いたします。

一番下、1の道路改築事業が18億2,370万円、これは都城志布志道路などの整備に要する経費です。

次の386ページをお開きください。

上のほう、2の社会資本整備総合交付金事業(道路)が135億9,325万9,000円です。これは、宮崎西環状線など県が管理しております国県道の整備に要する経費です。

道路建設課は以上です。

○廣前道路保全課長 道路保全課です。当課の平成31年度当初予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の387ページ、道路保全課をお開きください。

当課の当初予算は152億4,203万1,000円です。

以下、主なものを御説明いたします。

389ページをお開きください。

まず、中ほどの(事項)道路管理費9,069万2,000円です。これは、県が管理する道路管理に要する経費でありまして、道路台帳の修正やボランティア団体等が行う活動への支援などを行っております。

続きまして、390ページをお開きください。

上から2番目の(事項)地域総合メンテナンス事業費11億3,478万5,000円です。これは、道路の巡視、巡回パトロールや応急的な維持工事に要する経費です。

次に、その下の(事項)公共道路維持事業費76億3,524万4,000円です。これは、国の交付金を受けて行う交通安全施設の整備や橋梁・トンネルなどの点検・補修に要する経費です。

次に、その下の(事項)県単道路維持費23億5,990万円です。これは、県が管理する

道路の日常的な維持補修に要する経費であります。

次に、一番下の(事項) 県単舗装補修費13億170万円であります。これは、傷んだ道路舗装の補修工事を行う経費であります。

391ページをお開きください。

一番上の(事項) 沿道修景美化推進対策費 8億6,201万4,000円であります。これは、沿道の植栽の維持管理や除草などを行い、良好な道路環境の保全を行う経費であります。

次に、一番下の(事項) 県単橋梁維持費 5億3,500万円であります。これは、点検結果に基づき橋梁の維持補修を行う経費であります。

予算関係につきましては以上であります。

続きまして、常任委員会資料の25ページをお開きください。

議案第24号「道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、先ほど改正の理由につきまして、管理課長から説明をしたとおりでございます。

道路保全課につきましては以上であります。

○中尾高速道対策局長 高速道対策局であります。当局の平成31年度当初予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料にお戻りいただきまして、435ページをごらんください。

当局の当初予算額は21億7,697万円であります。

以下、主なものについて御説明いたします。

437ページをごらんください。

初めに、中ほどの(事項) 高速道路網整備促進費900万6,000円あります。これは、高速道路網の早期実現に向けまして、建設促進大会の開催に必要な経費の負担や国等関係機関への要望活動を行うものであります。

次に、その下にありますが、(事項) 高速自動車国道等直轄事業負担金20億7,117万円あります。これは、東九州自動車道及び九州中央自動車道につきまして、国が実施する直轄事業に要する費用の一部を負担し、これらの整備促進を図るものでございます。

高速道対策局につきましては以上でございます。

○後藤委員長 3課の説明が終了しました。

質疑はありませんか。

○有岡委員 386ページで先ほど宮崎西環状線のお話がありましたけれども、今、進捗状況が大変気になっているんですが、現状を教えてください。なければありがたいと思います。

○中村道路建設課長 宮崎西環状線でございますけれども、今古城のところの工事を行っておりまして、29年度末で約3割弱という進捗状況になっております。何分非常に大きな構造物等もありますので、まだ現段階ではそういう状況でございます。

○有岡委員 一時事業を凍結するような話もあったものですから、現在進んでいると理解してよろしいでしょうか。

○中村道路建設課長 地元からいろんな御議論があったかとは思いますが、現在はスムーズに行っておりますので、あとはしっかり予算を確保して、事業を進めてまいりたいと考えております。

○有岡委員 ありがとうございます。それと、390ページの県単舗装補修費について、前年度の予算19億だったものが13億と、6億ほど減額になっているんですが、減額の理由等ありましたら。

○廣前道路保全課長 この件に関しましては、骨格予算になっており、このほかにまた補正でお願いをしたいと思っております。県単の特



別枠を考えております。当面13億ですけれども、前年度並みを確保していきたいと考えております。

○有岡委員 ありがとうございます。

○後藤委員長 ほか、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、以上で、道路建設課、道路保全課、高速道対策局の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時56分休憩

---

午前10時57分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

続きまして、第3班、河川課、砂防課、港湾課の審査を行います。

議案に関する説明を求めます。

○石井河川課長 河川課であります。当課の平成31年度当初予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の393ページをお開きください。

当課の当初予算額は223億7,212万9,000円であります。

以下、主なものを御説明いたします。

395ページをお開きください。

初めに、中ほどの(事項)河川管理費1億654万円であります。これは、河川等の維持管理に要する経費であります。説明欄に記載しております4の河川パートナーシップ事業などにより、官民協働による河川管理の推進等が図られるものと考えております。

次に、一番下の(事項)ダム施設整備事業費2億9,665万円あります。

次の396ページをお開きください。

これは、ダム管理施設の改良や更新を行い、

機能の向上を図るものであります。

次に、中ほどの(事項)公共河川事業費99億4,490万円あります。これは、国の補助により実施する河川改修などに要する経費であります。説明欄に記載しております、1から7までの事業により、堤防の整備や河道掘削、宅地かさ上げなどを実施し、浸水被害の防止・軽減などの防災対策を進めますとともに、津波により家屋等の浸水被害が想定される区域におきまして、堤防のかさ上げや樋門の自動閉鎖化などの対策を進めていくものであります。

次に、397ページをごらんください。

一番上の(事項)県単河川改良費3億314万7,000円あります。これは、国の補助対象とならない小規模な河川改修や堆積土砂の除去などを実施するものであります。

次に、398ページをお開きください。

上から3番目の(事項)直轄河川工事負担金7億2,578万9,000円あります。これは、国が実施する大淀川などの直轄区間の河川改修や宮崎海岸事業に対する県の負担金であります。

次に、399ページをごらんください。

上から2番目の(事項)公共海岸事業費2億3,800万円あります。これは、国の補助により海岸保全施設の老朽化対策などを行うものであります。

次に、400ページをお開きください。

中ほどの(事項)公共土木災害復旧費82億3,400万あります。これは、道路や河川などの公共土木施設が被災した場合の復旧に要する経費であります。

次に、委員会資料の26ページ、27ページをお開きください。

議案第25号「河川法に基づく流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例」及び議案第26号

「海岸法に基づく占用料等徴収条例の一部を改正する条例」の改正理由につきましては、管理課長から説明したとおりでございます。

なお、議案第25号における発電用の流水占用料については、国土交通省告示により定められた上限額が現時点で未改定のため、国により上限額の改定が行われましたら、速やかに改定を行う予定でございます。

河川課は以上であります。

○矢野砂防課長 砂防課であります。当課の平成31年度当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料にお戻りください。ページ数は403ページ、砂防課インデックスのところですよ。

当課の当初予算額は58億8,814万7,000円です。

以下、主なものを御説明いたします。

405ページをお開きください。

一番下の(事項)公共砂防事業費27億177万円です。これは、土石流のおそれがある溪流での砂防堰堤などの整備や地すべりのおそれがある箇所での対策工事を行う事業です。

406ページをお開きください。

一番上の(事項)公共急傾斜地崩壊対策費24億6,671万5,000円です。これは、急傾斜地の崩壊のおそれがある箇所での擁壁工やのり面工などの整備を行う事業です。

次に、一つ飛びまして、(事項)県単公共砂防事業費1億6,303万6,000円です。これは、国庫補助の対象とならない小規模な砂防工事や、砂防堰堤に堆積した土砂の除去などを行う事業です。

407ページをごらんください。

一番上の(事項)県単公共急傾斜地崩壊対策事業費です。金額が9,522万1,000円であ

ります。これは、既存の急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕などを行う事業です。

次の(事項)直轄砂防工事負担金3億4,940万4,000円です。これは、霧島火山群からの土砂流出による被害を防止するために、国が実施しております直轄砂防事業に対する負担金です。

最後になりますけれども、(事項)土砂災害防止啓発推進事業費205万5,000円です。これは、土砂災害に関する防災知識の普及・啓発活動などに要する経費です。

砂防課は以上であります。

○江藤港湾課長 港湾課です。当課の平成31年度当初予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の409ページ、港湾課のインデックスのところをお開きください。

当課の当初予算額は、一般会計62億9,856万6,000円、港湾整備事業特別会計9億1,371万6,000円、一般会計と港湾整備事業特別会計合わせまして72億1,228万2,000円です。

以下、主なものを御説明いたします。

411ページをお開きください。

まず、一般会計について御説明いたします。

下から2番目の(事項)空港整備直轄事業負担金2億5,133万1,000円です。これは、宮崎空港の耐震化等に係る直轄事業に対する負担金です。

次に、412ページをお開きください。

一番上の(事項)公共海岸保全港湾事業費6,825万円です。これは、国庫補助及び交付金事業により、台風等に伴い海岸に大規模に漂着した流木等の処理や海岸保全施設の整備を行うための経費です。

一番下の(事項)港営費3億2,555万5,000円です。これは、県内港湾施設の管理運営

やポートセールス活動等に要する経費であります。

次に、413ページをごらんください。

一番上の(事項) 港湾維持管理費 6億3,047万円であります。これは、岸壁や臨港道路等の港湾施設の維持補修に要する経費であります。

次に、中ほどの(事項) 特別会計繰出金 3億4,429万3,000円であります。これは、港湾整備事業特別会計の歳入不足を補うため、一般会計から繰り出しを行うものであります。

次に、一番下の(事項) 港湾調査費 1億7,800万9,000円であります。これは、航行安全のための深淺測量や港湾に関する調査等を行うための経費であります。

このうち、説明欄の2、新規事業「宮崎港官民連携型複合ビル整備手法検討事業」につきましては、後ほど委員会資料で御説明させていただきます。

次に、414ページをお開きください。

上から2番目の(事項) 直轄港湾事業負担金 7億3,500万円あります。これは、細島港及び宮崎港の防波堤等の整備に係る直轄事業に対する負担金であります。

次に、一番下の(事項) 公共港湾建設事業費 25億2,029万5,000円あります。これは、国庫補助及び交付金事業により、県内港湾において防波堤や岸壁などの整備を行うための経費であります。

次に、415ページをごらんください。

中ほどの(事項) 港湾災害復旧費 7億4,741万円あります。これは、台風等により被災した公共港湾施設の復旧に要する経費であります。

一般会計については以上であります。

次に、416ページをお開きください。

港湾整備事業特別会計について、主なものを

御説明いたします。

一番上の(事項) 細島港管理運営費 2億9,097万8,000円あります。これは、細島港の荷役機械、引き船等の管理運営に要する経費であります。

一番下の(事項) 宮崎港管理運営費 1億6,844万8,000円あります。これは、宮崎港のフェリーターミナルビル、引き船、マリーナ等の管理運営に要する経費であります。

次に、417ページをごらんください。

一番上の(事項) 油津港管理運営費 7,644万2,000円あります。これは、油津港の上屋、荷役機械等の管理運営に要する経費であります。

次に、下から2番目の公債費 3億4,429万3,000円あります。これは、荷役機械や上屋等の港湾機能施設の整備に要した起債の元利償還に要する経費であります。

港湾整備事業特別会計については以上であります。

続きまして、委員会資料の13ページをお開きください。

新規事業、宮崎港官民連携型複合ビル整備手法検討事業について御説明いたします。

1の事業の目的・背景であります。宮崎港のフェリーターミナル周辺では、津波発生時のより安全な緊急避難場所の確保や周辺行政庁舎等の老朽化が課題となっております。

一方、港周辺では、道路整備の進捗など環境の変化が起きていることから、フェリーターミナルと行政機関、さらには民間施設が入居し、防災と観光拠点としての機能を持った複合ビルの整備を考えておまして、その手法の一つとしまして、民間の資本やノウハウを活用した整備について、その可能性を検討することを調査の目的としております。

下の写真をごらんください。

写真中央の白抜きの赤枠で囲んだ部分が、現在のフェリーターミナルの北側になりますが、今回検討する複合ビルの予定地として考えております。

まず、周辺の行政庁舎等の老朽化状況であります。写真の上部中央にありますフェリーターミナルにつきましては、建築後約30年、右側中央の宮崎港を管理しております中部港湾事務所につきましては、約50年が経過し、雨漏りや柱にクラックが発生している状況であります。

一方で、近年、宮崎港の周辺環境の変化といたしましては、写真中央の九州最大級の商業施設の立地や緑で示しました住宅や商業施設の建設が進んでいる土地区画整理区域、真ん中の黄色線で示しました宮崎港と宮崎駅を結ぶ都市計画道路の整備、また、港におきましては、写真左上のカーフェリーや写真右上のRORO船——これは下に注釈をつけておりますが、トレーラーなどの大型車両が直接乗り込める貨物船でありますけれども、これらの大型化などが進められているところであります。

さらには、国道219号広瀬バイパスが完成いたしますと、青線で示した一ツ葉有料道路などと一体的に利用可能となり、宮崎港や宮崎空港と西都インターチェンジが結ばれ、物流拠点である宮崎港の役割がますます重要となりますことから、この複合ビルの整備は、官民双方にとってメリットがあるものと考えております。

次に、2の事業の概要であります。

事業費は2,138万9,000円で、財源は一般財源であります。事業期間は平成31年度としております。事業内容であります。アの複合ビルに関する検討は、複合ビルに必要な機能を整理しまして、施設の配置等を想定したモデルプラン

の作成や概算事業費の算定を行います。その検討結果をもとに、イの民間活力の導入可能性調査、ウの課題の整理と整備の検討と進めてまいります。

最後に、3の事業の効果であります。今回の調査により、行政機関と民間施設の入居を想定した複合ビルにつきまして、民間活力による整備の可能性を示すとともに、今後の庁舎建てかえや集約の参考事例になるものと考えております。

当初予算につきましては以上であります。

次に、議案第21号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」につきましては、管理課長から既に説明済みですので、割愛させていただきます。

最後に、委員会資料の28ページをお開きください。

議案第27号「宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例」につきまして御説明いたします。

1、改正の理由であります。まず、(1) サンマリーナ宮崎の係留施設(浮き栈橋)等について、使用料額の取り扱いを明確にするため、所要の改正を行うものであります。

次に、(2) 細島港における引き船(タグボート)の運営方式等を平成31年度中に変更することに伴い、引き船の使用料について所要の改正を行うものであります。

次に、(3) 管理課長より説明のありましたとおり、消費税及び地方消費税の引き上げに伴い、入港料等について所要の改正を行うものであります。

2の改正の内容であります。 (1) 条例別表第1に定めるサンマリーナ宮崎の係留施設(浮き栈橋)、上下架施設、ボートヤード及びメンテナンスヤードの使用料について、使用料額の取

り扱いを明確にするものであります。

下の改正例をごらんください。こちらは、浮き栈橋について例示したものであります。

その他の使用料についても共通しておりますが、単位の欄のとおり、長さ5メートル未満の船舶から長さ11メートル以上の船舶まで5つに区分し、船舶の長さに応じて額を定めております。

今回、長さ11メートル以上の船舶について、右下の太枠で囲んだとおり改正し、長さ11メートルの使用料額の取り扱いを明確にすることとしております。

29ページをごらんください。

(2) 条例別表第1に定める引き船の使用料について、細島港に係る基本料金等を改正するものであります。

平成31年度中の引き船の運営方式の変更に伴い、引き船の馬力を引き上げることとしており、馬力の向上や近隣の他港との使用料の比較等を踏まえ、細島港の引き船使用料を現行の約1.5倍に引き上げるものです。

下の改正例をごらんください。こちらは細島港の使用頻度の最も多い総トン数2万トン以上3万トン未満の船舶に係る使用料の額であります。外航船舶と外航船舶以外の船舶において額が異なりますのは、外航船舶に係る使用料については消費税の課税が免除とされているためであります。

次に、(3) 消費税の引き上げに伴う改正についてであります。入港料等の使用料に消費税の引き上げ相当額を加算するものであります。

それぞれの改正に係る具体的な使用料の金額につきましては、お手元の平成31年2月定例県議会提出議案の153ページから195ページまでに掲載しております。

最後に、3、施行期日についてであります。2の(1)につきましては、公布の日から、2の(2)につきましては、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から、2の(3)につきましては、平成31年10月1日から施行したいと考えております。

港湾課は以上であります。

○**後藤委員長** 3課の説明が終了いたしました。質疑はありませんか。

○**黒木委員** 歳出予算説明資料の414ページ、港湾課の直轄港湾事業負担金7億3,500万、細島港と宮崎港ということでしたけれど、説明では防波堤でしたが、沖防波堤の整備費なんですか。

○**江藤港湾課長** はい、細島港につきましては沖防波堤の整備になります。

○**黒木委員** この当初予算では16号岸壁の整備予算はついていないのでしょうか。

○**江藤港湾課長** 16号につきましては今新規で要望しているところで、予算としては確保しております。直轄ではなくて、こちらは県の予算になりますので、414ページの一番下の事項、公共港湾建設事業費の中で確保しております。

○**黒木委員** どれぐらいの予算が充当されるんですか。

○**江藤港湾課長** 予算としては、16号は当初で4,000万円を計上しております。

○**黒木委員** はい、わかりました。

○**有岡委員** 河川の土石の採取ということで、県の所管する一級河川等をやっていると思いますが、平成17年の台風のときには大淀川でしたら、国が相生橋のところは河川を採取した経緯があるんですが、今後中州があったり、いろんところに堆積物があるものから、本流の堆積をお願いしたいということをお願いいたします。

し上げたら、国が今回の補正で若干やるということは聞いているんですが。根本的には河川の採取を今後継続して民間でもやっていけるような、そういった取り組みをお願いしていく手法はないのかどうか地元で聞かれるので、もし県のほうで何か名案があれば教えていただきたいと思いますが。

**○石井河川課長** 堆積土砂の除去ということで、大淀川本川、特に昨年浸水等ございまして、それについては補正予算の国土強靱化分ということで、河川管理者のほうで掘削をすると聞いております。

お尋ねの民間でということですが、砂利採取業者なりでということだろうと思うのですが、県では、砂利採取業者に砂利採取をさせることはやっておりません。国のほうでは、延岡の五ヶ瀬川等でそういう申請があった場合には、その都度ケース・バイ・ケースで検討して、砂利採取業者に採取をさせるというようなことはやっていると聞いております。

ということで、今砂利採取についても、多分国の大きな動きとしては、どちらかというと、民間の力も活用してやっていこうというようなことにはなっていると思うので、相談といいますか、方法としてはあるんだと思います。

**○有岡委員** 今後、国交省あたりとまた相談しながら取り組んでみたいと思っております。

もう1点よろしいでしょうか。家畜防疫等の口蹄疫の話題が出たり、豚コレラの話題が出たりするとやっぱり空港とか港というのが、すぐ話題になるんですが、今回、当初予算の中でそういった防疫関係に関連する予算が絡んでいるのか。それとも県内でそういった海外からの渡航があるような場所に対する港湾課としての対策があるのかどうか、お尋ねします。

**○江藤港湾課長** 防疫体制についての予算につきましては、歳出予算説明資料の412ページの一番下に港営費という事項がございまして、その中でこういった港湾の管理等の予算は確保しております。

実際、そういった豚コレラとかがあれば、例えば海外で発生した場合は、防疫マットを敷いたり、防疫のプールを設置したりとか、海外で発生した場合、国内で発生した場合と、そういった基準を設けて対応しているところです。

**○有岡委員** 常在危機という意味ではいつ発生するかわからないわけですので、やはりこれは継続して、今後とも必要だと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

**○江藤港湾課長** わかりました。ありがとうございます。

**○坂口委員** 勉強のために、説明資料の413ページの港営費の中の3番目の県有資産所在市町村交付金。この交付金の交付対象施設はどういった条件のものなのかというのと、交付額の算定は何に基づくのかを勉強のためにひとつ。

**○江藤港湾課長** 県有資産所在市町村交付金ですけれども、本来市町村は土地ですとか建物等の不動産に対しまして固定資産税を徴収しておりますが、国、県が所有する土地とか建物については、非課税とされております。

しかしながら、地方公共団体が民間に対して貸し付けを行っているものに対しましては、通常の一般人が利用している形態と変わらないということで、固定資産税の代替措置として、地価ですとか貸付面積等に応じまして、市町村交付金を交付しております。

**○坂口委員** そういった中で、当然その対象にすべき施設もあると思うんですね。ところが、各市町村がそれは地域活性化のためにうちにつ

くってくれって、県の事業に対して誘致を一生懸命やって、ああよそに行ってしまったというありがたい施設と、別にあってもなくてもいいよなという、これ民間だったら税金が入るよな、県だったら免税だよなと、それはうちは税金損しているじゃないかというような施設と、そんなもの来てもらったら困るよという施設と、同じ県有でも3通りあると思うんですよ。

だから、迷惑、何でもない、それからありがたい、そこらの判断から僕は交付していくべきじゃないかという気がするんですね。

だって、例えばですけど、新富に港があって、そこに集客に貢献するような施設があれば、それは町費を出してでも欲しいですもんね、地元負担金を出しても。それができた上に、まして交付金をもらえるのと、一生懸命やったけれど、とうとう来なかったというのでは、何にももらえないのは、そこらの公平性です、これはもう税制だからしょうがないかもしれないけれども。あるいは自治法とかの根拠法があるからしょうがないかもわからんけれど、ここはやっぱりちょっと整理しないとイケないような気がするんですよ。

これは、答えの出しようがないやつであるけれど、余り詳しくわからないままにそういう疑問を持っていたものだから、今勉強のために聞いて。ちょっと疑問に残るところだなと思って、答弁はいいですよ。

**○星原委員** 砂防課の406ページの公共急傾斜地崩壊対策費。前年度からすると、ことしはかなり予算も組んでいただいているみたいなんですけれど、この県内の急傾斜地の崩壊対策ということで、今どれぐらい工事は進んでいる状況なんですか。

**○矢野砂防課長** おおよその整備率でいきます

と、約3割という整備状況になっております。

**○星原委員** 3割だと、まだ3分の2ぐらいはそれぞれ危ないということですよ。この急傾斜のところは、多分人家があるところが入っているはずなんです。そうすると、南海トラフだとか、いろんな地震等が起きたときに、そういう危険度が高いところにもう少し、強靱化対策とかそういう形で——今回も4億6,000万円ぐらいはふえていますし、そういう宅地、人命にかなり影響が出そうなところから進められているとは思いますが、やはりなるべく早くこういう危険地域を取り除く形をとっていただきたいと思うのですが、予算の要求の仕方なんかはもうこのぐらいでしか予算を組めないんですか。ことしの場合で24億ぐらいですが、それどうなんでしょうか。

**○矢野砂防課長** 委員がおっしゃるように、まだ急傾斜の整備率が低いということで、砂防課としましても、避難所があるところ、あるいは避難路があるような箇所、要配慮者利用施設があるような箇所を重点的に整備しているところであります。

ですから、まず、そこを整備していこうという大きい方針を持っております。

予算の規模ですけども、今事務所を通じて市町村から要望が上がってきて、上がってきたものはほぼ多目に上げて、今回国が緊急対策という形で多目につけていただいたということで、今のところこれが執行できる額ということで上げています。

**○星原委員** ありがとうございます。

**○後藤委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○後藤委員長** それでは、以上で、河川課、砂防課、港湾課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時30分休憩

---

午前11時31分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

それでは、都市計画課、建築住宅課、営繕課の審査を行います。

議案に関する説明を求めます。

○米倉都市計画課長 都市計画課であります。当課の平成31年度当初予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料419ページ、都市計画課をお開きください。

当課の当初予算額は53億6,465万円でありませぬ。

以下、主なものを御説明いたします。

421ページをお開きください。

一番下の(事項)住みよいふるさと広告景観づくり事業費3,917万2,000円であります。これは、良好な景観づくりを推進するため、屋外広告物が適正に表示されるよう屋外広告物監視員がパトロールを行い、監視・指導するためなどの経費であります。

次に、422ページをお開きください。

一番上の(事項)都市計画に関する基礎調査実施事業費5,600万円であります。これは、都市計画の適切な見直しを行うために実施する調査で、都市計画区域内の人口や土地利用、建築物の現況等について調査・分析するための経費であります。

次の(事項)美しい宮崎づくり推進事業費2,024万9,000円あります。これは、美しい宮崎づくりを推進するため、県民、事業者に対する普及啓発や人材育成のほか、市町村とともに各種団体が取り組む景観形成活動への支援などを行う

経費であります。

次の(事項)県単街路事業費5,500万円ありますが、説明欄にあります新規事業「宮崎駅西口駅前広場整備事業」につきましては、後ほど常任委員会資料にて御説明いたします。

次の423ページをごらんください。

一番上の(事項)公共街路事業費23億4,753万6,000円あります。これは、都市における安全で円滑な交通の確保や良好な市街地の形成を図るため、街路の整備を行う経費であります。

次に、その下の(事項)公共都市公園事業費1億5,900万円あります。これは、快適に利用できる都市公園を目指し、老朽化した公園施設の更新などを行うための経費であります。

次に、その下の(事項)県単都市公園整備事業費20億7,270万7,000円ありますが、説明欄にあります新規事業「総合運動公園津波避難施設整備事業」につきましては、後ほど常任委員会資料にて、美しい宮崎づくり推進室長より御説明いたします。

歳出予算説明資料の説明は以上であります。

次に、常任委員会資料の14ページをお開きください。

新規事業、宮崎駅西口駅前広場整備事業であります。

1の事業目的等ありますが、(1)目的としましては、陸の玄関口である宮崎駅の西口駅前広場の再整備によって、民間開発による複合ビルの建設で創出される新たなにぎわいをさらに大きくするとともに、人の流れを中心市街地につなげることなどを目的に行うものであります。

次に、(2)広場整備の基本的な考えについてありますが、右側のページ、15ページをごらんください。

この図面は、総合政策課が設置しました宮崎



駅西口広場再整備検討委員会で策定された計画図でございます。上段がパース図で、下段が平面計画図となっております。いずれも上側が宮崎駅、向かって左側がKITENビル、右側が民間が計画している複合ビルの建設予定地となっております。

下段の計画平面図をごらんください。

現在の駅前広場の平面図に、整備計画の内容を着色して表示しております。広場整備の基本的な考え方としては、大きく3点ございます。

1点目は、アのにぎわいをつくり、さらに大きくする広場づくりということです。右上にイベント空間と表示した部分には、赤の点線で表示しております位置に大屋根を設置し、イベントが開催できる広場として整備する計画としております。

2点目は、イのにぎわいを中心市街地へつなげる広場づくりということです。複合ビルやイベント広場などで創出されたにぎわいを、下のほうのあみーろードへつなげることなどを目的として、人の動線を形成する「にぎわい・交流空間」を整備する計画としております。

3点目は、ウの人々が憩い、誰もが安心して歩いて楽しめる広場づくりということです。現在の道路部分にイベント空間やにぎわい・交流空間が整備されることから、自動車・歩行者双方の安全を確保するため、動線を分離することや、図面に青文字で「タクシー乗降場」と記載しております場所に、身体障がい者の方や高齢者の方々など、安心してタクシーの乗降ができるスペースを整備することとしております。

また、雨天時にはぬれずに駅舎とバス、タクシー乗降場の間を移動できるよう、図面では薄い青色で表示しておりますが、歩行者の動線にあわせて、シェルターと呼ばれる通路用の屋根

を設置することとしております。

あわせて、利用者の利便性を確保する観点から、バス乗り場の位置を一部変更することとしております。

14ページに戻っていただきまして、2の事業の概要であります。

予算額は3,000万円で、事業内容は、西口駅前広場の再整備に向けた設計などを実施するものであります。

次に、3の事業効果であります。西口駅前広場の再整備を行うことにより、中心市街地の活性化や観光・物産面での県内全域への波及などが図られるものと考えております。

最後に、4の今後の予定でございますが、表の下段のとおり、複合ビルにつきましては、本年度既存建築物の取り壊し等が行われ、来年度から建設工事に着手し、2020年秋のオープンを予定していると同っております。

広場の整備につきましては、表の上段に記載しておりますとおり、本年度は基本計画を策定しているところであり、2019年度はその結果を踏まえ、照明設計などの詳細設計を行うこととしております。

また、工事につきましては、詳細設計の策定後、着手したいと考えております。

都市計画課の説明は以上であります。

**○森美しい宮崎づくり推進室長** 都市計画課、美しい宮崎づくり推進室でございます。委員会資料の16ページをお開きください。

新規事業、総合運動公園津波避難施設整備事業について御説明いたします。

1の事業の目的であります。県総合運動公園では、現在、サンマリスタジアム、第1陸上競技場メインスタンド、青島青少年自然の家に避難誘導しておりますが、津波到達までの避

難可能距離500メートル以内などを考慮しますと、既存避難施設のみでは避難スペースが不足することから、南海トラフ地震など最大クラスの地震による津波の発生に備え、総合運動公園利用者の安全を確保するため、新たな避難施設を整備するものであります。

なお、新たな避難施設となる避難デッキにつきましては、階段やスロープの設置を行い、また、盛り土高台につきましては、第1陸上競技場東側芝生スタンドと接続させ、一体的な利用を可能にすることで、公園利用者の避難時の安全を確保するよう検討を進めております。

2の事業の概要であります。平成31年度の予算額は18億4,000万円でございます。総事業費は約42億から62億円と幅がございますが、盛り土高台の工事に関しまして、国土交通省宮崎河川国道事務所が施工中であります、東九州自動車道清武南インターチェンジから日南北郷インターチェンジ間で発生する建設残土を国のほうで運搬していただき、盛り土として活用することで工事費を削減できることから、この場合、総事業費を約42億円と見込んでおります。

なお、盛り土材料を全て県側で確保した場合の総事業費は、土砂運搬等が必要となるため約62億円を見込んでおります。

事業期間は、平成31年度から32年度を予定しております。事業内容は、表に記載しておりますが、平成31年度は、Aエリアでは3塁側避難デッキ1カ所、Bエリアでは盛り土高台1カ所、Cエリアではテニスコート側避難デッキ1カ所の工事に着手をいたします。

3の事業効果であります。5カ所の避難施設を整備することで、新たに3万1,300人が避難可能となり、総合運動公園利用者のさらなる安全が確保されます。

総合運動公園津波避難施設整備事業について、説明は以上でございます。

続きまして、議案第21号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてありますが、先ほど管理課長から説明したとおりであります。

続きまして、委員会資料の30ページをお開きください。

議案第28号「都市公園条例の一部を改正する条例」についてであります。

こちらにつきましても、管理課長から説明しましたとおり、消費税及び地方消費税の引き上げに伴い、都市公園に係る使用料の改正を行うものでございます。

美しい宮崎づくり推進室は以上でございます。

**○志賀建築住宅課長** 建築住宅課であります。当課の平成31年度当初予算について御説明いたします。

再び歳出予算説明資料にお戻りいただきまして、425ページ、建築住宅課のところをお開きください。

当課の当初予算額は21億2,243万8,000円です。

以下、主なものを御説明いたします。

428ページをお開きください。

一番上の(事項)建築物防災対策費2,753万2,000円です。これは、地震や崖崩れ等による建築物の被災を未然に防止するための対策等に要する経費であります。説明欄にあります3の改善事業「木造建築物等地震対策促進事業」につきましては、後ほど委員会資料で御説明させていただきます。

次に、一つ飛びまして、その下の(事項)建築物地震対策費1億812万6,000円です。これは、木造住宅を除く建築物の耐震化の促進

に要する経費で、大規模な民間建築物の耐震改修費用について補助を行うものであります。

429ページをごらんください。

一番上の(事項) 県営住宅管理費10億6,784万7,000円であります。これは、県内に約9,000戸あります県営住宅の管理に要する経費で、入退去管理や建物の維持管理・修繕に要する経費などであります。

次に、その下の(事項) 公共県営住宅建設事業費6億5,733万1,000円であります。これは、県営住宅の整備に要する経費で、日南市の馬越団地ほか2団地の建てかえを進めるとともに、既存団地の外壁改修などの環境整備を行うものであります。

予算関係につきましては以上でございます。

委員会資料の18ページをお開きください。

改善事業、木造建築物等地震対策促進事業について御説明いたします。

まず、1の事業の目的であります。昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された木造住宅やスクールゾーン内の危険ブロック塀の所有者に対して、国や市町村と連携した耐震対策の支援を行うことにより、大規模地震発生時における人的被害の軽減を図るものであります。

次に、2の事業の概要であります。予算額は1,929万円で、事業期間は平成31年度から32年度までの2年間です。

(4)の事業内容であります。木造住宅の耐震化関連と危険ブロック塀関連の2つがございます。

まず、①の木造住宅耐震対策事業であります。現行の補助メニューについて一部改善を行っております。改善点の1点目は、3)の耐震改修設計費と耐震改修工事費の補助であります。中ほどの図をごらんください。現在、設計と工

事の補助は、図の下のほうにありますように別々に支援をしておりますが、2度の手続が必要で煩雑でありますので、図の上段のように、これらをパッケージで補助するとともに、補助金の限度額につきましても、1戸当たり85万円から最大100万円へと引き上げます。

改善点の2点目は、4)の安全な住宅へ住みかえ等費用補助であります。診断の結果、耐震性が不足すると判定された住宅から耐震性のある住宅への住みかえや、建てかえを行う場合につきましても、耐震性の不足する既存住宅を除却する費用の一部について、新たに補助を行うものであります。

次に、右側の19ページをごらんください。

②の危険ブロック塀等除却促進事業であります。昨年6月の大阪府北部地震でのブロック塀倒壊事故を受けまして、小学校からおおむね半径500メートルのスクールゾーンの範囲で、民間所有の倒壊危険性の高いブロック塀等の除却費用について、上限15万6,000円まで所有者負担なしで補助を行うものであります。

最後に、3の事業の効果であります。大規模地震発生時の建築物の倒壊を防止し、余震や津波からの早期避難が行われることにより、多くの県民の生命や財産の保護が図られるとともに、危険ブロック塀等の撤去が促進されることにより、通学児童の安全確保が図られるものと考えております。

建築住宅課は以上でございます。

**○宮里宮繕課長** 宮繕課であります。当課の平成31年度当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料にお戻りいただきまして、431ページ、宮繕課をお開きください。

当課の当初予算額は2億4,209万円です。

以下、主なものを御説明いたします。

433ページをお開きください。

中ほどの(事項) 営繕管理費1,187万3,000円  
であります。これは、営繕工事に係る単価や設  
計書の作成など、営繕業務等に要する事務経費  
であります。

営繕課は以上であります。

○後藤委員長 執行部の説明が終了しました。

委員協議のため、暫時休憩いたします。

午前11時49分休憩

---

午前11時49分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

ここで休憩をとりまして、再開を午後1時と  
いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時49分休憩

---

午後0時59分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

都市計画課、美しい宮崎づくり推進室、建築  
住宅課、営繕課の説明を受けましての質疑をお  
願いします。質疑はありませんか。

○中野委員 都市計画課にお尋ねしますが、宮  
崎駅西口広場の件ですけれども、この県有地の  
総面積は幾らなんですか。

○米倉都市計画課長 駅前広場にありますが、県有  
地は7,200平米になります。

○中野委員 民間が開発する面積は、どのくら  
いあるんですか。

○米倉都市計画課長 民間が開発する用地は、  
民間の複合ビルが建つ用地のことでしょうか。  
(「はいと呼ぶ者あり」)

まず、駅前広場の南側の下、15ページの下  
の図面の向かって右側に駅前用地というのがござ

いますが、そこが4,160平米で、老松通りを挟ん  
で、あみーろ一ど沿いにもう一棟建つんですけ  
れど、それが2,900平米と聞いております。

○中野委員 15ページの上の図を見ると、ちょ  
うど道路沿いの横断歩道を10名ぐらい歩いてい  
ますよね。こんなに歩く人がいるのかどうかわ  
かりませんが、せっかくなら、もっと安全対策  
的に何か考えられなかったもんかな。

九州でも、わざわざ地下を通ったり、地下に  
また商店街ができたり、いろいろしていますよ  
ね。わざわざこういうところを通らなくても、  
博多駅前あたりもそうになっているし、ほとんど  
そうになっていますよね。

これは人が歩き過ぎではないですか。こんな  
に。

それで、このKITENのほうと何かお互い  
に交流したりする。駅舎のところをずっと通れ  
ばいいかもしれませんけれども、それほどまで  
の開発ではないわけですか。

○米倉都市計画課長 今回の開発というか、再  
整備に当たりましては、メインとしては駅広の  
南側に民間ビルができて、そこで新たなにぎわ  
いが創出されるということで、それをさらに大  
きくして、あみーろ一どにつなげるということ  
を目的としておりますので、基本的には駅広の  
南側、図面の右側のところにイベント空間とか、  
そういった交流の広場みたいなものをつくるこ  
とを主な目的としてやってございまして、KIT  
TENビルとその複合ビルを結ぶような道路に  
つきましては、委員おっしゃったように、駅舎  
のところ、ここに、雨でもぬれないような、あ  
るいは風も防げるような形の回廊みたいなもの  
を整備していこうかなというふうには考えてお  
ります。

○中野委員 これが3カ年ぐらいで終わるんで

すか。総事業費は、どのくらいを予定されているんですか。

○米倉都市計画課長 基本計画ができたばかりで、今、この基本計画策定の業務の中で全体工事費の算出、概算工事費を算出する作業に入っておりまして、現時点では全体工事費はまだ出ておりません。

○中野委員 大体の想定は、わからないですか。

○米倉都市計画課長 前回の駅前広場整備事業費が約10億円程度かかっていますので、今回はそれに大屋根がついたり、新たな附属施設もできるのですが、一部触らないところもございますので、おおむね前回ぐらいの事業費が一つの目安になるのかなとは思っております。

○中野委員 わかりました。

○有岡委員 今のイベント広場の関係でお尋ねしますが、これは地震等で落ちてくるような屋根では困るわけですが、どれぐらいの人数が利用できて、どのような形のイベントで使っていくのか、そしてこの施設の管理はどなたがされることになるのか、その点、お尋ねいたします。

○米倉都市計画課長 まず、どういったイベントを開くのかという一つの御質問なんですけど、基本計画ができたということで、今から地元の商店街あるいは宮崎市が中心になって、イベントをどういった形で開くのかというのを検討されると思いますけれども、想定されるものだと思いますと、例えば楠並木通りでいろんな物産展みたいなものを開いていますけれども、ああいった形で、地域におけるいろんな産物あるいは地域で行われているお祭りとか、そういったものを通して情報の発信を図ったりとか、そういったこともできるのかなと思っております。

いずれにしても、このにぎわいがさらに大き

くなるような形でのイベントが開かれることを願っているところです。

それと、この施設の維持管理についてのお尋ねですけれども、ここはJR用地と県有地がございますので、駅前広場の管理協定を結ぶことになっております。その協定の中で、こういった形で施設を維持管理していくのかを今から決めていくこととなります。

○有岡委員 協定についてはわかりました。

あと、ここに、例えばマックスでどれぐらいの人数がイベントで入って、500人とか1,000人が利用できるのか、やっぱりそれは基本設計の中で協議されるのかなと思っていますし、また、いつできるかという話でいきますと、民間の複合ビルは2020年の秋となっていますが、それに並行してつくっていくのかと思っていますけれども、完成時期は想定されているのか、あわせてお尋ねいたします。

○米倉都市計画課長 どれぐらいの方が利用できるのかという話でございますけれども、人数的なものは把握というか計画はしていないんですけれども、先ほど言いました楠並木通りの活用では、例えば毎月第3日曜日に1回朝市が行われていますけれども、あれが車道と幅員使った形で行われております。あそこは約2,100平米の面積がございますので、このイベント広場等を考えれば、広さ的にはそれを若干上回るような大きさになっていますので、あのイベントよりも多い人たちの利用ができるのかなと思っています。

それと、完成時期ですが、14ページの今後の予定のところには図を載せておりますけれども、民間ビルにつきましては下段の表で、2020年度の秋のオープン予定を目指しているということでございます。駅前広場の整備につきましては、

先ほど申しましたとおり、来年度に詳細設計で、それが終わり次第工事に入る形でございますけれども、現在、基本計画策定業務の中で施工計画についても作成しているところです。

民間のほうとビルの打ち合わせ作業をやる中で、駅前広場の一部を施工ヤードとして借りたいというお話も出ておまして、こういった期間で借りるのか、そういったものも含めて工程調整をやらないといけないので、一応、目指すところは同時期の完成を目指しているのですが、工程的にも非常に厳しい工程となっておりますので、できるだけ民間のほうとの工事の施工区分、ここ辺も含めて、できるだけ早い形で工事が終わるように今から調整をしていく必要があると思っています。

○有岡委員 ぜひ、工事に支障がなければ、このシェルターだけでも早くできるといいなと個人的には感じていますが、利便性を高めていくということで、お願いしたいと思っています。

続けて、428ページにございます建築物の耐震化の促進事業で、木造住宅を除く建築物の耐震化ということで1億強予算が計上されていますが、これは対象としては何件ぐらいの事業を予定しているのか、お尋ねいたします。

○志賀建築住宅課長 建築物地震対策費は、木造住宅を除く建築物の耐震化の促進に要する経費でございます。耐震改修促進法が改正されて、一定規模以上の不特定多数の者が利用する建物につきましては耐震診断の義務が生じました。

その耐震診断の結果、耐震性が不足するとされたものにつきまして、県と市と国とで補助を行っているところでございまして、この予算上対象としている建物は、5棟でございます。

○有岡委員 以前、ホテル関係がかなり耐震を

急ぐという話を聞いておりましたが、今回の5棟を含めて、大概、県内のホテルについては耐震が終わったのでしょうか。それとも、まだかなり残っている状況なのか。現況を把握していられれば、お尋ねいたします。

○志賀建築住宅課長 この建築物耐震化促進事業は、ホテルに関しましては、3階建て以上かつ5,000平米以上のものが対象でございます。ただいま申しました5棟のうち、ホテルが2棟入っております。これら2棟につきましては、来年度までにめどが立つと聞いております。

○有岡委員 ありがとうございます。

○坂口委員 避難の盛り土、高台について、ちょっと詳しく教えてほしいんですけど。

まず、盛り土の量が大体どれぐらい必要になってくるんですか。

○森美しい宮崎づくり推進室長 盛り土の量は、今のところ24万立米を予定しております。

○坂口委員 盛り土をやる場合の進捗は、直轄の進捗ぐあいに合わせてざるを得ないと思うんですけども。向こうが掘らないとどうしようもないから。

まず工期的にそれに合わせながらやっていくことになるのか、それともどこかにストックして集中的にやるのかなんですけど。

いずれにせよ、例えば向こうと工事進捗の整合を図りながら持ち込んで盛り土するとなると、受け入れ態勢は向こうに合わせてざるを得なくなる。そうなったときに、24万立米を、これは2カ年でしょう。向こうの工事次第で、相当な量になると思うんですけども。

それを盛り土して生成をやって圧密をやっていく作業との進捗がうまくいくのかが一つと、そうなったときに10トンダンプがどの道をどれぐらい通るのかなという心配。

そこら辺の整理を、あくまでも地元優先でやっていくというのと、予定されている協議とか県民の利用を優先でやったとき、どちらにせよ工事調整をやりながら持って行って2年でおさめるのか、あるいはどこかにストックしといて、こちらの進捗の効率性で工事費も安く上げるのか、そこら辺は具体的にどうなってきますか。量が余りにも多過ぎてわからないんですけれど。

**○森美しい宮崎づくり推進室長** 今、委員がおっしゃられたように、工事を実施していくに当たって、土の出し手である国と、受け手であります私たちの調整は非常に大切になってまいります。

できる限り、国には、場所がある限りですけれども、そこも調整が必要ですが、事前に現場にストックをしていただいて、それをいいペースでこちらに搬出していただきたいというお願いはしようかなと思っております。

それから、搬入のルートにつきましては、混雑時は基本的には加江田川沿いの堤防から入らないといけないかなと考えておりますので、その工事用道路としての手当等も出てきます。それから、平日等でほとんど利用者がいない場合につきましては、南側の入り口からそのまま入って搬入することを検討しようかなと考えております。

そして、地元との関係ですけれども、地元といますか県民の方がいろいろ利用される場合は、その利用状況を見ながら、あくまでも利用者の方をある程度優先することは必要だろうと考えております。

今、委員がおっしゃられたように、24万立米という相当な量ですので、私たちも、今、31、32の2カ年でやるということで予定をしておりますけれども、そういった調整事項いかなんでは若干延びることも想定には入れているところでござ

います。

**○坂口委員** 私から見ると倍ぐらいかかりそうな気がして。24万立米を、切り土をやったり、盛り土をやったり、のりをやったりで、持ち出せる期間も限られるし。そうすると、恐らく国土交通省側としても、それだけのストックをこちらの効率に合わせる分だけストックしておいて、持ち出してという発注の仕方は、ヤードの確保すら——あそこでは残地というかヤードに利用できそうな、そういう余白がないような気がするんです。

そうなったときに、工期が一つ心配なのと、むしろ、県側の発注とか積算の仕方が、短期間で運び込んで工事をしては、休止しなさいとか、これは附帯する工事が無いでもんね。大まかには、盛り土で盛る、整地する、締めるという作業の繰り返しですと、こちらの進捗でぱっとやるのと、向こうに合わせてだらだらやって休止してしまうのでは、かなり金額が違ってきそうな気がして。まして県工事分だけで40億にも及ぶような。これは連携をとって、どこかに協力しながらヤードを設けて、それでヤードから持ち出す分の運賃も県が負担すべきは負担する、そのほうがむしろ工期もしっかり組めるし、工事費も結果的に安くなるような気もしたり。

そこら辺で、これは詰める余地が残っていなような気がして。わからんとです、24万という量を2年間で持ってきて、あそこに入れてということ、漠然と考えた時に、何かそんな気がするものですから。

**○森美しい宮崎づくり推進室長** 今のストックのヤードにつきましては、国の現場内でまず確保していただくというのが一つのやり方であります。それから、我々受け手のほうも、盛り土をする面積が非常に広い面積になりますので、

その施工する場所をストックヤードとして使うことも検討しております、それがうまくタイミングが合って、途切れることなく土が供給できて、受け入れることができるというふうな、限りなくそういうことが実現できるような調整を国ともしていきたいと考えております。

**○有岡委員** この件で、ちょっと幾つかお尋ねします。

土地を今の松林の中に確保するわけですが、この土地代はどれぐらい、まず見込んでいらっしゃるのか、面積もあわせてお尋ねいたします。

**○森美しい宮崎づくり推進室長** 面積については、今、詳細設計でいろいろ、どういう形が一番効率的かをやりながら検討しているところですので、まだ出ておりません。

用地の費用についても、これから地元の方と交渉していきますので、済みませんけれども、ちょっとこの場では控えさせていただきたいと思います。

**○有岡委員** 幾つか話を聞いたのですが、地元の方も、昔の青年が松を植えていったんだと、それを切るのはいかがなものかという声は聞きました。これは、一つの情報として。

そして、国との直の事業というのはよくお話されるんですが、この利用される団体の話が出てこないものですから、利用団体の話の中で、こういう計画がありますという話し合いに納得していらっしゃらないと僕は聞いているんですが、いかがでしょうか。

**○森美しい宮崎づくり推進室長** 陸上競技協会等の競技団体とは、個別に何回か実際にお会いして、御意見を伺いながら今進めているところでございます。

そして、今、委員がおっしゃられましたように、100%納得されているかということ、そうでは

ないと私たちも認識しております。これからも丁寧な説明をしながら、協力が得られるようにやっていきたいと考えております。

**○有岡委員** 100%という表現がどうかわかりませんが、反対だという話を僕は3日前に確認しました。

なぜかということ、やっぱり避難ができないという不安を持っているわけです。だから、教職員もそうでしょうが、避難をさせてもらう、そういう方たちに安全だということをちゃんと伝えて避難させることによって、事故は起きないということを保証しないと、前に進まないと思っています。

ですから、500メートルの距離を、例えば車椅子とか障がい者の方が移動するときに、安全に移動することが不可能ではないかということが前提にありますし、例えば、ひむかスタジアムのように、かなり遠いところから、前から言うように海に向かって逃げることを、どれだけ安心してやれるかが納得できない以上は、パーセントじゃなくて、基本的には反対だという話を聞いております。

ですから、丁寧な説明の前に、安全を確保する、もしくは何か事故があったときは県が責任持つんだと、だからこれをやらせてくれというぐらいはつきりおっしゃらないと、団体としては責任が持てないというのが本音だと思います。

ですから、どうやって上にいる人たちを移動させていくとか、遠い方を移動させるとか、そこら辺のシミュレーションができない、そしてそれが、事故が起きたときの担保を県が持つんだという話までしていただかない限りは、僕は反対ですとずっといくと思っています。

そういう意味では、やっぱり力を入れるところは、まず最初のスタート地点を大事にしない



と、つくって、あとはどうぞ利用してくださいというやり方ではうまくいかないなという気がしておりますが、今の現状はいかがでしょうか。

**○森美しい宮崎づくり推進室長** 競技団体の方々とは、話を重ねる中でいろんな御意見を伺っています。今おっしゃられましたように、避難することの安全性の担保についても意見を聞いております。

今回の議会でも部長が答弁いたしましたけれども、大勢の方が避難するときに、例えば階段みたいな狭いところに集中するとやはり危ない。盛り土の場合は、盛り土ののり面等、あらゆるところから高台のほうに避難できるということで、人数が多いときの避難の方法については盛り土形式のほうが安全に避難できるのではないかなというようにも考えております。

私たちが思っていることは、団体の皆様に通じてなければ、また丁寧な説明をしていく必要があるというふうに思っております。

**○有岡委員** 要は、県がこの計画をつくった以上は事故が起きたときの責任は持つとはっきりおっしゃってもらえれば、もうあとは県がつくっていただいて、そこに誘導したときには責任がないということがわかれば、そんなに苦にならないんですが、万が一、それが現場にいる人たちが責任をとれということになってしまうと、大変。(発言する者あり) そうですか、わかりました。そういう声があるということは、お伝えしたいと思います。

**○森美しい宮崎づくり推進室長** 今、おっしゃられたようなことは当然のことですので、相手方にきちんと伝えて、協力を得たいと思っております。

**○坂口委員** 何か起こったら全部県が責任を持

つなんて、それはできないです。それは、瑕疵があったときの責任、やっぱり本人責任というものは、それは裁判でしか決着できないです。

そして、そもそもこれをつくるかつくらないかとなったとき、つくらなければあそこが使えないという想定です。津波が来たりすると、あそこは使用禁止になるわけです。でも、団体等を含めて使わせてほしいと、安全対策をやってほしいというところからスタートしたことをまず委員は自覚しないと。(「委員長、私が」と呼ぶ者あり) ちょっと待って、そこを自覚しないとだめだって。

それから、本当に団体が、あそこにそんなものをつくらないでほしい、だめだと言うんだったら、県民に問うて、つくらない、あそこを閉鎖するという方針も出さないとだめだけれど、あそこは使っていく、陸上競技場を山之口につくるということは、もう決定しているわけです。その中で、あの財産を無駄にしないためにはどうする方法がいいかといったら、やっぱり使っていくながら安全を確保する。

そんなことを言っていたら、原田先生が出した津波の高さがもっとひどくて2メートルも上に来たら、その高台は全部だめなんです。そのときに、全部に県が責任を持つべきかといったらそうではなくて、合理的、そして可能性が一番詰めた専門家の意見としてこういうことを設定しましょう。設計基準は何メートルの津波にしましょう。そういったシミュレーションをもとに、そのとき最大公約数救えるものを作りましょう。それは、なってみなきゃわかんないです。完璧なものをつくっていたってだめかもわかんない。極端に言ったら、逃げ出して、波が来出したら、今度は後ろの人がそれに怖がって押し出すかもわかんないです。結果的には、

そこで助かるものが、特にスタジアムだったら、向こうから波が来たら一番上の人を放り出しても自分がもう一段登ろうとするかもわからない。そんなものは裁判をやってみないと、責任はわからないです。だから、やるかやらないか。そして、もうやると決めたんだから、それを了解した上でやっていかないと。

あそこを反対していると言うんだったら、またもとに戻して、そこからやらないとだめです。山之口も、あそこは畜産なんてないんだから、ふん尿のにおいなんてしないんだからあその会場も大丈夫ですよ。

**○有岡委員** 済みません、執行部と対話になっておりませんが、私が聞いている団体の希望は、今の競技場を高くして、そこから移動しなくてもそこで安全を確保してほしいというのが要望と、私は聞いております。ですから、それも一つの方法として検討していただきたいと。

県がつくることに対して、つくるなど言っているわけではありません。ただ、安全を確保してもらわない限りは困ると。だから、今の競技場を高くしていただくことが一番の要望でありました。それは、そのようにちゃんと伝えておきます。

**○森美しい宮崎づくり推進室長** 今のお話は受けとめておきますけれども、今現在は議会等においても盛り土をつくるということで御説明させていただいております。それが安全に避難できるように、安全なものになるように進めてまいりたいと考えております。

**○星原委員** そのことなんですけれど、話が出たように、想定外というのが出てくるわけだから、どこまでやったら本当に。それは計算上であって、限度がないわけ。そうしたら、もう、幾ら競技場の施設だけを上げたって、その周り

にいる人たちがそこに取り残される可能性もあるわけよね。それで安全かどうかは、そのやり方をやったから全て100%安全ですというのはないわけです。

それは、もう海側に20メートル以上の防波堤でもつくって、全然津波で冒されない形でない限りは、これは、ただ、その競技場の周辺の人が上がっていくかもしれない、その人たちはそうだけれども、その周辺の人たちが、数も1万人おるか、想定が云々で、今度逆にそういうふうになくなっていく間に来るかもしれんし、それはわからんわけです。ただ、今は計算できる範囲で多分やればいいし。

それで、有岡委員が言うような、山之口がどうこうという問題はちょっとまたそれは別問題。

だから、やっぱりこういうのは、もう計算された上でやるわけだから、それに幾ら言っただって、予算的なものも出てくるし、当然工事する、あるいはこうやって請け負う課の人たちは、やっぱり最低限の安全性は確保できる状況とかを計算した上でやっているわけだから、想定外が出てきたときには、それはもうどんな場合でも私は無理だと思うんです。そこまでやるだけの予算もないだろうし、そこまでやらないといけないかどうかもまた検討しないと。これはもう担当課だけの問題じゃなくて、そういう形になっていくんじゃないかと私は思います。

**○後藤委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○後藤委員長** それでは、以上で、都市計画課、建築住宅課、営繕課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時31分休憩

---

午後1時33分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

各課ごとの説明及び質疑が全て終了しましたので、これより総括質疑を行います。

県土整備部全般について質疑はありませんか。

○星原委員 まず、今回国土強靱化とかで3年間、かなり多くの予算がついたことはうれしいことなんですけれど、ただ、もう皆さん御案内のとおり、技術者不足、労働者不足の問題があるわけです。

だから、そういうことを考えたときに、業界の人たちとの話し合いももちろんでしょうけれど、どういうことを今後行っていくのか。今、不調というか、そういったものも結構、この間の議会での代表質問、一般質問の中で出てきたように、今の数でいったときに、果たして全ての仕事を発注できるのかどうかというのも出てこないかなという、懸念が私はあるんです。

だから、そういう場合に、どうやってカバーしていくのか。不調をなくすために、前から出ているんですけれど、発注の仕方をもう少し考えるなり、あるいは書類なんかの簡素化、発注時期もやっぱり第一四半期になるだけ発注して平準化を図らないといかん問題とか、あと落札率も90%前後で、本当に企業として利益が出て、社員の給料なり福利厚生なんかでちゃんと対応して人を雇えるような、そういうことができるのかとか。

私は、ここでそういった問題を全部考えていかなないと、地震や大きな台風とか災害が起きたときに、県民の不便とかいろんな問題を抱えるんじゃないかなと思うんです。

だから、全体的にそういうものに対して、今までと違って、現場の代理人や主任技術者とか、そういう問題、要するに金額の小さいものは1人で2カ所ぐらいは見れるとか、やっぱり国だ

けじゃなくて県でもそういったものを考えて判断できるようなことも考えていかななくてはいけないんじゃないかなと思うんですが、そういうことについての部全体での話し合いとか、議論とかはされているんですか。

○弓削管理課長 いわゆる国土強靱化等で事業量が多く、補正があつて、災害もあつて、答弁等でございましたけれども、もう既に、不調、不落が非常にふえてきている状況もありますし、今後また非常にそういうことが懸念されることは、もうまさに県土整備部といたしましては、非常に大きな課題でございます。

いわゆる、不調、不落となった工事につきましては、今までも、いわゆる等級の拡大であるとか、入札方式、あと施工条件、いわゆる重機や日数の見直しとか、そういうことでいろいろ入札を改めてやっていたところでございまして。

ただ、いずれにしましても、この状態は近年にない状況でございますので、まずは関係団体と協議して行って、どうやっていくのがいいのかを受注される建設業者の方々と十分意見交換をしまして進めていくというのもございますし。

また、地域の事情はそれぞれあると思うんですけれども、それについてはやっぱり各地区でやっていくことが重要であるということで、地区の事情、いろいろ聞くとそれぞれでありまして、国の関係とかも違って来たり、また市町村との関係、発注量とかいろいろあるわけでございまして、そういう把握もしながら、現場条件に十分考慮したきめ細かな積算であるとか予定価格をどうしていくかとかいうようなところ、またおっしゃったような平準化というところも含めてということでございまして。

また、技術者のところについても、何がしかそういうことについて考えていくことも必要か

など。

いずれにいたしましても、補正もありましたが、この実質2年間は、特に来年度の前半については、市町村もそうだと思うんですけども、もうどんどん発注量がふえていくということで、その辺につきまして検討していったら、受注がいほうにうまくいったら、不調、不落が起こらないような取り組みをしていきたいと考えております。

**○星原委員** きょうも説明があったんですけども、宮崎西と清武間の4車線化で150億円と、すごい金額の工事を決めてもらって、ここを一年か二年か三年の間にやるとなると、仕事は今度いっぱい出てくるんですけども、実際それをこなすだけのことが本当にできるのかと。

そうなってくると、本当に前から言っているけれど、やっぱり平準化、前倒しにできるものをいかに進めるか、あるいは現場代理人とか現場の人たちが書類なんかかなり大変だと、もう前から出ているんです。だから、どうやったら時間短縮、書類の簡素化。あと会計検査とか何かあるときには、またそういう形ですすにしても、お互いが今はデータの中で持っていてとかいろいろな形にして、写真にしても何にしても、なるだけ数を少なくしていく、負担を少なくしていくとか、そういうこと一つ一つをやっぱり考えていかないと、今のままで行き当たりばったりみたいな形でやっていたら、この3年間で今までとは違う予算額がかなり来るので、本当に大丈夫かなという感じがするんです。

だから、その辺を真剣に検討していただいて、やっぱり業界の人たちの意見。それでやっぱり、技術者不足にしても、最終的には給料だと思うんです。福利厚生、土日が休みなのか、時間外がどうなっていくのか。4月から働き方改革な

んかも出てくると、受けた会社としてはその仕事をこなそうとする、それをこなすためには人数がいるのかいないのか、夜までやらないといけないとか、土日が出ないと、今度おかしんじゃないかとなってくるわけで。

だから、そういう時間的な配分の仕方、金額にしてもどんな形だったら、発注して、業者の人たちも自分たちの社員がちゃんとやめないで継続できるかとか、そういうことまでやっぱり考えないと、この3年間で、ちょっと数字だけでもかなりふえてきて。それで業者も、もう去年でもやっぱり約4割ぐらいは、倒産というか、やめていったら、廃業した人たちが出ているという話聞くと、本当に大丈夫かなと思うんです。

だから、もうここで、しっかりその辺のところを、なるべくそれぞれ負担が少なくなるような方法、一つ一つどういうふうにしていくかとか、協議してほしいなと思うんですが、その辺について、部長、何か意見を。

**○瀬戸長県土整備部長** 今、星原委員が言われましたように、平成30年度だけを見ても、台風24号、25号で県内一円に甚大な被害が出たところでごさいます。過去10年間でも一番の災害被害額が出たところでごさいます。

それに加えて、今度、国土強靱化の予算がついたということで、私どもも建設業者の育成確保は、本当に喫緊の課題だと思っております。

今現在、週休2日工事ですとか、ICT土工事ですとか、いろいろ取り組みはしております。加えて、発注工事におけます余裕期間の設定とかをやりながら発注時期の平準化にも努めているところでごさいますけれども、まだまだ今までの取り組みでは、今後3年間、またそれ以降もまだ予算の確保を求めています。

と私ども考えておりますので、それにはなかなか難しいのかなというふうに思います。

先ほど委員から言われました書類の簡素化ですとか、そういうあらゆる面から考えていかんといかんなど思っております。

今現在、技術企画課、技術次長を筆頭に各建設業協会の各支部長と月1回の打ち合わせはしておりますけれども、先ほど管理課長が言いましたように、各出先の所長と、各支部の役員の方との意見交換会が今後ますます重要になってくるのかなと思います。そういう意見を吸い上げながら、先ほど言いましたように、建設業者の皆さんの確保が本当にもう課題になっておりますので、しっかり対応していきたいと本当に考えております。

**○星原委員** ぜひ、若い人たちが無理なことでやめていかないような体制も考えてほしいし、やっぱり今置かれている状況は、なかなか簡単に技術者も見つけられない状況ですよ。そういうことですから、今、部長が言われたようなことに、できるところからいち早く取り組んでいただいて、少しでも負担が少なくなって、業者の人たちがやりがいのある形にしてやってください。よろしく願いしときます。

**○坂口委員** 関連してですけれど、本当に深刻な問題だと思うんです。

それで、やっぱり一つは、今言われたように特に施工体制の簡素化。もう今施工体制をそこまでチェックしないと、手抜きする人とか落ち度がある人というのは、これだけ条件厳しい中での参加資格にしたり、特に総合評価なんかはそうだから、まだまだ簡素化できるのではないかなという気はします。立派なものをつくるという視点から立ったときの必要最小限と考えれば。

もう一つは、総合評価の中での工事経験。企業がその経験を持っていれば、もうそれだけで評価対象にしてほしいという意見は結構多いんです。それは人手不足から来るんだろうと思うんです。

でなければ、もうこれは冗談話だけれど、いい得点を稼げる現場技術者を持っていれば、加えて障がい者点数までもらえるんじゃないかと。何かと行ったら、年が行っても、車椅子でもその人を連れて来ないと工事をとれないというわけです。障がい者で持ってくれば2つ。これはもう冗談話ですけど、それぐらい現場が深刻だということです。

だから、品質を確保して、県民のお金で工事をやっているんだという基本は外れてはダメだけれど、やっぱり実際現場をもうちょっと見て、そこから見直せないかなと。だから、そういった工事経歴についても、企業だけでオーケーとするか、企業あるいは技術者のどちらかが経験を持っていれば、僕はしっかりそのところを自覚してかかれば、工事の品質とか責任施工は担保できると思うんです。そこら辺を総合評価の中で、一つ見直せないかなと。

あとは、需給バランスで全て市場価格というのは成り立つんですけど、今後市場価格はどんどん民間価格が先行していくことはもうわかっていますよね。だから、こういう公共工事に使われている、特に労務費とか人件費に係る単価ですけど、これで人を集めようたっても無理で、労務費は極力見直しをしていくと言われていますけれど、やっぱり公金だから限界があるんです。だから、ここでかなりマイナスが出ているということ。

だから、例えばなんですけれども、設計変更のルールをもうちょっと国の仕組みとして緩和

させていって、特に災害復旧工事とかになると、その設計書ができた時点からその設計書が変わる条件というのはなかなか出てこない。その設計書に組み込まれた単価を変えようがないですよ。だから、ここでも矛盾点が出てくる。世の中高くなっていっているとわかっているけれど、これはお役所の事情で何年何月につくった設計書で、そのときの単価が入っています。何ら変わらないからということでしょう。同じところにやる工事でも、その直前につくられた設計書にはそのときの単価が入っているわけです。

だから、役所の都合でいろんな仕分けをして出す。工事で同じことをやって、その単価が違うというのも、受注者側からしたら、本当に理解できない話で、こういったルールも今見直していかないといけない気がするんです。

それをさらに一歩進めて、設計変更のあり方も本当にリアルタイムに対応できていくようなものが今後出てこない、なかなか技術者を確保するのは難しくなっていくと思うんです。大変な仕事だし責任があるし。だから、そこらが一つかないという気がするんです。

それから、もう一つ、例えば普通の企業だと大学を卒業して入っていく。その企業が、年間10億稼げたとします。その中の一員として入っている。それはどの人が幾ら稼いだかわかんない。だけれども、この公共工事の設計書は、この人は1日何ぼ稼げるという、設計単価がもう決まっているわけですよ。大学を卒業してある程度経験をつけて資格を持って入ってくれば、あなたは1日2万稼いだとか、その会社で30年勤めて超ベテランになっても、設計単価では、その人を張りつけても、あなたはやっぱり1日2万稼ぎましたということで、年功序列という考え方と、ベースアップという考え方が企業とし

てはなかなかその中に組み込めないと思うんです。

だから、そののところが、こういった工事のあり方として、本当に今後ともしっかり維持管理あるいは新設というものを責任持ってやっていくと考えたときに、そういった世間の一般的な給与のあり方、そしてまたそれに合わせざるを得ない自分の生活設計と整合させるということがないと、幾ら楽だとか機械化だとか、単価を上げたからといったって、それはなかなか解決しないと思うんです。特にこういった技術とか経験を必要とするものは、日本本来の終身雇用の考え方に従って、10年いけばベースアップが何ぼになっていくと、企業としてもそれはしっかり工事からその経費は稼げますという設計のあり方。じゃあ、1年選手、2年選手使って同じ単価くれるのかというとなかなか難しいから、そういったことができるような建設業の経理ルールというんですか、やっぱり建設業経理士というのが特にいるわけです、独特な経理ということで。

そういった本当に新たな時代のルール、そしてこれからの人口減少とか人不足時代に合った設計のあり方。やっぱり全ての基本は設計書だと思うんです。これはもう夢のような、雲をつかむ話しかもわかんないけれど、もうそこまで現実はずち当たっている気がするんですけど。なかなか答えにくいでしょうけれど、何かそういったところで感じておられるものがあれば。

**○大坪技術企画課長** お答えできるところからお答えしていこうと思いますけれども。

先ほど総合評価の話で、技術者の実績という話がありました。昨年からは技術者育成チャレンジ型という総合評価の方式とっておりまして、これは配置予定の技術者に実績がなくても、会

社に実績があれば総合評価としてそれは成り立ちますと、そういう評価をしましょうということで、逆に技術者を評価しない形の試行を始めたところです。

これは、業界からもちょっと期待を持って見られているんですけども、今、検証を行なっているところでありまして、工事成績点とかそういうことで遜色がなければ、これはもうどんどん広げていこうと思っております、入札の簡素化の一つにもなるのかなと思っておりますのでございます。

それから、設計単価の話もございました。確かに、委員がおっしゃるように、会社のベースアップみたいなことが反映できればいいんですけども、予定価格の中で、企業に職員としておられる方の給与等につきましては、一般管理費等のあり方とかその辺をいろいろ考えていけないといけないのだろうと思っておりますけれども。国も平成26年の改正品確法以降、間接費のアップはずっとやってきておりまして、特に一昨年は現場環境改善費というのが新たな現場経費の項目として追加されて、予定価格で1%上がりました。昨年は、一般管理費が2億円以下のものですと1%以上引き上げられたということで。

26年度の直接人件費に対する間接費の割合を今調べてもらっていたんですけども、やはり5%から10%ほど26年度の予定価格から今上がっています。その上に、先ほど管理課長も申しましたけれども、今、直接工事費を、きめ細やかな積算とか見積もりを使いましょうということで、直接工事費も引き上げようとしています。

今年度も設計労務単価がまた引き上げになりまして、国に合わせて前倒しで3月1日から引

き上げたところなんですけれども、これは7年連続の引き上げになりました。

国は、平均の設計労務単価を公表し始めた平成9年度以降、今が一番高い値になったとおっしゃっています。県は、平成9年度は全国平均も高かったものですから、まだそれを超えるところには至っていないんですけども、ほぼ同じ水準まで回復したという認識を持っているところでありまして。やはり積算に当たっては、そういう国が単価等改正したときには、遅滞なくそれを使うことを心がけていきたいと思っておりますし、県でも独自に鋼材ですとか燃料代とか、重要な単価は毎月調査をしております。一定の額の上昇があった場合には、すぐ見直しを行いますし、場合によっては設計書の中でその上がった分をインフレスライドということで設計変更もしておりますので、そのようなことを十分徹底していきたいと思っております。

そういう設計の労務単価とかの考え方については、いろいろ難しいところがあるんですけども、今年度から技術者、労務者の方にはキャリアアップシステムというシステムを国のほうでやられることになりまして、それぞれのキャリアを一つのカードにデータ化して取り込むというようなことで、その方の能力を正當に評価しましょうという動きが出てきています。

ただ、これが実際工事のときどのように使われるのかはまだ出てきておりませんので、その辺は全国的なものを注視しながら、できれば我々もそれが評価できるような形をとりたいなと思っております。

○坂口委員 そういった間接的な経費の率で上がってくるのも、率に直すのもいいんですけども、やっぱり単価を見直していけば自動的に金額は上がるわけです。そうなったときに、現

在単価と比べて率は上がっていることになるわけですから、実際、本当にその時点での単価になれば、もとと比べれば上がっているから、どちらをとるかでしょうけれど、やっぱり基礎数字が変わるのが一番安心できるかなという気がするものですから、そこをぜひお願いしたい。

あと、これもまたもっと細部になってしまいますけれど、総合評価ですが、例えば条件を求めるときに、配置予定の技術者として出した人が契約日までに工事を終わった届けがなければ、この人を次の予定者として記載できないです。契約の日が来れば、そこであいとかないとだめですよ。

だけど、先ほどの総合運動公園の高台ではないけれど、入札はやっぱり平準化なんかの都合とか、予算の明許の都合で早く工事をやるけれど、実際その人がその現場に行かなければならない日まで差があるじゃないですか。ない工事もあるけれど。本来、言葉の定義からいえば、もう落札をした時点が契約と同じぐらいとみなすか、少なくともそれから何日間かの余裕がある契約ぎりぎりの限界の日までにあいていないとだめという理屈はわかるんです。でも、何のためにその人を張りつけさせるかという、責任施工です。

だから、明らかにこの工事は、工程管理なりをやったり、あとは工程管理を組んだときに、それは役所とかも立ち会いのもとで責任持って組むわけですから、この日までに絶対その技術者が現場に入って工事に携わらなくても、そこは代理人なりがしっかりとその安全なりあるいは現場の管理をやっていけば大丈夫だというような工事のときは、その間を延ばしてあげられるだけでも、ここで入札できる資格が生じる業者

というのはいると思うんです。本当、工事が始まったときは、うちはあの現場、技術者を遊ばしといて仕事ができんもんという人も、これが3日入札がおくれれば、これ張りつけられていたというようなこともあり得るでしょうから、そこもさらに詰めながら、今のルールでは無理ですけど、でもこれは運用だから見直せると思うんです。そういう知恵も出しながら、やっぱり今の悲鳴上げている現場の実情というのは、少しでも配慮してもらえるとありがたいかなという気はします。

**○大坪技術企画課長** 先ほど部長から今余裕期間を設定した入札制度も行っていますという話があったんですけども、その中でやはりそのような御意見いただいております。余裕期間を設定している間は、総合評価であっても、今従事している方を配置してもいいのではないかなというような意見もいただいておりますので、その辺は見直しを検討してまいりたいと思います。

**○後藤委員長** ほかにないですか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○後藤委員長** それでは、その他で何かありませんか。

**○坂口委員** 用地関係だからさっき聞いてもよかったけれど、都市計画課とか道路建設課がおられるところがよいかな。

用地先行取得をやっていきますよね。先行取得では、特に上屋補償ですけど、建物とかそれから構造物補償を含めて用地を買いますよね。これ、ちょっとわからんのですけれど、そこで先行取得をしていく。今度の予算書にも1億8,000万余りの、一般会計繰り出しが出ていますけれど。それで買って、今度は工事費の中から入ってきたお金で、それを特別会計から一般



会計へ返していくということになるんでしょうけれど。

会計の単年度主義を考えたときに、用地を買って建物まで買って、それを工事ができるように壊しておく。だから、残りは土地だけですよ。理屈的にはそこでやっぱり土地の評価の、不動産鑑定をやって、何ぼの評価しましたということで一般会計へ繰り出していかないと、その数字の決定というのが、売り買いの話でいけば、ちょっと矛盾してくると思うんです。そのところが一つ、何か不足金が出てくるのではないかなというのと、その帳尻合わせが、そういう仕組みでなければいいんですけれども、買った値段で買い取りますというのであればいいけれど、時間差があるのと会計の年度差があるということで、果たしてそれが通るのかなと。そこは実際どうなっているんですか。

**○河野用地対策課長** 現在、特別会計で取得した用地につきましては、基本4年で事業課に引き取っていただく形をとっているんですけれども、現在、29年度に取得した土地については、大体30年度に、もう翌年度に取得していただく形で、最初買った単価で、基本、事業課には引き渡す形で一応今のところは動いております。

ただ、基本4年間で渡すような形になっておりますので、土地が高騰する状況があれば、4年前に買った安い単価でまた事業課に渡す形になりますけれども、最近土地がずっと平準化といいますか横ばいでしたので、問題はないのですが、これが下がるようなことになってくると、取得単価とその引き渡し時の単価が違うというようなこともおきますので、可能な限り翌年度には買っていただけるとありがたいと、特別会計の赤字が発生しないような形にはなるかなと思っておるところです。

**○坂口委員** 特にそういったことによって年度差があれば、プラスマイナスの差が大きくなると思うのですけれど。

国の予算の箇所づけの考え方がちょっとわかんないんですけれど、補助公共の場合、査定をやって補助金額を決めて、そうなると、県単費で取得していた建物の分を今度は工事の用地費として上げるときに、そこをどういう工事費計算をして、用地から実際の工事から、予算を幾らという要望になっていくのか。国がそこをどう見るのか。買ったら、もう管理とかいろんな都合で、場合によっては、建物を全部なくしてしまうわけですよ。その工事に必要なお金を単年度単年度決めていくときに、その上屋の補償で、実際の県の財産から消えているわけですよ。だから、そこらが補助額決定というか、補助公共の査定というか、そういうときは単年度主義だからそこがどうなっていくのかが、ちょっと。

**○河野用地対策課長** 取得費につきましては、事業課で国との交渉、折衝をやりながら、取得したときの補償費込みで補助をいただく形で今現在行っておりますので、都市局の所管事業であれば、これが可能ということで現在やっております。

道路局の事業については、これが使えないものですから、今のところはもうやっていないので、今のところ県からの持ち出しというような形にはなっていない状況です。

**○坂口委員** これは、結果的には都市計画道路にしか使えないということで、通常の工事には使えないというか、使えなくはないけれど、欠損覚悟な予算になっていくわけですか。

**○河野用地対策課長** 都市計画道路につきましては、都市局のほうで補償費まで見ていただけ

る形になっておりますので、都市計画道路だけやっておりますけれども、道路局の事業についても、委員がおっしゃるように、補償費については見てもらえませんので、もうその分を県が負担する覚悟を持って予算をつけていただけるのであれば、道路局の事業もできないことはないということになりますけれども、今のところ赤字になりますのでやっております。

○坂口委員 宮崎の場合はそちらのほうが大きいですがもんね。とてもじゃないけれど、それは難しい話。

だから、国土強靱化とか防災・減災とか安心・安全を見たときに、道路局にもそのことをやっぱりしっかりと。都市計画を指定されていようと、どうしていようと、そこに住んでいる人は同じですから。じゃないと、せっかく制度を持ちながら、そういった道路だって都市計画、特に地方では、その中に組まれた道路なんてなかなかないわけで。また、国に都市計画でも組んでからやられたところが、上屋補償費というのは相当大きいんじゃないかと思うんです。それより、僕らのところの道路を改良してもらったほうが、上屋なんかからうんと安いんじゃないかと思うんだけど。

そこは、今の公共事業というかインフラの整備の考え方が、やっぱり大きく変わりましたよね。特に、国土強靱化なんて考え方。それと同時に、それを裏打ちできるような、後押しできるような、お金の使われ方というか、制度のあり方を、もうこれは特に田舎から訴えていかなと。東京や大阪は、余りそれが気になるようなところではないんじゃないかなという気がするものですから、ぜひこれもまた部長も含めてお願いをしておきたいなと思います。

難しさがあるのかもわからんけれども、部長、

決意があれば。

○瀬戸長県土整備部長 先ほど来、いろいろ意見が出ておりますけれども、県土整備部も予算は確保できましたけれども、今後の執行に当たりましていろいろ課題があると本当に認識をしております。一つ一つ、丁寧に着実に検討していきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○後藤委員長 ほか、よろしいですか。

それでは、以上をもちまして県土整備部を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時6分休憩

---

午後2時10分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行くこととなっておりますので、12日の火曜日に行いたいと思います。

開会時刻は13時10分としたいと思います、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 何もないようですので、以上で本日の委員会を終了いたします。

午後2時11分散会

平成31年 3 月 12 日 (火曜日)

---

午後 1 時 6 分再開

---

出席委員 (7 人)

委 員 長	後 藤 哲 朗
副 委 員 長	新 見 昌 安
委 員	坂 口 博 美
委 員	星 原 透
委 員	中 野 一 則
委 員	黒 木 正 一
委 員	有 岡 浩 一

欠席委員 (1 人)

委 員	満 行 潤 一
-----	---------

委員外議員 (なし)

---

事務局職員出席者

政策調査課主幹	花 畑 修 一
議事課主査	本 田 雄 毅

---

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に、各議案につきまして賛否も含め御意見を願います。暫時休憩いたします。

午後 3 時 6 分休憩

---

午後 3 時 6 分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

それでは、採決に移ります。議案により賛否が分かれていますので、まず、議案第 1 号につきまして採決を行います。議案第 1 号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○後藤委員長 挙手多数。よって、議案第 1 号

につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 9 号から第 11 号、第 13 号、第 14 号、第 21 号、第 23 号から第 28 号、第 31 号、第 45 号、第 49 号、第 57 号から第 59 号、第 61 号、第 62 号、第 70 号、第 74 号及び第 75 号の各号議案につきましては一括して採決いたします。各号議案につきましては、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○後藤委員長 御異議なしと認めます。よって、各号議案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、委員長報告骨子案についてであります。委員長報告の項目及び内容について、御意見を願います。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 8 分休憩

---

午後 3 時 11 分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、皆さんの御意見を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○後藤委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査につきましては、継続調査といたしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○後藤委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

その他で何かありませんか。

平成31年 3月12日(火)

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 何もないようですので、以上で、  
委員会を終了いたします。

午後 3 時12分閉会

署 名

商工建設常任委員会委員長 後 藤 哲 朗